

# 阪神教協りポ一ト

No. 37 (2014.4.1)

会長挨拶	瀬島 順一郎	1
2013 年度活動概要	山田 全紀	2
<研究報告>		
第一回課題研究会 (2013 年 5 月 15 日 於大阪産業大学)		
教職の意義等に関する科目に関するアンケート調査の結果分析		
一 阪神教協加盟校における状況一	植田 義幸	8
「教職入門」における「基礎知識確認試験」の活用について		
一 教職課程における「関門テスト」の効用一	田中 保和	12
協同学習による「教職の意義に関する科目」の実践	西口 利文	20
教職を含むさまざまな人生選択		
一 大阪音楽大学短期大学部「教職入門」における授業実践一	藤本 敦夫	27
質疑応答の記録	井ノ口 淳三	34
第二回課題研究会 (2013 年 10 月 30 日 於大阪産業大学)		
I. 基調講演 私立大学における教員養成の特色を考える		
	瀬島 順一郎	41
第II部 実践事例報告		
小規模新設大学における授業外活動の取り組みと課題		
	佐野 秀行	45
人間性とキャリア形成をめざす学校インターンシップ		
一 関西大学・学校インターンシップ 2003 年～2013 年一	山本 冬彦	50
教員採用に向けた大学の支援体制について一教職教育部の取り組みと教職ナビ一	田中 保和	57
質疑応答の記録	吉田 佐治子	65
第三回課題研究会 (2013 年 12 月 18 日 於大阪産業大学)		
実地視察大学からの事例 一 指摘事項を中心として 一		
	伊藤 博	73
課程認定申請大学からの事例報告① 一 神戸学院大学の指摘事項を中心に一	松宮 慎治	82
課程認定申請大学からの事例報告② 一 関西大学の指摘事項を中心に一	阿蘇 さやか	91
課程認定申請大学からの事例報告③ 一 本年度大学院専修免許状申請について一	境 健太	99
課程認定申請大学からの事例報告④ 一 摂南大学の指摘事項を中心に一	根来 実穂	109
課程認定申請大学からの事例報告⑤		
一 「学位プログラムと教職課程との相関関係」を中心に一	多畑 寿城	112
質疑応答の記録	八木 成和	115
<報告>		
神戸市教員の資質向上連絡協議会年次報告 (2013 年度)		
	藤本 敦夫	117
平成 25 年度 教員免許事務セミナーの実施について (報告)		
	根来 実穂	120
<会員大学自己紹介>		
千里金蘭大学と教職課程		
	中島 保子	125
<図書紹介>		
『教育概論(5 訂版)』(田原恭蔵・林勲編、法律文化社、2013 年)		
	植田 義幸	126
<資料>		
2013 年度定期総会の記録		
		128
2013 年度活動方針および事業計画		
		131
2013 年度幹事校会の記録		
		136
会則		
		152



## 二 挨拶

会 長 瀬 島 順 一 郎 （大阪産業大学学長）

毎年発行される「阪神教協レポート」には、教員養成に関する貴重な情報が詰まっています。もちろん1年間の阪神教協の活動内容や論文・ご意見・報告・書評などが掲載されますので読み応えがあるのも当然といえるのですが、レポートとしてまとめられる担当の先生のご努力の賜でもありましょう。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、相変わらず教育の問題は尽きぬ議論を呼んでおります。教育再生実行会議の答申は第4次も出され高校と大学の接続の問題と入試改善のことが提起されています。教育は国家の最重要課題に違いありませんし、教育現場を担うのは教員であることから教師養成問題も避けては通れないものです。教育は再生産されますので、教育改革は教師が最前線に位置づけられるべきものでしょう。

私がこのことを実感したのは1980年代後半のことでした。教育実習授業の学生が、模擬授業で穴埋めプリントを作成し、解答をしていく授業をしたときです。私はてっきり授業の補助資料かと思っていましたら、その穴埋め作業が授業だったのです。「それは授業ではないですよ」といいますと、学生は「僕たちはこんな授業しか受けていません」と答えました。学生にとって「教師のモデル」は自分たちが習った教師しかいないわけで、それも当然のことなのでしょう。昔から恩師の影響については言われていたものの、それは価値観や教師の一言とか、薫陶を受けた全般的なことを指していたように思います。それが、教壇における具体的な行動として現れたことに少なからず衝撃を受けたのです。同時に教師養成教育の難しさも感じました。「授業とはこのようなものだ」ということをわからせるのにかなり苦勞することになるからです。しかも唯一の解はありません。だからこそ教育の問題は尽きぬ議論を呼ぶのでしょうか。結局教師ひとり一人が自分の解を見つけだすしか道はないからです。まだまだ、議論や研究の余地がある分野だからこそ面白くも意義ある領域なのではないでしょうか？阪神教協のさらなる研究が期待されます。

末筆になり申し訳ありません。2年間阪神教協の幹事校をお引き受けいたしました。今年の5月で四天王寺大学にバトンタッチいたします。2年間微力でしたが、皆様のご協力でなんとか役割を全うできたことは教職担当者一同のささやかな喜びであります。大阪産業大学教職教室一同に成り代わりまして厚く御礼申し上げますとともに、今後の阪神教協のますますのご発展をお祈りいたします。

# 2013 年度における活動の概要

事務局長 山 田 全 紀

## I. 総会の開催

本協議会の 2013 年度の定期総会は、2013 年 5 月 15 日（水）13 時 30 分～14 時 20 分、大阪産業大学において開催された。この総会には、会員校 64 校中 53 校（うち委任状出席 23 校）と準会員校 8 校中 2 校が参加した。この記録は、巻末資料として掲載されている。

## II. 幹事校会の開催

2013 年 4 月から 2014 年 2 月までの間に、下記のとおり計 7 回の幹事校会を開催した。これらの記録は、巻末資料として掲載されている。

2012 年度第 6 回（通算第 243 回）幹事校会

1. 日 時 2013 年 4 月 17 日（水）15 時 00 分～17 時 15 分
2. 会 場 大阪産業大学梅田サテライトキャンパス 大阪駅前第 3 ビル 19 階
3. 議 題
  - (1) 2012 年度第 5 回幹事校会の記録確認
  - (2) 全私教協理事会および委員会報告
  - (3) 2013 年度全私教協大会における分科会の運営について
  - (4) 全私教協理事および委員の候補選出について
  - (5) 2013 年度総会および第 1 回課題研究会の運営について
  - (6) 阪神教協レポート編集について
  - (7) 阪神教協教職課程データベース（平成 24 年度版）について
  - (8) メーリングリストおよびホームページ管理運営等について
  - (9) 海外渡航助成金制度の運用について
  - (10) その他

※幹事校会終了後、幹事校交流会（17：30～19：30）を開催した。

2012 年度第 7 回（通算第 244 回）幹事校会

1. 日 時 2013 年 5 月 15 日（水）10 時 30 分～12 時 30 分
2. 会 場 大阪産業大学中央キャンパス 本館 9 階第 2 会議室 A
3. 議 題
  - (1) 2012 年度第 6 回幹事校会記録の確認
  - (2) 全私教協研究大会阪神地区分科会の運営について
  - (3) 2013 年度定期総会および第 1 回課題研究会の運営について
  - (4) 阪神教協レポートについて
  - (5) 阪神教協教職データベース（平成 24 年度版）について
  - (6) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について
  - (7) 海外渡航助成金制度の運用について
  - (8) 今後の記録担当について
  - (9) その他

※幹事校会終了後、総会および第 1 回課題研究会（13：20～16：40）および情報交換会（17：00

～19:00)を開催した。

#### 2013年度第1回(通算第245回)幹事校会

1. 日時 2013年7月17日(水)15時00分～17時15分
2. 会場 大阪産業大学梅田サテライトキャンパス 大阪駅前第3ビル19階
3. 議題
  - (1) 2012年度第7回幹事校会の記録確認
  - (2) 阪神教協2013年度定期総会の記録確認
  - (3) 全私教協理事会、教員養成制度検討委員会報告および研究交流集会について
  - (4) 2013年度第2回および第3回課題研究会の運営について
  - (5) 阪神教協レポート編集について
  - (6) 阪神教協教職課程データベース(平成25年度版)について
  - (7) 事務局報告、会費納入状況およびホームページ管理運営等
  - (8) 今後の記録担当について
  - (9) その他

※幹事校会終了後、幹事校交流会(17:30～19:30)を開催した。

#### 2013年度第2回(通算第246回)幹事校会

1. 日時 2013年9月18日(水)15時00分～17時15分
2. 会場 大阪産業大学梅田サテライトキャンパス 大阪駅前第3ビル19階
3. 議題
  - (1) 2013年度第1回幹事校会の記録確認
  - (2) 全私教協理事会および各種委員会報告
  - (3) 全私教協研究交流集会の企画運営について
  - (4) 2013年度第2回および第3回課題研究会の運営について
  - (5) 事務局報告
  - (6) 今後の記録担当について
  - (7) その他

※幹事校会終了後、幹事校交流会(17:30～19:30)を開催した。

#### 2013年度第3回(通算第247回)幹事校会

1. 日時 2013年10月30日(水)10時00分～12時15分
2. 会場 大阪産業大学東部キャンパスAMC2F406室
3. 議題
  - (1) 2013年度第2回幹事校会の記録確認
  - (2) 全私教協理事会および各種委員会報告
  - (3) 全私教協研究交流集会の企画運営について
  - (4) 2013年度第2回課題研究会の運営について
  - (5) 2013年度第3回課題研究会の運営について
  - (6) 阪神教協レポート編集について
  - (7) 2013年度アンケート調査の実施について
  - (8) 今後の記録担当について
  - (9) その他

※幹事校会終了後、課題研究会(13:20～16:40)および情報交換会(17:00～19:00)を開催した。

#### 2013年度第4回（通算第248回）幹事校会

1. 日時 2013年12月18日（水）11時00分～12時30分
2. 会場 大阪産業大学東部キャンパスAMC4F406室
3. 議題
  - （1）2013年度第3回幹事校会の記録確認
  - （2）全私教協理事会、教員養成制度検討委員会等報告
  - （3）2013年度第3回課題研究会の運営について
  - （5）今後の課題研究会の企画について
  - （6）阪神教協教職課程データベース（平成25年度版）について
  - （7）阪神教協レポート編集について
  - （8）新規幹事校の承認について
  - （9）今後の記録担当について
  - （10）その他

※幹事校会終了後、第2回課題研究会（14：00-17：20）および情報交換会（17：30-19：30）を開催した。

#### 2013年度第5回（通算第249回）幹事校会

1. 日時 2014年2月19日（水）14時00分～17時00分
2. 会場 大阪産業大学梅田サテライトキャンパス 大阪駅前第3ビル19階
3. 議題
  - （1）2013年度第4回幹事校会の記録確認
  - （2）全私教協理事会報告および次期理事の選出について
  - （3）全私教協各種委員会報告および次期委員の推薦について
  - （4）2014年度全私教協大会における分科会の運営について
  - （5）2014年度阪神教協第1回課題研究会の企画・運営について
  - （6）2016年度-2017年度阪神教協事務局校について
  - （7）阪神教協レポートNo.37編集について
  - （8）阪神教協教職課程データベース（平成25年度版）について
  - （9）今後の記録担当について
  - （10）教員免許事務セミナーの開催について
  - （11）その他

※幹事校会終了後、幹事校交流会（17：30～19：30）を開催した。

### Ⅲ. 課題研究会の開催

本年度も例年通り、年間3回の課題研究会を開催した。そのすべての報告と発表の内容は本誌に掲載されている。

#### 第1回課題研究会

1. 日時：2013年5月15日（水）14時30分～17時00分
2. 会場：大阪産業大学 中央キャンパス16号館16606教室
3. テーマ：シンポジウム：「『教職の意義等に関する科目』をめぐって」
4. 概要：教員の資質向上方策が議論されるなか、教職実践演習や履修カルテの導入等、最近における改革が進行するのみならず、既存のカリキュラムに関してもまた、様々な工夫が要求されている。各大学においては、教職課程で学び始める学生に対して、「教職の意義等に関する科

目」を、誰がどのような科目名で担当し、どのような講義を行っているのであろうか。阪神教協では、2009年度より行っている「教職課程に関するアンケート」の設問に、2012年度は特にその点を加えて調査を行った。その結果を報告し、教員養成教育の出発点となる当該科目の重要性について議論を深めることで、教員の資質向上方策の一助となる新たな工夫が生まれ、教職課程の一層の充実化につながるならば幸いである。

司会：第Ⅰ部・大前哲彦氏（大阪音楽大学）、第Ⅱ部・朝日素明氏（摂南大学）

#### 第Ⅰ部 <提題>

- ①「教職の意義等に関する科目」についての阪神教協アンケート調査の結果分析  
植田義幸氏（四天王寺大学）
- ②「教職入門」における「基礎知識確認テスト」の活用について  
— 教職課程における「関門テスト」の効用 — 田中保和氏（近畿大学）
- ③ 受講生相互の学び合いによる「教職入門」の実践 西口利文氏（大阪産業大学）
- ④ 教職を含むさまざまな人生選択  
— 大阪音楽大学短期大学部「教職入門」における授業実践 — 藤本敦夫氏（大阪音楽大学）

#### 第Ⅱ部 <討論>

※課題研究会に先だって定期総会（13：30～14：20）を開催した。

※課題研究会終了後、情報交換会（17：30～19：30）を開催した。

#### 第2回課題研究会

1. 日時：2013年10月30日（水）13：20～16：40
2. 会場：大阪産業大学 東部キャンパスAMCホール（AMC6F）
3. テーマ：シンポジウム「私立大学における教員養成の特色とは何か？」
4. 概要：教員の資質向上方策が議論されるなか、開放制教員養成、とりわけ私立大学におけるそのあり方が今問われている。各大学においては、建学の精神とそれに対応したカリキュラム面での様々な工夫、組織体制と教育実習指導の一層の充実化、他大学、高校、中学校との連携、教育委員会、地域社会との協力関係、等々によって、それぞれ独自の特色を打ち出す努力が積み重ねられている。このような状況下で、全私教協からは、全国の特色ある教職課程事例集を刊行する企画案も聞こえてくる。そこで、阪神教協では、今年度第2回の課題研究会として、標記テーマのシンポジウムを開催することにした。今や改めて開放制教員養成の意義、重要性について議論を深める必要がある。

司会：第Ⅰ部・山田全紀氏（大阪産業大学）、第Ⅱ部・大前哲彦氏（大阪音楽大学）、

第Ⅲ部・谷田信一氏（大阪産業大学）

第Ⅰ部 基調講演 「私立大学における教員養成の特色を考える」

会長・瀬島順一郎氏（大阪産業大学学長）

#### 第Ⅱ部 実践事例報告

- ①小規模新設大学における授業外活動の取り組みと課題 佐野秀行氏（大阪人間科学大学）

②関西大学の学校インターンシップの取り組み・10年間をふりかえって

山本冬彦氏（関西大学）

③教員採用に向けた大学の支援体制について

田中保和氏（近畿大学）

### 第Ⅲ部 討論

※課題研究会終了後、情報交換会（17：30～19：30）を開催した。

#### 第3回課題研究会

1. 日時：2013年12月18日（水）14時00分～17時20分
2. 会場：大阪産業大学 東部キャンパスAMC5階ホール
3. テーマ：「教職課程に係る事例報告」
4. 概要：例年、第3回の課題研究会は、教員免許事務に係る課題報告を行っており、本年も実地視察を受けた大学と課程認定申請を行った大学から、その際の指摘事項を中心にした諸事例の報告があった。今回の報告には特に、申請を断念するに至った経緯の報告（第Ⅲ部）も含まれている。

司会：高倉健氏（大阪経済法科大学）、内藤裕子氏（大阪学院大学）

#### 第Ⅰ部 実地視察大学からの事例報告 ～指摘事項を中心に～

①伊藤博氏（大手前大学）

#### 第Ⅱ部 課程認定申請大学からの事例報告 ～指摘事項を中心に～

②松宮慎治氏（神戸学院大学）

③阿蘇さやか氏（関西大学）

④境健太氏（近畿大学）

#### 第Ⅲ部 その他の参考事例報告・コメント

⑤根来実穂氏（摂南大学）

⑥多畑寿城氏（神戸女子大学）

※課題研究会終了後、情報交換会（17：30～19：30）を開催した。

## IV. 全私教協との連携

### ①全私教協研究大会

5月25日（土）～26日（日）、愛知大学名古屋キャンパスで開催された全私教協研究大会では、阪神地区は、26日午後、第10分科会として「教師教育実践交流VI－教職の意義等に関する科目について－」と題するシンポジウムをおこなった。これは上述の阪神教協第1回課題研究会をベースにした企画であり、植田義幸氏（四天王寺大学）、田中保和氏（近畿大学）、西口利文氏（大阪産業大学）が発表を行い、大前哲彦氏（大阪音楽大学）と朝日素明氏（摂南大学）が司会を務め、記録は八木成和氏（四天王寺大学）が担当した。

### ②全私教協研究交流集会

阪神地区協議会が企画運営にあたった全私教協研究交流集会が、2013年11月30日（土）、関西大学千里山キャンパスにおいて開催された。テーマを「開放制教師教育の方向を見定めよ



う一私学における教員養成の特色とは何か」として、開放制教師教育の理念に立ち返り、今後の方向性を見定めることを目指した。会場校である関西大学をはじめ、幹事校関係者のご尽力を得て、大会は阪神教協らしい企画運営であるとの評価を得た。大会の総合司会は若槻健氏（関西大学）が務めた。シンポジウムでは、阪神地区から登壇者として、今年度をもって定年を迎えられる大前哲彦氏（大阪音楽大学）が長年の研究成果を発表した。シンポジウムの司会は、田中保和氏（近畿大学）と谷田信一氏（大阪産業大学）が務めた。

### ③全私教への派遣役員・委員

阪神地区からは、理事として疋田祥人氏（大阪工業大学）と西口利文氏（大阪産業大学）の2名を派遣するとともに、各種専門委員として8名を派遣した。

## V. 『阪神教協レポート』の編集・発行

『阪神教協レポート』第36号を2013年4月1日に発行した。

## VI. 『阪神教協教職課程データベース』の作成

会員校・準会員校の円滑な教職課程運営に資することを目的として、『阪神教協教職課程データベース（平成24年度版）』を作成し、アンケート回答校に配布した。

## VII. 阪神教協ホームページの活用

ホームページ上で、阪神教協レポートの公開、総会・課題研究会・幹事校会の開催案内等を行ったほか、今年度より各会合への出欠連絡もホームページから行えるようにした。

なお、阪神教協レポートのバックナンバーは、編集規程改正によりウェブ上での公開が規定されたものに限られている。

## VIII. 「阪神教協教員免許事務セミナー」の開催

2012年度より、教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」を開催している。阪神教協レポートにその報告が掲載されるとともに、その諸成果は課題研究会に反映されている。

## IX. 会員校の異動

2013年度総会において新規加盟校1校、千里金蘭大学が紹介された。

## [研究報告]

# 教職の意義等に関する科目に関するアンケート調査の結果分析 —阪神教協加盟校における状況—

四天王寺大学 植 田 義 幸

## 1. 概要

阪神教協では教職課程に関するアンケート調査を毎年度行っている。昨年度(2012年3月実施)は「教職の意義等に関する科目」に対応する開設科目について臨時に調査項目を設けて、授業科目名、単位数、配当学年、授業科目担当者の属性、1クラスあたりの定員、授業形態についてたずねた。また、同科目のシラバスを提供していただいた。この結果について集計を行い、阪神教協加盟校における同科目の状況について報告したい。

このアンケートには51校から回答をいただいた(四年制大学と短期大学部を別に回答したものも含む)。シラバスについては、41校に提供していただいた。

## 2. 集計項目

### 2.1.科目名(重複回答あり)

科目名	校数	割合(%)
教職論	15	29.4
教職概論	14	27.5
教職入門	10	19.6
教師論	8	15.7
保育者論	2	3.9
幼児教育教師論	2	3.9
学校と教師	1	2.0
教職研究	1	2.0
教職原論	1	2.0
教職総論	1	2.0

ほとんどが「論」としていることが特徴である。これに対し、筆者の限られた知見ではあるが、教育社会学や教育心理学に関してはほとんど全ての場合に「学」としていると思われる。この科目については、扱う内容も様々であり、当該課程のガイダンスの役目をも併せ持っているものと思われる。「入門」とする例もあることからもうかがえる。

### 2.2.単位数

無回答(回答忘れか)が2校あったが、他はすべて2単位(49校)であり、法令の定める下限となっている。

### 2.3.配当学年(重複回答あり)

配当年次	校数	割合(%)
1	34	66.7
2	14	27.5
3	3	5.9
1~4	2	3.9

1年次ないし2年次が大半であり、入門期に位置付けている事例が多い。

### 2.4.担当者属性

担当者属性(重複回答あり)	回答数	割合(%)
専任教員	49	96.1
非常勤講師(研究者)	4	7.8
非常勤講師	3	5.9
非常勤講師(実務家教員)	2	3.9

担当者属性(重複回答なし)	回答数	割合(%)
専任教員のみ	41	80.4
非常勤講師のみ	2	3.9
専任教員・非常勤講師併用	8	15.7

回答校の多くが専任教員のみと答えているが、非常勤講師が関わる場合も多い。

### 2.5.定員

定員	回答数	割合(%)
なし	45	88.2
おおむね40名	2	3.9
おおむね40~50名	1	2.0
75名	1	2.0
80~100名	1	2.0
約100名	1	2.0

受講定員を設けているのは6校であった。特に受講者数や大学の規模との関連は見られない。大半の大学では人数で受講制限は行っていない。

### 2.6.形態

形態	回答数	割合(%)
一般的な講義形式	49	96.1
オムニバス形式	2	3.9

ただし、事務方の回答としては「講義」としていても、シラバスには「演習」「討論」「グループ活動」などの記述があり、実際の授業は「講義」形式のみに限られているわけではないようである。

### 3. シラバスの内容

#### 3.1 到達目標

筆者の主観もまじえざるを得ないが、18校は教職への動機づけや進路選択を述べている。また、18校は教職の意義、職務の内容、研修、服務、身分保障などを理解することを挙げている。両方を満たしているのは13校だと判断した。「教職の役割や責務を考察する」や「資質を養成する」、「教師のあり方を考える」など、学生がどのような状態になることが求められ、具体的な目標をもって受講すればよいか必ずしも明瞭でない記述が12校あった。また、提供されたシラバスには記載のない学校が7校あった。

筆者は、到達目標としては、履修の前後で客観的に向上や習得の度を測れる尺度を設定できる目標が必要だと考える。「考察する」ことは授業の進め方としては重要であるが、考察した結果、どのようであれば目標に到達したと言えるのかが明らかでない。「資質の養成」については、どのような資質が必要であるかを明らかにし、それを「養成する」としなければならぬのではないかと考える。

#### 3.2 教科書・参考書の特徴

タイトルからの判断であるが、この科目に特化した、教科書として出版されている書籍を挙げている学校が15校、学習指導要領やその解説を挙げている学校が5校ある。他の教職科目を合わせた総合的な教職課程テキストは2校であった。「適宜配付」とする学校が12校ある。筆者は、学生が授業前の予習等を行うことができないので、「適宜」ではなく、一括して配付するか、教科書として成書を使用すべきだと考える。なお、常態として許諾を得ずに数十人以上のクラスで著作物を複製して配付しているのならば、著作権侵害にあたると思われる(著作権法35条では「必要と認められる限度において」とし、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」としている)。

参考書についてははさまぎまであるが、他校では教科書として挙げられている書籍を挙げている学校がある。「適宜紹介」とする学校が11校あるが、参考書も「適宜配付」とする学校も2校ある。

#### 3.3 学生の成績評価

シラバスに平常点や期末試験の配分割合が記載されていない学校は19校あった。シラバスを提供していただいた学校は43校であるので、半数近くになる。

評価の材料として、平常レポート、期末レポート、平常点、期末試験の4つにわけて集計した。平常レポートは14校が採用し、その割合は5%~50%であった。期末レポートは5校で、20%~50%であった。平常点は13校で、5%~50%であった。期末試験は17校で、30%~90%であった。

また、「総合的に判断・評価」「等」「その他」等の記載や、「参加態度」「発言を加味」などの記述が21校で見られる。筆者は、シラバスは担当者が一方的に示すものではあっても、担当者と受講者との共通した理解を表していると考えている。担当者の頭の中だけにある「総合的」「等」「その

他」といった言葉を用いたり、「態度」「加味」といった主観的であいまいな事項を含めたりするのはルール違反だと考える。

#### 4. 考察

アンケートの回答から、形態としては多様性を示していないことがうかがえる。ほとんど全ての加盟校で、教職課程の入門時に2単位を与えることとし、講義形式の授業を専任教員が担当することとしているように見受けられる。しかし、科目名やシラバスからは、内容の多様性や、アンケートでは「講義」としていても実際には受講者相互の討論や演習形式に近い形式の授業を取り入れていることも明らかであった。科目名が「論」であることや受講定員を設けていないこと、テキストが多様であることもあいまって、この科目が必ずしも大学入学時(以前)より教員となることを志望していない「一般」学生を、つまり多様な人材を教職という職業に誘う契機となっているとも言えよう。

(注：本稿は『教師教育研究』第27号に掲載された報告書に加筆修正したものである。)

## [研究報告]

# 「教職入門」における「基礎知識確認試験」の活用について —教職課程における「関門テスト」の効用—

近畿大学 田 中 保 和

## 1. 経緯

### (1) 平成 19 年度文部科学省「教員養成改革モデル事業」

近畿大学教職教育部では、平成 19 年度文部科学省「教員養成改革モデル事業」に応募し、「教員養成学部を有しない総合大学における『教員養成カリキュラムの改善モデル構築』」をテーマとし、「教員として最小限必要な資質能力」を確実に身に付けさせるための教職課程の改善・充実について研究を行った。

### (2) 検討課題と対応

その中で、以前から検討してきた課題である、「免許取得目的だけに受講し、教職課程の質の低下をきたす懸念」を解消し、「意欲ある学習集団へと絞り込む」ための対応を整理・検討し、次に示す関門を設けた。

### (3) 入口管理・資格要件の見直し、出口管理の明確化による教員養成の質の向上

#### ①合わせて 5 チェックポイント<資料 1、資料 2 (イメージ図)>

教職課程履修生への関門として、入口の管理、資格要件の見直し、出口管理（合わせて 5 チェックポイント）を明確にし、その関門を一步ずつ着実にクリアすることにより、教員養成の質への向上へと繋げるため、入口管理の科目として、教職の意義に関する科目である「教職入門」を最初の関門に設定した。

#### ②第 1 チェックポイント：入口管理の科目「教職入門」

- ・最初にこの科目を修得しなければ他の「教職に関する科目」の履修は不可
- ・修得に当たっては、毎授業時に小レポート提出
- ・出欠要件（欠席が 3 回を超えないこと）
- ・半期 15 回の講義の途中で実施する「教職課程基礎知識確認試験」について、これに合格しなければ、その後の講義を受講できない「関門テスト」とする。（下記 2 (2)実施形態参照）

## 2. 実施状況

### (1) 実施年度と履修者数

この制度は平成 22 年度入学生から実施し、「教職入門」の履修者は延べで 1000 人近かったが、出欠要件や毎時の小レポート、さらに「関門テスト」である「教職課程基礎知識確認テスト」での不合格等により、第 1 関門で 10 数%離脱し、さらに第 2 チェックポイント以降の資格要件・出口管理により、平成 25 年度の免許取得者は半数以下の 450 人程度と見込んでいる。

## (2) 実施形態

「教職入門」半期 15 回授業の最初の講義で、「『教職課程基礎知識確認試験』学習用問題集 <資料 3>」を配付し、第 9 回授業時に「関門テスト」を実施、60 点未満は、後日追試を受け、なおかつ 60 点に達しなければ、その後の授業の出席は認められず、単位不認定としている。

## 3. 効用の検証（成果と課題）

### (1) 成果として

- ①安易な動機で単位さえ取れば良いという、学習意欲に欠ける受講生はこの出席要件で離脱し、
- ②着実な学習努力が不足している受講生はこの「関門テスト」に合格できない。
- ③関門を乗り越えるための学習を通じて、基礎的な知識や意欲の向上が図られた。
- ④所期の目的であった意欲ある学習集団へと高める効果が見られた。

### (2) 課題と対応

- ①単なる暗記力を問うだけでは、「関門テスト」として適切でないとの指摘がある。
- ②教職を真剣に目指す学生には、最低限これだけの知識は備えて欲しいとの意図で実施している。
- ③学習用問題集（A4 判 14 ページ）はこれまで 4 年間使用し、社会状況や教育事情の変化の中で更新が必要となり、改訂版（A4 判 15 ページ）を平成 25 年度から配付した。

なお、「意欲ある学習集団へと絞り込む」ための対応とのことから、結果として切り捨てることにならないか、もっときめ細かく指導すべきではないかとの懸念を持たれたが、入門段階での関門があることで、早い時期から「意欲ある学習集団へ」と高める効果が充分果たされたと考えており、実際、関門をクリアし上級生になるほど、学習態度や意欲が飛躍的に向上している。

（注：本稿は『教師教育研究』第27号に掲載された報告書に加筆修正したものである。）

科目の履修順序と履修条件について

1. 「教職に関する科目」と「ケアリング論」の履修順序について

本学の教職課程の「教職に関する科目」においては、円滑、かつ実質的な学びを保障するため、履修の段階に応じて以下の五つのチェックポイントを設けています。学生の皆さんは、必ず以下の規則を守って円滑に履修を行うことが求められます。

**第1のチェックポイント** 「入口」としての「教職入門」 — とにかく、これをまず受講せよ！ —

**『学びの動機は確かか？ 教育と教職の基礎を理解したか？』**

「教職入門」は、「教職に関する科目」の入門科目です。この科目の単位を修得しなければ、その他の「教職に関する科目」は履修できません。教職課程を履修する皆さんは、必ず1年次(前期が望ましい)にこの科目を履修し、教師という職業の特質や、学校という場の特質、そして教育という仕事の大変さとやりがいなどを学び、自分の適性や学習意欲を確かめてください。その他の「教職に関する科目」の履修に進むためには、以上のことと合わせて、確実な基礎知識を身につける必要もありますので、それを確認する客観テストを行います。この「教職入門」の評価が不合格だった学生は、再履修し、合格しなければ、他の「教職に関する科目」は受講できません。「教職入門」と他の「教職に関する科目」の並行履修は認めませんので注意してください。

**第2のチェックポイント** 「ケアリング論」の受講までにやるべきこと(中学校免許取得希望者のみ)

**『ケアの基礎を学ぶために人間と教育の基礎が理解できているか？』**

「ケアリング論」は、中学校免許取得のための必修科目で、「介護等体験」の事前指導を兼ねています。「介護等体験」は、第5 Semester(3年前期)から第8 Semester(4年後期)までの間に実施する必要があります。(ただし第8 Semester実施分は第5-7 Semesterにどうしても体験ができなかった学生のために設定してありますので、免許状の一括申請のためには、第5-7 Semesterに体験を実施する必要があります。)そのためには、実施直前の Semester において「ケアリング論」を受講し、修得しておくことが条件になります。したがって、この「ケアリング論」は、第4 Semester(2年生後期)以降に履修することができます。それ以前にはできません。履修するためには、以下の条件を満たしておかなければなりません。

次の条件を満たした者に「ケアリング論」の受講が認められます。

- ①「教職入門」(2単位)の修得
- ②「教育の基礎理論に関する科目[(b)(c)(d)の領域]より2科目4単位以上の修得

以上の科目、合計6単位以上を修得済みであることが必要(最低条件)です。



### 第3のチェックポイント 「教育実習指導」の受講までにやるべきこと

『**教育実習の事前指導を受けるために、人間と教育の本質・学校教育システム・教師－生徒関係・授業の方法等について基礎的な理解があるか？**』

「教育実習指導」は、教育実習を行うための事前指導科目であり、3年次(第5－6 Semester)の指定必修科目です。この科目の単位を修得しなければ、教育実習を実施することができません。

次の条件を満たした者に「教育実習指導」の受講が認められます。

- ①「教職入門」(2単位)の修得
- ②「教育の基礎理論に関する科目[(b)(c)(d)の領域]」の各領域より1科目の合計6単位以上の修得
- ③「教育課程・方法論A」または「教育課程・方法論B」のどちらか最低2単位の修得

以上の科目、合計10単位以上を修得済みであることが必要(最低条件)です。

なお、以上の条件を満たさない場合は、「教育実習指導」の受講と教育実習の申し込みを許可しませんので、事実上、4年間の在学期間中に免許申請をすることは不可能になります。

### 第4のチェックポイント 「教育実習」を実施するまでにやるべきこと

『**各教科の指導法等で実践的指導力の基礎を培い、教育実習を行えるための事前学習と手続きを滞りなく行ったか？**』

「教育実習」は、それまでに学んだことを基礎にして、学校という生きた現場でどれだけ自分の力を発揮できるかを確認する機会です。実習生を受け入れてくれる学校側は、忙しい時間を割いて皆さんの面倒を見てくれるわけです。したがって、皆さんの方にも、それに相応しい心構えと学力が求められます。近畿大学では、以下の条件を満たした者だけに、「教育実習」の実施を認めることとします。

3年後期(第6 Semester)終了までに、次の条件を満たした者に「教育実習」の実施が認められます。

- ①本学所定の文書により、実習校の内諾を得ていること。
- ②「教育実習指導」(1単位)の修得
- ③「各教科の指導法Ⅰ」(2単位)と「各教科の指導法Ⅱ」(2単位)の計4単位の修得  
※但し、中学校社会科は「社会科・地歴科教育法Ⅰ」(2単位)と「社会科・公民科教育法Ⅰ」(2単位)の計4単位の修得  
中学校美術科は「美術科教育法Ⅰ」(2単位)と「美術科・工芸科教育法Ⅰ」(2単位)の計4単位の修得
- ④「道徳教育の理論と方法」(2単位)、「特別活動の理論と方法」(2単位)、「生徒・進路指導論」(2単位)、「教育相談」(2単位)のうちから最低2科目4単位の修得

なお、②～④で合計9単位以上が修得済みであることが必要(最低条件)ですが、これが満たされていない場合、大学として責任をもって実習校に送り出すことができません。したがって、**該**

当者に関しては実習校との内諾を取り消す手続きを行いますので、くれぐれも注意してください。

また、「教育実習」は4年次に指定の科目ですので、4年次に進級できない場合にも、教育実習はできなくなります。

#### 第5のチェックポイント 「教職実践演習」の受講までにやるべきこと

『教員として求められる最小限必要な資質能力が身に付いているか?』

「教職実践演習」は、教職課程のほかの科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、最終的に確認する科目です。この科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることで、教職生活をより円滑にスタートできるようになることを期待しています。

「教職実践演習」の趣旨や授業内容から、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」のすべてを修得済み、あるいは履修中である必要があります。

なお、「教育実習」を辞退した場合、「教職実践演習」を受講することはできません。

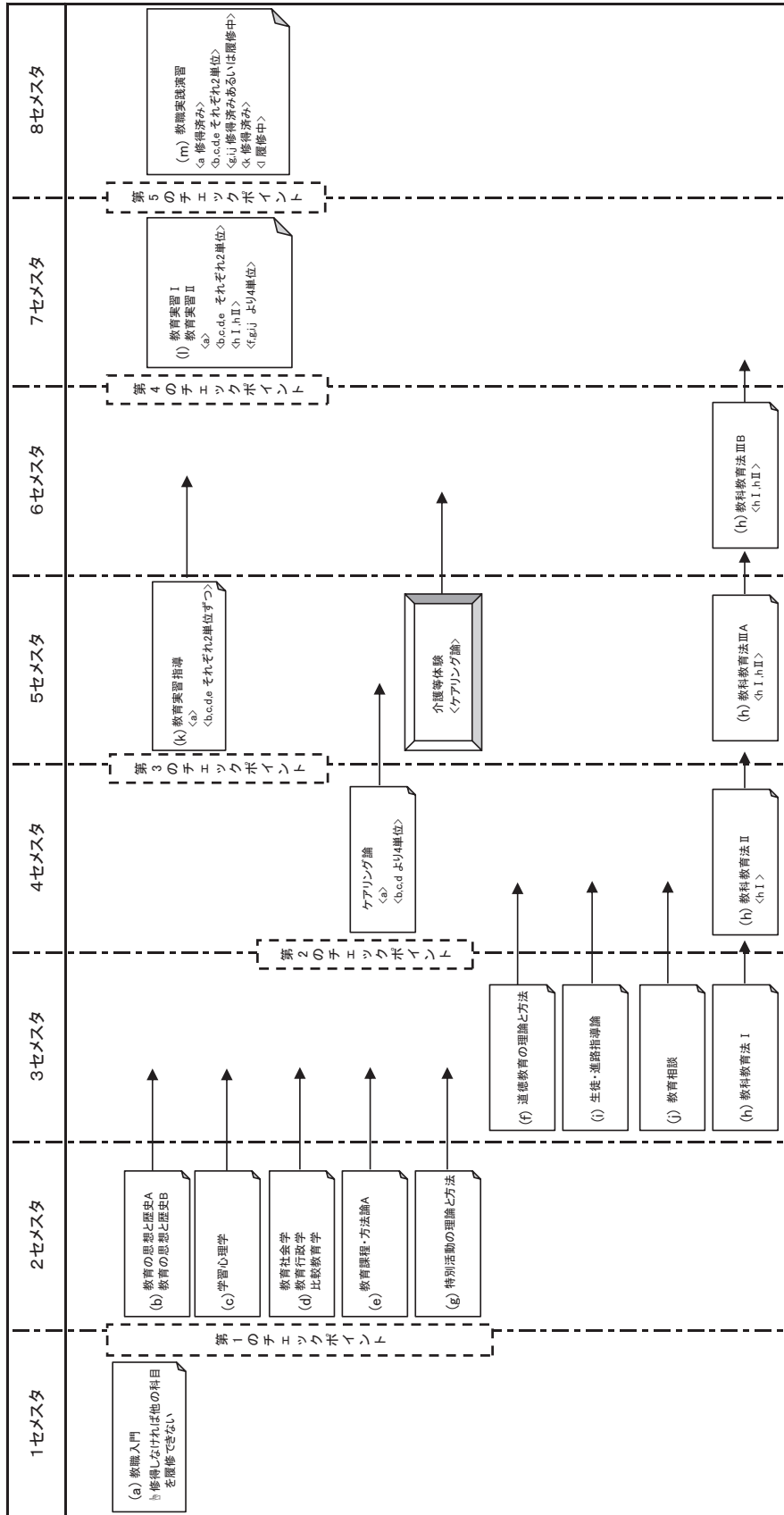
4年後期(第8セメスター)までに、次の条件を満たした者に「教職実践演習」の受講が認められます。

- ①「教育実習Ⅰ」(2単位)を履修中
- ②「特別活動の理論と方法」(2単位)の修得または履修中
- ③「生徒・進路指導論」(2単位)の修得または履修中
- ④「教育相談」(2単位)の修得または履修中

以上の科目を含め、教員免許状取得に必要なすべての科目を修得済みまたは履修中であること。

＜資料2＞ 【 履修順序のイメージ（一例） 】

以下に、フローチャートで、「教職に関する科目」と「ケアリング論」の履修順序の一例を示しております。ただし、あくまで一例ですので、各自の履修は、所定の箇所をよく読み、各チェックポイントに十分注意して計画を立ててください。



### <資料3> 「教職課程基礎知識確認試験」学習用問題集 近畿大学教職教育部 編より

- 「教職入門」の授業（原則として第9回）で「基礎知識確認試験」が実施されます。
- 「基礎知識確認試験」の得点が60点に満たない者は、「教職入門」の成績評価を受ける資格を失うことになりしますので、この学習用資料で十分勉強する必要があります。
- この資料中の「権利」で囲われた語から約50語程度が「基礎知識確認試験」として出題されます。空欄に入れる語を語群から選択して解答する形式です。ただし、誤字・脱字の場合は不正解としますので、注意してください。

1. 「教育」という言葉は、日常生活のさまざまな場面で、多様な形で用いられている。例えば、母親が小さな子どもの食事や衣服の世話をしたり、玩具を与えて遊ばせる「保育活動」、少し大きくなった子どもに言葉を教えたり、家庭や社会での基本的な生活の作法を教える「躰」、学校で読み書きや集団生活の訓練をする授業のほか、塾に通わせること、お稽古事、スポーツ、そして親や老人を含めあらゆる世代の人々の学び直しや生きがい創出のための「生涯教育」など。

<和田修二著『教育の人間学』より抜粋し、問題文として加工>

-----  
< 中 略 >

8. 明治以前のわが国には、「藩校」、私塾、「寺子屋」などと呼ばれるさまざまな学校が存在した。それは、基本的な「読み・書き・そろばん」から、漢学、国学、洋学などのより高度な学問まで、さまざまな教育と学習の必要に応じてつくられた学校群であり、それを相互に、また全体として関連づけ、あるいは規制する法律や規則があったわけではない。・・・町人や農民の子どもたちは、「寺子屋」での教育を、それを必要とし、希望する者だけが受けた。さらに高度な学問をと、私塾で学ぶ者もいたが、その数はごく限られていた。人口の5～6%を占めた武士階級の子どもたちは「藩校」等で学んだが、彼らを除けば、教育を受けるか受けないか、教育をどこでどのくらい受けるかについては、大幅な自由が存在したのである。明治5年の学制に示された、新しい、近代学校制度の理念と構造は、それとは全く「異質」のものであった。

<天野郁夫編『教育への問い』より抜粋し、問題文として加工>

-----  
< 中 略 >

17. 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と「道徳心」を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
  - 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、「創造性」を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

- 三 正義と責任，男女の平等，自他の敬愛と協力を重んずるとともに，公共の精神に基づき，主体的に「社会」の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 「生命」を尊び，自然を大切に，環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 「伝統」と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

<教育基本法第2条>

-----  
< 中 略 >

57. 学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，生徒に「生きる力」をはぐくむことを目指し，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，基礎的・基本的な知識及び技能を確実に「習得」させ，これらを「活用」して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくむとともに，主体的に学習に取り組む態度を養い，個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

<中学校学習指導要領(平成20年7月)総則>

-----  
< 中 略 >

75. これからの社会で求められる人材像を踏まえた教育の展開，学校現場の諸課題への対応を図るためには，社会からの尊敬・信頼を受ける教員，思考力・判断力・表現力等を育成する「実践的指導力」を有する教員，困難な課題に「同僚と協働」し，「地域と連携」して対応する教員が必要である。

また，教職生活全体を通じて，「実践的指導力」等を高めるとともに，社会の急速な進展の中で，知識・技能の絶えざる刷新が必要であることから，教員が探究力を持ち，「学び続ける」存在であることが不可欠である。

<教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(中教審答申)(平成24年8月)>

-----  
<以下略>

## 協同学習による「教職の意義に関する科目」の実践

大阪産業大学 西 口 利 文

### 「教職の意義に関する科目」での協同学習

教職課程の「教職の意義等に関する科目」は、教職についての知識・理解や、職場の実体験・類似体験や他の職業との比較などの機会を教員志願者に与えることで、教職への意欲、適性等を熟考させ、最終的な進路選択の指導・助言をすることを趣旨とした科目である。こうした趣旨を受けて、筆者は、受講生が相互に学び合いながら、教職に関する自らの適性等を考えさせて進路選択につなげる手立てとして、協同学習による「教職の意義等に関する科目」の実践をしている。協同学習とは、「協力して学び合うことで、学ぶ内容の理解・習得を目指すと共に、協同の意義に気づき、協同の技能を磨き、協同の価値を学ぶ（内化する）ことが意図される教育活動」（関田・安永、2005）を指す。本稿では、「教職の意義等に関する科目」として本学で初年次に開講する「教職入門」における、協同学習の実践事例について紹介することにしたい。

当該科目で協同学習を推進することの意義については、4点を挙げておきたい。一つ目は、受講生たちが、教職に求められる広範にわたる能力を身に付けていくことにつながるという点である。「教職入門」における協同学習の実践では、受講生たちは教職の意義や教員の役割および資質のあり方について議論したり、教員の職務内容を確認しあったり、教育現場の各種事例に対する指導のあり方を検討したりしている。こうした活動を通じて、教職に求められる基本的知識を習得するのみならず、その知識を活用することを通じて、思考力、判断力、表現力といった言語活動にかかわる能力、さらには対人能力を身に付けていくことが期待できる。

二つ目は、学習者相互の学び合いを支えることをねらいとした、教育の計画および実践に慣れ親しんだ教員を育むことにつながる点である。受講生たちは、相互に議論しつつ学ぶことを通じて、こうした活動を支える授業中の仕掛けを具体的に体験し、協同学習の考え方やそれに関連する手法を実践的知識として習得することになる。すなわち、こうした活動の背景にある教育観に触れることはもとより、その教育観を反映した教育方法のレパートリーを獲得していくことになる。

三つ目は、受講生たちに対して、教職に対する自らのものの見方や考え方の見直し、ならびに幅広いものの見方や考え方を取り入れる機会を提供する点である。特に大学に入学して間もない1年次の受講生たちにとって、高校生の頃まで「一生徒」として教員たちと接することを通じて形成してきた教職観は、教職の意義について考えたり、教職という進路選択することの可否を判断したりするための重要な拠り所になっている。しかしながら、そうした知識は、個人的な体験を基盤としており、その結果「教職への偏ったものの見方や考え方」に結びついていることもありうる。こうした受講生に対して、「教員」である授業担当者からの一方的な知識伝達をするだけでは、「教職への偏ったものの見方や考え方」を揺さぶることは困難な場合がある。たとえば、教員への漠然とした不信感をもつような受講生にとって、不信感の対象そのものである教員の話に対しては、防衛的あるいは拒否的に構えることが推察される。こうした場合、元生徒として同じ立場で教職について

語れる受講生同士が相互に議論することにより、自分のもつ理想の教員のイメージの捉え直しも視野に入れて真摯に向き合うようになることが期待できる。すなわち、「教職の意義等に関する科目」として初年次に開講される「教職入門」のもとで、受講生同士の協同的な活動を取り入れることは、高校生までに培ってきた教職に対する信念を見直し、視野を広げるのに資することが見込まれるのである。

四つ目は、教職という進路選択の可能性について、複数の視点から多面的に検討する機会を、受講生たちに提供することができる点にある。「教職入門」の授業では、「教職の意義等に関する科目」として、「進路選択に資する各種の機会の提供等」が求められる。各受講生は、協同学習を通じて、教職についての専門的知識を単に受容するのみならず、多くの受講生のものの見方や考え方に能動的に触れることになる。その結果として、各々が教職に関する幅広い視点を獲得した上で、それらを参照しながら、教職というキャリア上の選択肢を、自らの課題として積極的に見つめる機会になるものと期待できる。

## 実施の要領

### (1)第1回目の授業

オリエンテーションとして、半期間の授業内容や成績評価などの概要を説明し、当該授業が協同学習を重視して計画されていることを伝えている。その際、「学生同士の互いの意見や考えが、それぞれの理解や思考を深めます。」「学生の一人ひとりの意見からは、教員には思いつかない興味深い意見が出てくることがあります。」といった教示により、受講生の相互の意見が、学習上の大きな意義があるということを伝えている。

### (2)第2回目以降の授業

#### 1)手続き

第2回目以降の授業では、教員による知識や情報の伝達を一方的に行う機会も取り入れながら、受講生相互の学び合いが展開されることを意図した機会を設定している（各授業回のテーマおよび内容は、表1のとおり）。ひとつの授業回で学び合いの活動を取り入れる際の時間配分や手続きについては、扱う課題によって必ずしも同じではない。受講生が学び合いに関する活動を行うことを意図して設定する時間については、一授業あたり、60分から80分程度である。各授業回で筆者が導入する手続きとして概ね共通しているのは、次に挙げる6つのことがらである。

表1 「教職入門」の各授業回のテーマおよび内容

授業回	テーマ	内容
1	オリエンテーション	授業内容についての概要他
2	現代社会における教職	教職の意義についての概要
3	現代社会における教職	さまざまな教師像についての概要
4	教員の身分および資格	教員の法律上の身分および教員の資格についての概要
5	教員の身分および資格	教員免許制度および教員の職階についての概要
6	教員の身分および資格	教員研修の意義および制度についての概要
7	教員の服務	職務上の服務についての概要
8	教員の服務	身分上の服務についての概要
9	教員の職務内容	学習指導についての概要
10	教員の職務内容	生徒指導および教育相談についての概要
11	教員の職務内容	学級経営についての概要
12	教員の力量形成	教師に関するリーダーシップ論の概要
13	教員の力量形成	現代の教師に求められる資質能力についての概要
14	学校の管理運営	学校管理と校長の職務権限についての概要
15	まとめ	自らが魅力的な教師になるための考察

### ①グループ分け

受講生の人数をもとに、「出席カード」（大学で一般的に用いられているもの）に、あらかじめ市販のナンバリングマシン（MAX 製）を用いて、「『グループ内番号』『グループ番号』」を表す「116」や「3 24」などの数字を印字しておく（図1）。筆者は、4人グループを標準とした話し合いのグループをつくることから、グループ内番号は1から4までを用いている。これを一人ひとりにランダムに手渡しする。受け取った受講生には、氏名を記入させる。授業終了後には、「出席カード」を筆者に提出してもらうことを事前に伝えておく。その上で、受講生には、受け取った「出席カード」に記された数字と、筆者が黒板に記した「座席表」とを照合させ、自らに指定された場所の座席へと移動させる。



図1 座席番号を印字（各カード最下段の空欄の左側）した出席カードの例

上の手続きをとる理由は2つである。一つ目の理由は、4人グループの受講生の属性を、毎回効率的にランダムにするためである。二つ目の理由は、受講生に対して、指定した座席に着座させ、その着座した座席番号の「出席カード」を後に提出させることから、入学したばかりの1年次の受講生が100から200名前後いても、学び合いの取り組みに対して筆者が適切に評価を行えるようにするためである。なお、受講生に対しては、学び合いの活動のあり方についても評価対象になりうることを、第1回目の授業で説明している。



## ②協同学習の意義についての確認

第1回目の授業で行った教示の再確認を行うことで、協同学習の実践の意義を受講生に浸透させる。受講生たちにこうした意義が浸透しているならば、この手続きは必ずしも重要ではない。しかしながら、当該授業が受講生にとって週1回の開講であることと、またそれ以上に学び合いの価値を受講生たちに内面化させたいという意図から、筆者はこうした確認作業をできるだけ心がけている。

## ③すべての学生に対する役割と課題の明確化

個々の受講生に対して、学び合いの活動のもとでいかなる役割を担うか、ならびにいかなる課題に取り組むかについて明確にするようにしている。このことは、受講生同士が、協同学習の基本要素である相互協力関係になるように仕掛ける具体的な工夫として知られる (Johnson, Johnson & Holubec, 1990 [杉江他訳, 1998])。グループ内の全員が、それぞれ「司会」「タイムキーパー」「記録係」「報告係」「ツッコミ係(指定討論係)」などといった役割を担うかたちになるようにしている。課題については、当該授業では、筆者が学び合いを行う授業の各回に、その授業時のテーマに沿った課題を提示し、その上で、グループ内で必ず「一つの見解」を得ることがグループの目標であることも宣言している。

## ④個人で思考する時間の確保

協同学習の実践では、受講生同士が、それぞれの意見の交換や議論を行う機会を設けることが多い。ただ、こうした機会に先立ち、まずは個人が、自らの意見をまとめるために思考する時間を必ず確保する必要性は高い。杉江(2004)は、受講生同士によるグループでの話し合いをいきなりはじめると、各受講生は、お互いの知恵を十分に交換し、活用することができなくなるが、あらかじめ個々のメンバーが個人思考をすることで、グループになったときに発言および意見聴取の構えができるようになると指摘している。そこで当該授業では、あらかじめ個人で思考する時間を、受講生たちに明示し確保することで、グループでの話し合いの機会が、相互の学び合いの活性化につながるようにしている。

## ⑤グループの意見の全体での共有

各回のテーマに即した課題を受けて、グループで導かれた「一つの見解」について、他のグループから導かれた見解も共有しながら議論する時間を設けている。そのために、各グループの「報告係」が、「記録係」の記録をもとに、グループの見解を黒板に記す時間を設けている。各受講生は、黒板に記された他のグループの見解を確認することにより、認知的葛藤を起こしながら、自らの考えをさらに深めていくことになる。

## ⑥ふりかえり

各受講生が、一連の活動をふりかえりながら、最終的な自分の意見について、小レポートにまとめるための機会を設けている。

## 2)協同学習の課題の例

「教職入門」において、協同学習を行う際には、先述のとおり、各授業回のテーマに沿った課題を受講生に示し、グループごとに「一つの見解」を導くことを求めている。表2に挙げるものは、課題の例である。

表2 「教職入門」における協同学習の実践のための課題の例

---

例1：第2回 「現代社会における教職」（教職の意義についての概要）

あなたが教員になるとすれば、どういった教員を目指したいか。できるだけ具体的な姿をイメージして、下のような文例で、できるだけ多く挙げてみよ。

<例> 「～のような教師」、「～ができる教師」、「～をする教師」

例2：第3回 「現代社会における教職」（さまざまな教師像についての概要）

あなたは、A、Bのどちらの教員を目指したいか？ あなたの意見をまとめその理由を述べよ。

A 教育のあり方について、自分の意見や考えを柔軟にしているが、周囲の人から、優柔不断だと言われることもある。

B 教育のあり方について、自分の意見や考えを貫くが、周囲の人から、わがままだと言われることもある。

\*『A強』から『A』『A弱』『B弱』『B』『B強』までの6種類で自分の立場を示すこと。

例3：第10回 「教員の職務内容」（生徒指導および教育相談についての概要）

あなたは、「きびしい先生」について、どのように考えるか（「きびしい」の基準は、各受講生の感覚に委ねる）。「きびしくて良い先生」あるいは「きびしくて良くない先生」をイメージしながら自分の意見をまとめよ。

例4：第14回 「学校の管理運営」（学校管理と校長の職務権限についての概要）

学校における教員の職階制は、現在はいわゆる「ピラミッド型」（なべぶた型）である。もし「枝分れ型」の職階制にした場合、どのようなことが起こるだろうか。「ピラミッド型」と比較しつつ、長所、短所を踏まえて考えよ。

---

## 学生の反応についての検討

本稿の冒頭に挙げた意義が、当該授業で実際に見出されているのかについては、実証的なたちで検討することが望ましい。ここでは、事例検討の一環として、大学生になったばかりの4月の時点に着目して、冒頭に三つ目の意義として示した「教職に対する自らのものの見方や考え方の見直し、ならびに幅広いものの見方や考え方を取り入れる機会」になりうるかどうかについて、受講生たちの小レポートを参考に確認した。

2013年4月15日に実施した課題（表2の例2に該当）をもとにした、受講生137名による小レポート課題は、事前に筆者が提示した『A』と『B』の2タイプの教員のモデルのうち、各受講生にはどちらを目指したいかを問うものだった。その上で、『A』について強い意見をもつことを表す『A強』から、『A』『A弱』『B弱』『B』『B強』までの6通りの記号で、自分の立場について表現することを意識させて課題および小レポートを執筆させた。なお、受講生には、小レポートを執筆の際に、授業の最初の自分の意見と、授業後（レポート執筆時）の自分の意見にどのような変化があつ

たか、あるいはなかったかについての記述をできるだけ加えることも要請した。

授業前と授業後に、各自の意見が『A』『B』等の記号の変化も参考にしつつ考え方の変化を示したか示さなかったか、あるいは各自にとって幅広いものの見方や考え方を取り入れる機会となったか、という観点から記述を整理した。人数を整理したものは、表3のとおりである。

表3 「話し合い」前後のコメントより分類（対象 137名）

考えに変化あり	47名（34%）
考えに変化なし（多様な意見を認識）	13名（9%）
考えに変化なし（自分の意見の正当性を認識など）	59名（43%）
不明	18名（13%）

考えに変化があったことを示唆している学生は、全体の34%であった。また、受講生自身の考えの変化が明確ではなかったが、多様な意見があることを認識したことを示す内容のレポートは全体の9%であった。他方で、考えに変化がなかったことを示唆する受講生は、全体の43%であった。

## まとめと課題

本稿では、「教職の意義等に関する科目」として本学で開講している「教職入門」における、協同学習の実践について紹介した。冒頭では、当該科目でこうした活動を取り入れることの意義を4点示した。本稿においてはこのうちのひとつに挙げた、教職に対する自らのものの見方や考え方の見直し、ならびに幅広いものの見方や考え方の獲得をする機会となりうるかという点について、一つの授業回で受講生に実施したレポートの回答から検討した。協同学習を通じて、自分の考えに変化があったという受講生は、全体の34%であった。この割合に、自分の考えに変化ないが多様な意見を認識したという9%の受講生を合わせると、全体の43%の受講生にとって、教職に対する自らのものの見方や考え方を見直したり幅広いものの見方を取り入れたりする機会になったといえる。すなわち、半数近くの受講生たちにおいて、当該の意義に基づいた反応が見られたことになる。もっとも、この結果だけで、冒頭に挙げた意義にかなった実践になっているかどうかを判断することは控えるのが賢明である。たとえば、受講生自身の単なる優柔不断さが、自分の考えを見直すことになったにすぎないならば、本来の教育的意義にかなった反応とは言いがたい。ここで紹介した要領で行われる授業の教育効果については、「自分の考えの見直し」という現象の本質を踏まえることも含めて、さらに実証的な研究を積み上げて評価する必要がある。

ところで、こうした活動に馴染みのない授業担当者においては、話し合いに積極的に参加しない受講生をどうするかという点が気になる場所であると推察される。本稿で挙げた授業においては、話し合いを受講生に行わせるに先立つ各種手続きによって、そうした状態にならないような仕掛けを取り入れていた。たとえば、参加意欲の低い受講生に対しては、当該授業のような指定席を用意する仕掛けが、教員から評価がされているという意識を引き起こすことになり、外発的な動機づけを高めることにつながっている。ただこうした外発的動機づけを喚起する仕掛けだけではなく、こうした授業を重ねていくと、話し合いに積極的に参加していかない学生でも、授業の中で、多様な意見に触れることで、協同学習に対する意義を見出すものである。すべての他者は自分に貢献し、

さらに自分は他者に貢献しうる、という文化をいかに育むかということが、内発的な学びにつながる重要なポイントであると言ってよいだろう。

教職課程の受講生においては、コミュニケーションに関する面での障害をもつ学生も見られる。こうした受講生に対しては、合理的配慮のあり方について念頭に置きながらも、協同学習を通じて、着実に対人技能を育むことを支援する手続きとなるような工夫を重ねる余地はあるだろう。

本稿では、教職の意義等に関する科目における協同学習の実践の一部を紹介した。教職の意義等に関する科目に限らず、教職課程におけるさまざまな科目において、協同学習を通じて、受講生が教職のあり方について熟考する機会を得ることは、彼ら自身にとって有意義であるだろう。筆者においては、教職に関する科目として開講している「教育方法論」「生徒指導・進路指導論」「教育相談の理論と方法」といった科目においても、協同学習の考えをもとにした授業を計画し実践している。こうした取り組みについても、その効果を実証的に検討していく余地は十分にあると考えられる。

## 引用文献

Johnson, D.W., Johnson, R.T., & Holubec, E.J. (1990). *Circle of Learning*. Interaction Book

Company. (杉江修治・石田裕久・伊藤康児・伊藤篤 (訳) (1998). 学習の輪—アメリカの協同学習入門 二瓶社)

関田一彦・安永 悟 (2005). 協同学習の定義と関連用語の整理 協同と教育 1, 10-17.

杉江修治 (2004). 学生の参加を促す多人数授業 杉江修治・関田一彦・安永 悟・三宅なほみ (編) 大学授業を活性化する方法 (pp. 9-55). 玉川大学出版部

(注：本稿は『教師教育研究』第27号に掲載された報告書をもとに加筆修正したものである。)

## 【研究報告】

# 教職を含むさまざまな人生選択 —大阪音楽大学短期大学部「教職入門」における授業実践—

大阪音楽大学 藤 本 敦 夫

はじめに

本報告は、阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会の「2013年度 第1回課題研究会」における話題提供を基にしている。当日のテーマは「教職の意義等に関する科目をめぐって」であり、大阪音楽大学短期大学部（以下、「本学」と略）において「教職入門」という科目名称で開講されている授業内容を紹介した。

当該科目のシラバス構築に当たっては、当該科目に関する法令上の趣旨を踏まえる一方で、本学の教職課程履修学生固有の特性や課題に沿うことを心掛けた。本稿では、その経緯を紹介することで、特色ある教職課程作りの際に視野に入れるべきポイントを示すこととともに、短期大学部における教職課程履修学生にとって意義深いものとするための工夫のあり方についてささやかなモデルを示すことも意図している。短期大学としての特性の一方で、多様な学生のニーズへの目配りという点では、4年制大学の教職課程に関しても通底するテーマを含んでいると考えている。

## 1. 1998年教育職員免許法改正における「教職の意義等に関する科目」の導入と「教職入門」

### (1) 「教職の意義に関する科目」の趣旨

「教職の意義等に関する科目」導入の契機となったのは1997年の教員養成審議会第一次答申『新たな時代に向けた教員養成の改善方策について』である。以下、同答申の関連部分を引用する。

ア. 教職への志向と一体感の形成に関する科目の新設等

◎ 教職に関する理解の増進を含む適切な指導を通じ、教員を志願する者に「教師とは何か、教職とは何か」ということについて深く考察するきっかけを与えることをねらって、「教職への志向と一体感の形成に関する科目」（仮称、2単位）を新設する必要がある。

この科目は、教職の意義、教員の役割・職務内容等に関する知識の教授や、自らの進路に教職を選択することの可否を適切に判断することに資する各種の機会の提供などを、主な内容とするものとする。

このような趣旨にかんがみれば、この科目について、1年次配当の授業科目としたり、教育の本質・目標等に係る他の「教職に関する科目」の授業と適切に内容調整しつつ有機的に関連を持たせたりするなど、履修方法等に適宜工夫を凝らす必要がある。

また、この科目については、小・中学校等における教職経験が豊富で、特色ある教育活動を展開している教員による指導が効果的であると考えられる。

### (2) 大阪音楽大学短期大学部における「教職入門」の開設

以上を踏まえて本学では、当該科目名を「教職入門Ⅰ」「教職入門Ⅱ」として開講している。(ただし、当初の名称は「教職入門セミナーⅠ」&「教職入門セミナーⅡ」であった。2008年の改組に伴う教職課程再課程認定の際に、文部科学省より「セミナー」の名称が相応しくないとの指摘を受け、科目名称の変更を行った)。

当該科目の開設に当たり、本学が考慮した事項を以下に示す。

①本来2単位科目であるが、これを1単位ずつの「教職入門Ⅰ」と「教職入門Ⅱ」に分割した。

これは、先に引用した答申中の「教育の本質・目標等に係る他の『教職に関する科目』の授業と適切に内容調整しつつ有機的に関連を持たせたりするなど、履修方法等に適宜工夫を凝らす必要がある」という記述に注目し、また、短期大学1年次生の年間スケジュール(たとえば、介護等体験や教育実習の事前申し込み等の時期等)とシンクロさせることで、授業内容が履修学生の具体的な課題として意識化されることを意図したことによる。「教職入門Ⅰ」を1年次第1 Semester(前期)に、「教職入門Ⅱ」を1年次第2 Semester(後期)に配した。

②授業形態は集中講義を含む変則的な講義形式を採った。

これは、1998年の教育職員免許法改正による教職科目の増加による平常の時間割への圧迫と学生への負担軽減を意図するとともに、上記と同様の履修方法の工夫として、教育実習申し込みガイダンスや介護等体験ガイダンス等の事務日程とも関連させることと、後述するように、社会人の特別講師の招聘をしやすいことを目的とした。

③複数教員によるリレー式+特別講師の招聘

本学の教職課程担当教員は、教育学・心理学の研究系のバックグラウンドを持つ教員が主に教育原理系の科目群を担当し、中学校・高等学校での教員経験の豊富な教員が主に教科教育法等の科目を担当してきた。その利点を生かし、教員に求められる多面的な資質・能力の形成について各担当教員の得意分野を活かす形で分担した。これによって、答申中の「この科目については、小・中学校等における教職経験が豊富で、特色ある教育活動を展開している教員による指導が効果的である」との要請に応えるとともに、学生にとって比較的年齢の近く、また、教育に限らず社会のさまざまな分野で活躍する卒業生を招いて進路や人生選択について考える機会を豊富に提供することも意図した。この卒業生を招いての進路や人生選択について考える機会の提供が本学の「教職入門」の最大の特徴でもある。

## 2. 大阪音楽大学短期大学部学生の特性分析と授業デザイン

### (1) 大阪音楽大学短期大学部における教職課程の沿革と二種免許状取得者の多様な進路

大阪音楽大学短期大学部には前身の大阪音楽短期大学創設時より、関西圏を中心に音楽科教員を多数輩出してきた歴史がある。たとえば、2009年以来本学で開設している教員免許状更新講習には各年代に渡り、短期大学部出身者の受講が毎年一定数あり、関西圏における本学出身の音楽科教員の占める割合の高さが裏付けられる。一般に、短期大学を基礎資格とする中学校二種免許状は教員採用試験に不利との見方もあるが、本学卒業生に関しては、近年においても教職に就く者が多い。

短期大学で二種免許状取得後に教員となっていく者の進路は以下のように多様である。

①二種免許状取得 → 教員として採用（講師あるいは正規採用）

②二種免許状取得 → 専攻科を経て一種免許状取得 → 採用

③二種免許状取得 → 本学学部3年次編入 → 一種免許状取得 → 採用

④二種免許状所得 → 他大学3年次編入 → 他の学校種の一種免許状取得(=ダブル免許状)

また、在学時に教職課程を取らなかった者で、卒業後に科目等履修生として教員免許状を取得する者もあり、短期大学部での二種免許状取得がその後の教職生活の第一歩となっている者も多い。

また、本学には伝統的なクラシック以外にジャズ・ポピュラー・電子オルガン・ミュージカル・ダンスパフォーマンスの各コースがあり、これらの学生も教員免許状の所得が可能であり、学校音楽教育の最近のトレンドにも対応し得る人材を輩出している。

## （２）大阪音楽大学短期大学部教職課程履修学生の特性分析

以上のように、本学短期大学部は関西圏における音楽科教員の供給源として大きな役割を果たしてきた。しかし、一方で音楽大学独自の特性とともに、近年における学生気質の変化・多様化にも注意して教育内容の改善を図らねばならないことは言うまでもない。以下に、本学教職課程履修学生の特徴を挙げてみよう。

### ①大学での専門教育に対する意欲の高さとその二面性

学生の圧倒的多数が「やりたいこと（＝音楽）を勉強するために大学に来ている」という点で、たとえば経済学部等に多く見られる学生像とは際立った違いがあるというのが筆者の実感である（かつて、非常勤講師先のさまざまな大学・学部でアンケートを採った経験に基づく）。本学の学生のバックグラウンドを見ても、幼少期より音楽教育を受けて来た者や中学・高校で音楽系の部活動を経験してきた者が圧倒的に多い。ただし、一方において「興味のあることには熱心だが、興味の湧かないことには努力しない」という層も一定の割合で存在する。

### ②教職課程の履修動機の多様性

入学時より強い教員志望の者が一定程度存在するが、他方、必ずしも主体的・積極的な者ばかりではない。一般に、音楽大学はマンツーマンの実技レッスンを旨とするため、非常勤講師の数が膨大になり、そのために学費が高額となる。さらに、音楽大学で取得できる職業上の資格は少ない。そのため、入学生は高額な授業料を支弁する親から、教員免許状の取得を厳命されている場合がかなりある。不本意ながら教職科目を受講している層の存在である。

### ③教職への意欲と受講意欲のばらつき～学生の自己認識と他者による評価の乖離

一方で、教職を強く志望する者の意識にも実は多様な問題が潜んでいる。授業担当者として最も悩ましいのは、教職志望の強い者が実は対人関係の構築力や積極性に弱点を抱えるなど、必ずしも教職への適性を十分に満たしているとは限らないことと、その逆に、教職への意欲が必ずしも高くない者の中に実は抜きんでた教職適性を有する者がいたりすることがあることである。その点で、「教職の意義に関する科目」の趣旨である「自らの進路に教職を選択することの可否を適切に判断することに資する各種の機会の提供」を効果的に行う必要があろう。ただ、それまで教職に興味を抱かず、親との「契約」で不承不承授業に来ていたような学生が教育実

習の体験を契機にまるで別人かと思えるほどに強い教職志望に転じる例も多く、短期大学の二年間で早急に進路に関する厳しい結論を迫ることは筆者としてはためらいがあるのも事実である。このことも、実は本学の教職入門の内容を考える上で考慮した点である。

#### ④音楽大学の学生特有の進路不安

バブル崩壊後の長引く就職氷河期の中で、将来の進路に対する大きな不安に苛まれているのは大学生全般に当てはまるが、音楽大学の学生の場合、独自の悩みを抱えている場合が多い。

一つには、社会全般のある種の偏見である。たとえば、法学部に行く学生の誰もが法律家になるわけではないし、経済学部に行く学生の誰もが公認会計士になるわけでもないということは社会全般に自明視されていると思われる。ところが、こと芸術系の学生に対しては卒業後の進路が芸術家でないことに対して首をかしげる向きが多いということである。つまり、音楽大学の学生には、「音大を出たら音楽で食べていかなければ意味がない」といういささか理不尽な社会的圧力がかかることが多い。

加えて、学生自身が「音楽大学に来たからには音楽に関わる仕事をしなければ」という自縛感情を抱いている場合がある。それが強すぎて自信喪失に陥る学生も少なくない。いわば、自らにプレッシャーをかけてそれに押しつぶされそうになっている学生である。実際に音楽で生計を立てて行くことは容易ではなく、演奏家としてプロになる確率は高くない現実を前に立ちすくむ学生像が見えてくる。

### (3) 大阪音楽大学短期大学部「教職入門」の目標設定と「多様な人生選択」の重視

以上の分析と現状認識を踏まえて、本学教職課程履修学生の潜在的な学習ニーズを探りながら、同科目の全体的な目標を以下のように「やや欲張って」設定し、受講生に対しては初回講義時だけでなく、各回の授業においてもその内容の意義を繰り返し丁寧に説明することを心掛けた。

- ・必ずしも教員を目指すわけではない学生にも有益な内容であること。
- ・将来の教員だけでなく、親、市民として知っておくべき内容であること（＝市民的教養の側面）。
- ・自らの教育歴を相対化しつつ、大学生活でどのような資質・能力を身につけるべきか、自らの課題を発見することで、学修に向けての構えを作り出すこと＝初年次教育の側面）。
- ・多様な人生選択の可能性を考えること（＝キャリア支援の側面）

ここでは、本学学生の特性を考慮に入れたことで、教養審答申の「自らの進路に教職を選択することの可否を適切に判断することに資する各種の機会の提供」という趣旨を拡張し、「教職以外の進路も含めて多様な人生選択を考える」と読み替えることとした。

### 3. 「教職を含むさまざまな人生選択」を考える機会の提供～特別講師の招聘

#### (1) 特別講師招聘の背景と留意点

以上のように、学生の特性や悩みの深さなどの現状を踏まえた上で、彼ら・彼女らが視野を広げて自らの人生選択を考える機会を提供したいと考えたわけだが、ここで問題になるのは果たして、



それを筆者自身が語れるのかということであった。筆者のように大学院まで進んで、その後大学教員の職についている者は、この進路選択特有の悩みや苦しみは確かにあったが、民間企業の「就活」の経験もなく、実は一般的な大学生と比べると意外に進路に関する悩みは少なかったのではないかならば、さまざまな進路に進んだ卒業生に自ら語ってもらう方がよほど説得力があるはずである。

そこで、「教職入門Ⅰ」と「教職入門Ⅱ」を通じて計4～5コマを特別講師として招聘し、講演と筆者との対談、学生との質疑応答を中心とした授業展開を行うこととした。

そして、特別講師の人選にあたっては、特に以下の5点に留意した。

- ①本学の卒業生であること。
- ②卒業生と入っても現役の学生との年齢差がそれほど大きくないこと。
- ③現在の仕事が教員以外である卒業生の割合を多くすること。
- ④まじめな優等生タイプに限らないこと。
- ⑤音楽以外の仕事についても何らかの形で音楽と関わっていること。

特別講師には基本的に自由に語ってもらうことにしているが、自己紹介以外に共通して含んでほしい事項は事前打ち合わせをお願いしている。以下の通りである。

- ・自らの学生時代（幼少期を含めても可）。
- ・当時の進路志望とその成否（成功体験だけでなく挫折体験も含めて）。
- ・現在の仕事に就く契機。
- ・現在の音楽との関わり。
- ・現在の自分にとって音楽大学で学んだことが生きている点。
- ・自分にとって「仕事」とは何か。
- ・在学生へのアドバイス・メッセージ。

## （2）特別講師の講義事例

以下に、これまでに招聘した主な特別講師の簡単な略歴と講義中に特に印象に残った言葉を紹介する。

A氏：4年制の音楽学部卒、声楽科出身、女性、特別支援学校教諭。

在学中は自らの音楽的力について自信喪失。漠然と高校教員を志望していたが、介護等体験をきっかけに音楽の力を再認識。特別支援学校教員を強く志望するようになる。卒業後、数年の講師経験を経て正規採用を勝ち取り、現在、特別支援学校教諭。また、指導員も務めるなど現場で活躍中。

「この仕事をやっていて、辛いことも多いけれど、こども達の成長とか日々の小さな幸せの積み重ねが嬉しい」

「私にとって、仕事とは、自分が一番自分らしくいられる時間」

B氏：短大卒、ポピュラーコース出身、女性、中学校教諭。

短期大学卒業後音楽教室でボイストレーナーとして働く一方、夜はジャズシンガーとして活動。結婚、出産後も活動を続けるが演奏活動にのめり込み、すれ違い生活が原因で離婚、シングルマザー

一となる。生活のため、教員を目指して科目等履修で教員免許状を取得。3年の講師生活を経て現在公立中学校音楽科教諭。

「シングルマザーになって、どうやって食べていこうか、音楽とは関わって行きたいけど、夜の演奏は娘の事を考えると無理。その時単純な考えですが、『音楽+昼間=学校の先生』、これしかない、と…」

「(講師時代、いわゆる「困難校」とされた小学校で) …こんな10年しか生きていない子が小さな肩を震わせて、『俺なんか死んだっていいんや』なんて言うんですよ。私も泣きながらその子の肩をつかんで…取っ組み合いになって…、もともとは生活のためという『いかげんな動機』で教師を目指したのですが、今は本気で教師やっています」

C氏：短大卒、シンセサイザーコース出身、男性、看護師。

在学中はプロミュージシャン志望。教員免許状取得は親との「契約」。作詞・作曲・ギター・キーボードとマルチな才能を持ち、卒業後プロを目指して上京するも挫折。親に心配をかけたくないと音楽を諦め、知り合いのついでで病院の看護助手のアルバイトに。が、そこは精神病院だった…。その後働きながら看護学校に通い、現在正看護師。

「仕事を選ぶときに、『向いているか向いていないか』は考えませんでした。自分が何に向いているかなんて分からないし、『やりたいかやりたくないか』も考えませんでした。音楽でプロになる以外は全部やりたくないことだったから。最後に『出来るか出来ないか』、これも考えませんでした。基本的に人間業ならなんとかかなるだろうと…」

「(病院で昼休みに患者を集めて歌うようになってしばらく後、誰にも心を開かず食事も受け付けなかった患者が初めて彼に口を開いた)『歌ってたのはあんたか?』『そうやけど』『上手いな…』『あんたが作ってくれるなら食べるわ…』」

「このままいつまでもアルバイトのままではいけないと思って働きながら看護学校に…」

「仕事は、はっきり言って金ですね。ただ、そこが安定してれば音楽もまたやれる」

D氏：短大卒。ジャズコース出身、作曲家、ミュージシャン。

在学中、さまざまな音楽実験を重ね、現在は作曲家兼バンドリーダーとして活動中。リーダーバンドでこれまでに4枚のCDを発表。テレビ局の契約作曲家として様々な番組に楽曲を提供。毎年フランスで開催される「ジャパン・エキスポ」の常連となっている。「すきま狙い」の重要性や自分のコンプレックスとの付き合い方、また、プロになるための実務等を紹介。

「プラネタリウムが館内BGMに著作権料の支払いを求められているという記事を読んで、全国のプラネタリウムに僕のCDを郵送したんです。『著作権フリーでお使いください』って、そうしたら天文雑誌に取り上げられて、天文学会のシンポジウムにも呼ばれて…」

「子どもの頃、自分がピアノを習っているのを周囲に知られるのが嫌だったり、自分は演奏能力にも自信は無いし、家が雅楽師の家系だというのも子どもの頃は隠してたし、でも、実はそういうコンプレックスの部分が今、全部武器になっている」

「人と同じ事をやっても、それはもう終わっちゃってるので、隙間を探しますね」

「本職と本業は違うんですよ」

### (3) 学生の反応と成果

紙幅の都合で簡潔な紹介にとどまらざるを得ないが、特別講師の講義内容の一端は伝わると思う。各回の終了時には10分ほどの時間を取って感想レポートを書かせている。

学生の反応で特徴的なのは、教員志望の強弱とは無関係に全ての講義内容に対して、共感の度合いが大きいことである。教員を目指す学生には、その仕事の大変さとともに意義を深く考える機会になり、また、教員志望でない学生がこの講義を契機に教員を自己の選択肢に含めるケースも見られる。他方、特別講師の失敗談や挫折体験は、人生選択以前に大学生活に自信喪失しているような学生にとっても、人生を俯瞰的に見ることができ、ある種の救いをもたらすようである。一連の特別講師の話を聴く前と後で学生の授業に対する構えが大きく変化し、教職に意欲的でない学生の受講姿勢にも大きな改善が見られる。

### 4. まとめにかえて

「教職入門」の目標として、市民的教養、キャリア支援、初年次教育という複合的な目標を設定したわけだが、本学においては教職科目としての枠を超えてより広い視野で教職を含むさまざまな人生の在りようを考える機会を提供し、相当な成果が上がっていると考えている。

特別講師の人選は、現状では筆者が独占的に行なっている。教職課程を履修している学生以外の学生とも交流がないと、人探しが難しい。どうしても学生に「顔が広い」教員の仕事にならざるを得ない。ただ、それによって特別講師のパーソナリティ傾向に偏りが生じないように留意する必要がある。

本稿では特色ある教職科目の事例として本学の「教職入門」における「教職を含むさまざまな人生選択」の部分を中心に紹介したが、教職に限らず「キャリア教育」としても意義のあるものと考えている。ただ、本学においては、教職課程の履修がオプションで授業料以外の受講料が必要となるため、ここで紹介した内容は教職課程履修生のみの特権となっているのが現状である。

## [2013 年度第 1 回課題研究会]

### 質疑応答の記録

テーマ：「教職の意義等に関する科目」をめぐって

日 時：2013 年 5 月 15 日（水）14：30～17：00

場 所：大阪産業大学 16 号館 16606 教室

話題提供：

植田 義幸氏（四天王寺大学）

田中 保和氏（近畿大学）

西口 利文氏（大阪産業大学）

藤本 敦夫氏（大阪音楽大学）

司 会：大前 哲彦氏（大阪音楽大学） 朝日 素明氏（摂南大学）

記 録：井ノ口 淳三氏（追手門学院大学）

#### ○近畿大学の発表に関する質疑応答（以下敬称略）

**質問者 A**：「教職概論」、「教職入門」以降の各科目の開講時期（本稿 p.17 資料 2 参照）で、「教育行政学」が第 2 セメスタにあります。矢印が第 3 セメスタまでであるのは、第 2 セメスタと第 3 セメスタの 2 つのセメスタで「教育行政学」を開講されているという意味でしょうか？

**田中**：はい、この矢印は、スタートの時期が第 2 セメスタということで、それ以降はかまわないということです。例えば、第 3 のチェックポイントをご覧くださいと、(k)「教育実習指導」と書いてありますが、<a><b、c、d、e それぞれ 2 単位ずつ>クリアしておかないと取れない、ということです。

**質問者 A**：例えば、「教育行政学」が第 2 セメスタと第 3 セメスタにあるということは、私どもの大学で言えば、学生は春学期と秋学期のどちらでも履修できるということでしょうか？

**田中**：両方で取れるようにしているんですけど、学部によって必修の科目があるので、必ず 1 年の後期ということではなくて<b、c、d、e>それぞれ 2 単位ずつなので、例えば、<d>だと 3 講座あるので、場合によっては 3 か所、4 か所で取っているケースがあります。

**質問者 B**：基礎知識確認テストについて、教職に関する基礎的な知識に関する問題が出題されていると思うのですが、教科に関しての知識は、ここでは取り扱われていないのか、取り扱われていなかったら、他の場で試験を行っているのかということについて教えてください。

**田中**：教科に関する科目は入れておりません。それは各教科の授業の中で教科の基礎学をいれているものと解釈しております。

**質問者 C**：学生募集の時に教員免許は取れるという形で募集をされていると思うのですが、大学に入るにあたって教職課程には厳しい関門がありますよと周知は徹底されているのでしょうか？学生によっては何となく免許が取ればと入ってきたけど、なかなかそうはいかなかったと不満が出たりしないのでしょうか？

田中：基礎テストに関しては、「暗記だけではないか」、「こんなので絞るのはおかしい」、と思う学生もいます。ただテストだけではなくて、例えば英語でも TOIEC や TOFUL で何点以上でないと言語科教育法を受けられないという関門も設けております。厳しいと思うかもしれませんが、それでも仕方がないと感じていると思います。入試公募の時に免許は取れるけど、それはしっかりやらないといけないと伝えている、と私どもは思っております。

### ○大阪産業大学の発表に関する質疑応答

質問者D：グループワークについて2点質問があります。4名のグループはいつも人数が同じですけど、欠席者が多い班があった場合、どういう対応をされていますか？グループ分けに関して固定化されているのか、毎回グループを変えているのか？教えていただきたい。

西口：グループ分けは、毎回変えております。授業の最初にこちらが用意した紙を一人一人に配りますが、基本的に4人1グループになるように配ります。受講者が4で割れるかどうかによって、1グループに3人というようなことはありますが、基本的には紙を配った後に途中退出しない限りは2名や1名にはならない仕組みになっております。

### ○全体討論

司会 朝日：それでは後半の討論を始めます。ご参加の先生方のお力を借りまして、微力ながら司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4名の先生からそれぞれ御発表いただきました、アンケートの分析結果、各大学での実践の様子などにつきまして、それぞれの報告者の先生に対して何か具体的な事実確認等、質問などありましたら、最初にお伺いしたいと思います。いかがでしょうか？

質問者E：藤本先生のお話を大変興味深くお聞きしました。下世話な話ですが、数名来られる特別講師の方々の報酬はどうされていますか？

藤本：大学の規定により特別講師料があります。ただ、近年財政が逼迫しているということで値下げをされたので、大学から支払われる講師料の他に、僕が食事の接待をするというようなところで勘弁してもらっています。

質問者F：教職課程の有料化ということについて、本学は有料化してないですけど、どの程度の大学が有料化されているのか、それと音楽大学の場合は、おいくらになりますか？

司会 大前：1年間で6万円です。

質問者F：結構しますね。

司会 朝日：今の質問に関連しまして、教職課程を受講するにあたって、通常の授業料とは別に、教職課程の料金を徴収している大学がおられましたら挙手を願えますでしょうか？

(会場で挙手された後) 近畿大学、神戸芸術工科大学、大阪電気通信大学、神戸国際大学、それぞれ料金を教えていただけますでしょうか。

(会場からそれぞれ回答された) 近畿大学(1年間1万円)、神戸芸術工科大学(4年間3万円)、大阪電気通信大学(1免許2万円)、神戸国際大学(4年間3万円)。

司会 大前：教育実習に行くのに、ピアノの弾き歌いテストをして、ダメだと追加レッスンをするので、お金の支払いがあるので断る学生もいます。

西口先生のお話で、非常勤の方も1名おられて、2コマあるとおっしゃっていましたが、非常勤の方も共同型学習を同じようなやり方でやっていらっしゃるのでしょうか？

**西口：**違います。私に限り、先ほどのような授業をやっているということです。非常勤の先生は、現職の校長先生にお願いしているんですけど、そちらの先生につきましては、また違った授業をしているというようにご理解ください。

**司会 朝日：**複数の先生方で分けて担当されている場合、その共同関係がどのようになっているのか、また教えていただければと思います。

**質問者G：**近畿大学の場合、関門を設けて9回目で決まるわけですね。最初に1万円払った後、9回目にダメだった学生には、返金はされないのですか？

**田中：**返金はしていません。ただし、教職に関する科目の後期での追加料はありません。基礎科目の憲法や教科に関する科目などは併行して履修できます。2年生以降になると10科目とつても1万円、有料科目は1年の前期だけが少ないという状況です。

**質問者H：**4人の先生方への質問ですが、結局、早い時期から可能性のないものは落としていくべきなのか、それとも後々まで可能性を見つけて育てるべきなのか、この二つに発表が分かれていると思います。それぞれの立場から、ご自分の反対の立場についてはどうお考えなのか、お聞かせ願えますか？近畿大学さんは、将来の可能性についてはどう考えていらっしゃるのでしょうか？西口さんは、学び合いのなかで、振り落とさずに可能性を見つけていこうとするようですが、また藤本先生は、振り落とすというのは意味がないとお考えでしょうか？振り落とすのか、救うのか、救うとしたら、最後まで救うのか、どのへんまで救うのか、それぞれご自分の反対の立場のことをお答えいただきたいと思います。本学でも、私などは、どうしてこんな学生をそれほどまで支援して教員免許を取らせるんだという疑問を抱くことがあります。発表された登壇者の方々に、ご自分とは反対の意見に対するコメントをお願いします。

**田中：**私自身、元高校教員として、「教職入門」を担当している他の者も、教員経験者であります。基本的には、教員免許を取らせることも大事なんですけど、教員としてやっていけるかどうかということの方が、より重要だと考えています。特に1年生の段階で、他の意欲のある学生の足を引っ張る、意欲を無くすような学生については退場してもらおうというのが大切なのではないかなと思います。またそういう学生でも、意欲が出てきたら、1年の後期からでも再開できますし、2年からでも最初からやり直せます。いったんアウトだったらダメということではなくて、実際に、前期ダメだった学生が、後期に何十人と受けております。そのようなかたちでやっておりますので、関門といっても、門を閉ざすのではなくて、いったん頭を冷やせというような感じでとっていただけたらと思います。

**西口：**私の立ち位置として申し上げれば、学び合いを通じて私自身が育成を目指しているものは表現力、さらにはそれに伴った対人能力です。そのへんはかなり大きな一つのハードルとして、私が学生に突き付けていると言えると思います。そういった意味では、そのねらいに乗ってこれない学生にとっては、振り落とされるかも…という意識を持って望むことになっていくのかなという気がします。とはいえ、必ずしもそういう学生を門前払いするというのは、私自身は考えておりません。あくまで学生たちには、教員自身の考えや、他の学生の考え方を通じて、自ら考えてもらいたいわけです。自分が教員に向いているかどうかを考える余地、いきなりあなたは向いていないというよ

うな話ではなくて、自分が向いているのかどうかということを考える余地は、じっくりと授業の中で提供する、そしてそのなかで考えた上で、向いていないと認識した学生は、結果的に振り落とされることになるのかもしれませんが。

本質的にコミュニケーション能力に乏しい学生は、どうなるのか？ 先ほどの大前先生の質問にも関わってくることなのですが、非常勤のもう1名の担当者が「教職入門」を担当しておりますので、コミュニケーション能力には自分は自信がないけれど、「教職入門」を取らなければいけない、そういう学生は、もしかしたらシラバスを読んで、もう一名の先生の授業を受けることで救済されるかもしれません。各シラバスで授業の方向をしっかりと示しておりますので、学生たちにとっては、一方で振り落とされるにしても、他方ではくらいつくことができる余地が残されているという状況です。

**司会 大前：**本学の学生の場合、向いているか向いていないか本人に考えさせるというわけですが、全然向いてそうではない学生がへばりついてくるんです。本人にはわからないのかな？

**西口：**おっしゃる通りです。本学に関しても同じ事情がございます。例えば、私の授業の「教職入門」でダメだなと思ったときは、おそらくもう一人の「教職入門」担当者の授業でクリアしていくわけですが、両方クリアできないのであれば、おそらく自分で自覚するようになるんでしょうがそうはなりません。向いていないなというふうに教員の目から思う学生に対して、どこかで振り落とすような関門を設けていくか。私は、設けるところには設けますが、その一方で安全弁は用意する、そういったスタンスはとるようにしています。安全弁をどこで無くすかあるいは可能性を少なくするか、というのは、私の中での解答が定まっていません。是非ともご質問をきっかけに、先生方にお聞きしたいなと思っております。

**藤本：**基本的にこちらから振り落とすという発想は、僕自身にはないです。それをやっていいのかな、怖いな、というのが正直なところ。本学の学生は教職に意欲があるという学生の方が、けっこう癖者でして、親に言われて嫌々来ている学生でも、教育実習に行ったら、すごいドラマを起こしてくるんです。伝説を作って帰ってくる学生ばかりです。少々ふてくされて反抗的な学生の方が、教育実習に行ったら、すごかったりするんです。問題なのは、むしろ、最初から教師になりたいくて、なりたいたいというわりには、他人と会話が出来なくて、なぜなりたいたかと探っていくと、やっぱり子どもが好きだからと言いますが、そういう理由は、僕は一切信用してなくて、それはあなたは単に大人が怖いだけでしょ、と言いつきたいわけです。だから、音楽の先生の仕事を、音楽室に引きこもって自分の好きなことだけやっていられるみたいな、そういう夢を見ているような人には、教職志望を止めた方がよいよみたいなことは言いますが、しかし、強制的にやめさせるよりは、自分で気づいて欲しいと思っています。

少し補足しますと、本学の短大を出た後に専攻科という1年間の課程があり、ここである条件を満たすと、2年後には1種免許にグレードアップします。学部編入で4年次に編入して、さらに免許をグレードアップする者もいます。短大を出た後に、通信制で教職課程の勉強を続け、学部卒の免許を取得して、実際には、なんだコイツはと思ったような学生でも、数年後に再会してみると立派に先生になっていたり、しかも良い先生になっていたりするんです。18歳、19歳の人たち相手に我々がどこまで判断できるんだろうと実感します。むしろ、短大出た後に化ける子が多いんですよ。そんなことも感じているので、われわれの方でそのような、人を決めつける怖さみたいな

ものがあります。

**司会 朝日：**藤本先生のお話では、短期大学ということで、十分判断できる期間もないし、また彼らに十分な指摘を与える授業でもないし、藤本先生の授業の中では、とにかく真剣に考えるきっかけをたくさん作って与えていこうとされている、そういう授業のシステムなんだろうと改めて感じました。しかしながら、「教職の意義等に関する科目」と大学最後の「教職実践演習」まで、大学の教職教育を受けている段階の何かしらの時点では、自分で判断しなさいということになりそうですが、そのあたりは結局、それは「教職の意義等に関する科目」だけではなくて、大学の教職課程全体を通じての課題のようにも思うんですけど。

**藤本：**この科目と並行して、「教育学概論」2単位が1年後期にあります。「教育学概論」では、かなり強烈な小論文の試験を行っていて、振るい落とすというよりは、そうとう脅して、ちょっとやそつとのことでは通らないからねということで、小論文試験を行っております。振るい落とすのが目的ではなくて、文章を書く力をつけてもらいたい、訓練のきっかけになればと思ってやっています。「教育学概論」のあの先生の試験は鬼だ、悪魔だ、血も涙もない、皆殺しになる、そういう怖い噂を先輩から聞いているだろう？という噂を自分で流すと、だいたいみんな騙されて必死になって書いてくれるんです。お話したこの科目だけ取り出すと、甘いだけに見えるといけないので、他の科目で締めるようにしています。

**司会 朝日：**ありがとうございます。「教職の意義等に関する科目」の中で、科目にふれるべき事項として「進路選択に資する機会を提供する」とありますが、その部分が強調されると、ふるいにかけるというような選択指定になるかと思うのですが、別の見方もあって、出来るだけ多様な進路があるんだということに目を開かせる、そういう授業コースをできるかどうかということにかかっているんだろうなと思います。今、ご発表いただいた先生の授業の中で、お話しくださったような内容でやっておられるわけですが、他の先生方がいかがでしょうか。進路選択の機会をどれだけ、どんな形で「教職の意義等に関する科目」の中で提供されているのでしょうか、お教えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

実は、全私教協の教員免許検討委員会の方で出されている教職本の中で、文科省の実地視察の視察事項に関して、「教職の意義等に関する科目」の「進路選択に資する各種の機会の提供等」が含まれていないというような内容が紹介されているんです。ですからこの点、全国の私立大学、教職課程の誰もが悩みを抱えて視察を受けていると思うんですけど、ここに出席されている先生の中で、ご意見あるいは実践事例等をご紹介いただけたらと思います。いかがでしょうか。

**質問者E：**文部科学省も、教育を立て直すために、教師力を考えています。では、そのシステムで本当に日本の教育が良くなるかということになると、そんなものは見つからないわけです。結局、形にしないといけないから、「修士レベル」になるわけでしょうが、勉強だけできて、学歴が高ければ、それで良い先生になるということになると、こんなに簡単な話はないです。良い先生というのは、価値が一元化できるようなものではないということ、われわれは考えなければいけないということです。例えば、進学校が、どこそこの偏差値の高い大学へたくさん進学させれば、それが良い学校だと、価値の一元化をしますと、そんなに教育というのは難しくないでしょう。トレーニングですから。教育問題は、価値を一元化した段階で、さあ、ここへ行け！となると、ちょっと道を誤ると、私は思います。



それぞれの先生方、つまり教壇に立ったことがある先生方には、一般的な評価からすると「良い先生」という評価に当てはまらなくても、必ず、卒業生で、育てた生徒が、良い先生だと言ってくれる人がいるんです。必ずいます。私に変な先生だと思っけていても、その先生には、そういう卒業生がいるんです。それは何かというと、生徒たちがその教育の現場でその先生に会って、自分なりの切り取りで、その先生を自分の恩師として位置付けているわけです。ですから、そういうことを考えたときに、やはり一人一人の教師というのは、いま対面している生徒たちとどんな体験が可能か、彼らにどんなことを伝承できるか？ということ、一人一人の教員が考えていく以外に仕方はないのではないかと、私は思います。そうなったときには、教員の資質を、試験が出来ればOKということだけで考えないようになります。

もう一つは、覚えるのに非常に時間がかかって、時間をかけてやっと覚えた人が、とても教え上手だということがあります。ですから、さっさと分かっても、教え下手になってしまうケースもあります。そうなりますと、われわれが、覚えが悪い学生だと言っけていても、その人たちが先ほど言われているように、案外その立場になったときには、良い先生になることもあるということです。われわれは、答えのない問題に突き当たっているかもしれませんが、やはり自分が対している学生にどういう形で接することができて、そして彼らは自分の能力でやはり、試験に落ちたり、単位を落としたり、取得したりしているわけですから、あまり厳しい関門を設けても、今いったようなことがありますから、むしろ、自分たちが学生にどういう影響を与えられるかということを考えていく形の方が良いかなあと思ったりしているわけです。

本学では、発達障害等を抱えている学生が、一生懸命やっけている場合もあります。多くの大学の教職課程で、発達障害を持った学生が教員を目指しています。その学生たちは、おそらく一般社会では働けません。つまり、教育社会とはいったい何なんだということなのですけど、それはやはり価値が一元化していない社会でありうるのではないのでしょうか。企業に入って失敗したらおしまいです。お金の計算も出来なかつたら終わりです。そういうことを考えると、彼らは、もし教員になったら、また違う価値を見つけられるのではないかな？と思っけています。彼らを指導しながら、そんなことを思っけている今日この頃です。

**司会 朝日：**ありがとうございます。その他の先生方がいいでしょうか。教育の一元化された価値で、「教職の意義等に関する科目」においても、学生を評価すべきべきではないのではないのかという意見等もありましたが、いかがでしょう。この科目の趣旨、あるいは性格づけがどのようにされているのかというようなことだと思っけるのですが、各大学でいろいろ工夫されて実践されていることと思っけます。

今4つの大学からご報告いただいた、「教職の意義等に関する科目」は、初年次に固定化されていない科目としてあるわけですが、最初にご報告いただきました植田先生のアンケートの分析の中で必ずしも初年次ではない段階で、この「教職の意義等に関する科目」を開講している大学があるということでした。そのような大学の方がおられたら、どのような科目として位置づけられ、性格づけられているのか、また、どのような開講をしていらっしやるのか聞かせていただけたらと思っます。

**司会 大前：**大阪音大の教職課程は、2年生から始まります。「教職の意義等に関する科目」も2年次配当です。3年生でやっけてらっしやる大学はどこでしょう？

**植田**：神戸芸術工科大学です。アンケートではそう書かれております。

**司会 朝日**：3年次からというと、教職課程の履修を始めるには、少し遅い時期なのかな？と思います。大阪音大の教職課程は2年次から開講されるので、2年次にこの科目を位置づけるというのはわかります。もしよろしければどんな科目で、どんな趣旨で開講されているのか、お教えいただけませんか。

**神戸芸術工科大学**：この科目の開講年次が3年次ということで、教職課程自体は、1年次からスタートしています。

**司会 朝日**：教職課程は1年次から履修出来るということは、この科目を履修する段階では、教職に関するその他の科目は、すでに履修、修得してきている状態ですか？

**神戸芸術工科大学**：はい、履修しています。

**司会 朝日**：ご担当の先生にお答えいただきました。その他にまだ3校ほど、3年次と書いてありましたし、短期大学の学部で2年次に履修するところがあったということなのですが、もしこの会場におられましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(会場から発言はなかった)

**司会 大前**：他の論点でもかまいませんか？植田先生、データを見られて、これは面白い、これは紹介した方が良くというようなものはありますか？

**植田**：この科目は、入門の位置づけだと思っていたのですが、そうでないところもありました。これは臨時の項目でしたが、これとその他の元となるデータベースと付け合せているんですけど、免許種として幼稚園、小学校が思っていたよりも多かったものですから、このへんの関係で、例えば、先ほど3人がお答えになりました、振り落とすか、拾い上げるかの話聞きながら、私は発表の内容がそれと直接関わらないものですから答えませんでしたけど、少し申し上げます。私のところでは、教育学部の「教職論」と人文社会学部の「教職論」とを、両方担当しています。そして講義の姿勢を全く変えていません。私自身は「教職論」の担当者として、なるべく同じことをしゃべって、同じレベルの試験問題を作っております。昨年の後期は、そうしていたんですけど、全く成績が違ったものですから、どっちがどうだったかは言いませんけれど、小学校の教員養成をする大学と中高を中心とされる大学で違いが出るのかなと思いました。あまりはっきりとはいえませんが、おそらく幼稚園の他に小学校教員免許も取れるところは、ほとんどの学生が小学校の教員免許をとるのでしょうが、うちの場合は、幼稚園の教員免許を取ろうとして入ってきているので、現実問題として、あまり振り落とせません。振り落としたり卒業できない状況だと思います。そういうところでも、何か関門のようなものをおかれていることがあるのかなという気がいたしました。私はなるべく落としません。

**司会 大前**：小学校や幼稚園の免許課程をお持ちの大学の方、ご意見をお聞きしたいということでですけど、どうですか？

**司会 朝日**：大学の置かれた状況、学生の特性、科目ごとの位置づけなどで違ってくるのかなと思うのですが、そういった多様な実践事例をまた機会を改めましてでも、意見交換いたしまして、共通の財産にしていければと思います。最後にこれだけは発言しておきたいという方がおられましたら、ぜひご発言いただきたいと思います。

**司会 大前**：今日は意外とおもしろかったです。ぜひ情報交換会で引き続きお話ししたいと思います。

## [研究報告]

# I. 基調講演 私立大学における教員養成の特色を考える

阪神教協会長・大阪産業大学学長 瀬 島 順 一 郎

## 1. 建学の精神と教員養成

### ① 建学の精神

大阪産業大学の建学の精神は「偉大なる平凡人たれ」（創立者 瀬島源三郎）である。その意味の解釈は人によってさまざまであるが、また、それだからこそ意味深いものといえるであろう。一言でいえば「今の自分の立場でできることを精一杯やること」である。そのことは平凡なことであるかもしれないが、そのような人々が現実を支え偉大な歴史を刻んでいくのである。何が偉大で、何が平凡かは自分が決めるのではなく社会と時代が決めるものである。不可知な未来を思いあぐねるよりも今の自分にできることに努力を傾注すべきである。それがひいては未来を作ることになるのである。今日を忘れるな！いまを忘れるな！それが未来のはじまりなのだから。

### ② 教育の理念

建学の精神があらわすところの人間と社会の関係を鑑みるとつぎのようになる。すなわち学問・知識に秀でた者だけが社会を構成するのではなく、それらに勝るとも劣らないほど積極性・責任感・協調性・人間愛などの人間性豊かな人材が重要であることを指し示している。産業社会が求める人材は、学業成績のみならず熱意と根気があり、明朗で協調性があり、自己の野心より日常の中にも豊かな価値を見出せる人間である。

建学の精神を戴し、大阪産業大学が拠って立つ教育の理念は、大阪の歴史的な位置付けに基づく実学の伝統を受け継ぎ、わが国の将来における産業社会の発展の下で基幹となる工業技術、経営、経済構造ならびに産業活動と環境、文化との関わり等の教育・研究である。十分な基礎知識の上に応用力をもち、創造的精神と国際社会に通じる倫理観をもった人材の育成と、それに資する考究こそが本学の教育理念である。

### ③ 教育の目標

教育の理念に基づき、幅広い教養を持ち、基礎知識の上に創造性に基づく応用知識と技術をもったグローバルな人材を育成すること。グループ討論や研究発表を通して協調性と情報発信力を養うことを教育目標とする。

### ④ 育てる人物像

建学の精神、教育理念、教育の目標から育てる人物像を考えるとつぎのようになる。

- ・今の立場で自分の持つ力を最大限発揮できる人  
(建学の精神に沿った人物像)

- ・世のため人のために仕事をする人  
(自分の仕事を社会と結び付けられる思考をもつこと)
- ・協調性ある人  
(1人の人間の無力さを理解することによって強調性の重要なことを理解する)
- ・何事にもプラス思考で向き合う人  
(苦難の道も幸いの道とするには、常に悲観を退け、良い方向へと志向する)
- ・人の嫌がる仕事を率先してやる人  
(常に縁の下の力持ちを自覚しながら仕事をする)
- ・ことを成しても驕らない人  
(成して恃まず。老子の言葉である。何事をなしても驕らないこと)
- ・歴史の中に自分を位置づけられる人  
(歴史に名を残さずとも、自分が確固たる歴史であることを確証すること。もとより家族史の中には名が刻まれる)
- ・何事にも真摯に向き合える人  
(何が本当の価値かは分からない。であるからこそ何事も真摯に向き合うことで新たな価値に出会うこともある)
- ・時間を大切にする人  
(過ぎ去った時は二度と戻らない)
- ・基礎知識を応用と実践に向けられる人  
(創造的精神が関与しなければならない)

上に挙げた人物像は本学の建学の精神から導きだせる人物像である。ではここから教員養成の特色を考えてみる。

## 2. 教員養成の特色

建学の精神から教員養成と関わって1つの解釈を提示する。瀬島源三郎は、創立四十周年誌 p 344 では次のように述べている。

「己の功利的精神を捨て、いざとなればおのれを殺して人間社会に貢献できる人材の養成」を目的とし、人生の目的を名誉・金銭・地位とすることなく人を育て、有為の人材を世に送り出すべし、という言葉としてとらえるならば、まさに教師教育を目指すものとして理解できる。本学の教育実習や教職科目において上記の人物像を念頭に教育実践では指導法として次のような5項目があげられるであろう。

1. 教壇実習の模擬授業では十分な準備ができているか？自分の力や努力を出し切っているか？
2. 授業開始時間を守っているか？
3. 独りよがりの授業になっていないか？生徒の理解度に配慮しているか？
4. 何より生徒のことを思った指導をしているか？
5. 学校教育での基礎知識がどのように社会活動の中で応用あるいは活かしているかを伝える授業をしているか？

上記に加えて瀬島源三郎の生き様から人生観も考えさせることができる。

つまり、人間の一生の中で何らかの啓示を受け、大きな転換を迎えることがあるということを考えさせることによって教師教育の在り方も考察させる。

貧農の7番目の子として生を受けた源三郎が、苦学をして中学校へ通い教員の道を進んだというエピソードや、ある人物との交際によって180度人生観を転換させたことなどを教えることによって先達の生き様に触れる。たとえば建学の精神が生まれたときはいつだったのか？『不有の記』（瀬島源三郎 著）から次のように考えられる。

1928年（昭和3）大阪産業大学の前身大阪鉄道学校設立。戦前は「克忠 克孝」（よく忠に よく孝に）という儒教精神に基づく教育方針を掲げていた。昭和28年大阪交通学園理事長となった瀬島源三郎は、中学時代に薫陶を受けた故郷の小松哲一郎翁を訪ねる。クリスチャンで社会福祉に生涯をささげた小松翁の生き様に心を打たれる。その時に生まれたのが「偉大なる平凡人たれ」という言葉であった。62歳の時である。その時祖父源三郎は長年学んできた孔子の儒教から老子の道教へと思想的転回をしたと考えられる。雅号の「不有」は道教の一節である。「何物も持たず」という意味である。

### 3. 大阪産業大学卒業生の教師たち

2015年に大学創立50年を迎えるが、その間に多くの工業科の教員を排出してきた。特に兵庫県では工業の教師は本学出身者が最も多い、また大阪府でも工科高校で多くの卒業生が教鞭をとっている。次に教育実習生への教壇実習や模擬授業での指導について述べる。

#### 教育実習授業の指導について

##### ①条件の整備

会場や教室の広さ、照明、音響設備、PC設備、黒板の大きさ、教壇の高さなどをあらかじめ調べておく。特にパワーポイント、DVDなどを使用するときは、後部の座席からも見えるか？また、会場を暗くしたときノートやメモを取ることができるか？レジュメを使用する場合も部屋の明るさに気を付けること、項目の番号を指摘しながら説明すること。

##### ②聴衆・生徒の授業参加度の問題

教壇を頂点とするひし形の中にはいる聴衆・生徒が最も参加度が高い、教師が教壇を移動することによって参加度を高めることができる。また、教師の視線によって参加度をコントロールできる。どこで生徒の方を見るか、机の上の資料やノートを見るかといったタイミングを考えること。

##### ③姿勢と視線の関係

胸を張った安定した姿勢を保つこと、生徒に背中を向けない、できれば肩を黒板に対して45度以上入れない、板書のときも完全に背中を向けないこと、視線はできるだけ生徒に向けておくこと。自信がないと生徒の方を見られない。見ることは、見られること。教卓のノート、資料から直接黒板に視線を向けない、黒板から教卓に視線を移さない。

生徒—資料—生徒—黒板      黒板—生徒—資料—説明

教壇の端に教師がいるとき、対角線上の最も遠い生徒を見ること、生徒の中で特定の生徒とアイ

コンタクトをすると、その生徒の座っているエリアは掌握できる。

#### ④教師の暗示力の問題

好むと好まざるにかかわらず教師は教室において最も暗示力の強い存在であることを自覚する。教師が時間を気にすると、生徒も気にする。時計を外して教卓の上において置くこと。そうすればいつでも時間がわかる。

#### ⑤授業の進め方と時間配分

50分授業 導入5分 展開40分 まとめ5分 導入は必要、生徒が授業を聞く準備 まとめも必要である。

#### ⑥その他の注意

経験から話すこと。知識を伝えようとしないこと。具体性があること。声の出し方は自然に、呼吸も普通の呼吸。自分に合った話し方を工夫すること。笑は無理をしないこと、生徒は思いがけないところで笑う。本当に笑わせたいなら十分な研究が必要。落語家は仕掛けて落とす。間が大切、しゃべらない時間に耐えること。笑は生徒の意識の中で起こるもの。言葉の連想を上手く利用すること。

以上

#### 参考資料

1. 「不有の記」瀬島源三郎 著 関西文庫
2. 「創立40周年誌」大阪交通学園 昭和40年 大阪交通学園刊

## [研究報告]

# 小規模新設大学における授業外活動の取り組みと課題

大阪人間科学大学 佐野 秀行

### 報告の概要

大阪人間科学大学は2001年開学の新しい大学である。教職課程は2010年からはじまったが、教員養成を主たる目的としていない大学・学科であり、教職課程の履修者は少ない。本報告では、小規模で歴史が浅く、教員の養成を主たる目的としていない大学における取り組み及び課題を検討する。

本学の教職課程は、(1)履修者が少数であることに加え、教職以外の資格関連科目が優先されるために、(2)大学のカリキュラム全体において教職課程が少数派とならざるを得ないという二つの課題がある。

そのため通常の授業の充実や、学士課程全体を通じた教員養成の取り組みに加え、教職課程履修者を確保し、学部の専門教育の時間を確保しつつ教職課程の学習を充実させる活路を授業外の活動に見いださざるを得ない。本稿ではその取り組みを報告する。

### 本学教職課程の概要

大阪人間科学大学は、大阪府摂津市にキャンパスをもつ2001年開学の比較的歴史の浅い大学である。また学生の現員は1,160人(2013年10月時点)と小規模である。教職課程は2009年に課程認定申請し、2013年度(今年度)にはじめて教育職員免許状を取得する卒業生を出す予定である。

免許校種は、社会福祉学科の高校「福祉」と特別支援学校教諭、健康心理学科の高校「公民」と中学校「社会」(2010年度に課程認定申請)である。教職課程に登録した学生は当初20名程度であったが、教育実習に参加した学生は9名、最終的に免許状を取得するに至ったのは8名であった。また、今年度の教員採用試験を受験した学生は3名おり、この内、2名は2次選考で不合格になり、1名は合格した。なお、2学科の定員の合計は260名である。教職課程に登録している学生は、3年生5名、2年生20名であり、全学年の合計が50名に満たない規模である。

教職課程認定申請から2年後の2011年に同じ学校法人の薫英女子短期大学及び学科の改組があり、新たに設置された子ども福祉学科において幼稚園教諭の課程認定を申請した。子ども福祉学科は短期大学から継続して地域連携など様々な活動の蓄積があるが本報告では割愛する。改組によって1学部5学科となり、視能訓練専攻、言語聴覚専攻、介護福祉学科といったパラメディカルな領域の学科の割合が多くなった。中等教育の教職課程は社会福祉学科と健康心理学科のみに置かれ、大学の中での対象学生の割合は減少しており、質・量のいずれの面においても維持向上のための対策の必要性が高まっている。

### 小規模新設大学の教職課程の課題、デメリット

本学が抱える課題は、他大学においても共通する点が多くあると考えられる。ここでは以下の3

つの課題を取りあげる。課題は、第一に小規模であること、第二に教員養成の伝統がないこと、第三に教員養成を主たる目的としていないことである。

第一に、規模の小ささは、しばしば選抜性の低さとも関わる。選抜性が低く、学力に課題のある学生が、卒業要件以上の単位を取得し、教育実習を乗り切るといった追加の負担の多い、教職課程を履修するのは困難なことである。担当者としては能力や適性や意欲を欠いた学生を教育実習に出せないという考えがある一方で、教職課程の登録者を確保しなければ、教職課程の存続が危ぶまれるため厳しい選別には及び腰にならざるをえない。

第二に、教職課程の伝統がないことは、教員採用試験に合格した先輩学生がいないことにより、どのような手順を踏み、どのような準備をして教員になるのかという見通しを学生が持てないことにつながる。このために教員になることを当初から希望せず、あるいは希望してもすぐにあきらめてしまうことになる。反対に、免許状さえ取れば教員になれるといったように過度に楽観的な見通しをもつ学生もいる。

第三に、教員養成を主たる目的としていないことについては、当然、開放制の理念に基づき、多様な専門分野を学ぶ視野の広い教員を養成することが重要である。しかし、選抜性の低い大学においては教職教養も教科の指導能力もいずれも課題を抱えており、目的養成大学に対する優位性を見だしにくいという別の課題もある。

また、そもそも学生が進路として教職を考えておらず、教職課程を履修したとしても、単なる資格の一つとして教育職員免許状を取得しようとしているにすぎないという教員養成の質に対する不安もある。

## デメリットをメリットに

それではこのようなデメリットの多い本学のような教職課程において、あえて教員養成をする意義はいかなるものであるのか。

本学では、教職課程の設置申請にあたり、単なる学生募集の方略としてではなく、福祉や心理学を教育に応用することが重視された。

社会福祉領域では、労働条件の悪さが問題化し、人材が慢性的に不足している現状をふまえ、現場の担い手を養成するだけでなく、福祉のやりがいや理念を伝える人材である教員の養成（残念ながら福祉のみでの採用試験の枠はないが）をすることの意義が議論された。

心理学領域では学校現場における健康心理学やアセスメントなどの応用可能性などが議論された。いわば免許教科と学習内容との相当関係のもとにある大学・学科の理念を重視することになったのである。

一方で、規模の小ささ、伝統を欠いていることに加え、大学入学時までの学習の蓄積の少なさから教科指導のための基礎学力や、そもそも免許教科である「社会」に対して学生の関心が低く、苦手意識を持つ学生も多いという課題は明らかであった。こうした課題について、捉え方を変え、デメリットをメリットとして捉えることで対処しようとしている。

規模が小さい、ということは、教員養成のための蔵書や教室や外部の教員採用試験対策講座の利用などの資源へのアクセスという点では制約が多い。一方、教員と学生の比率を見れば、教員一人あたりの学生数は少なく、教員の人的資源は潤沢であるということもできる。本学では、複数校種



の課程を有し、課程認定基準を大幅に上回る教員を要している。さらに教員以外のスタッフにも校長経験者らを擁し、ガイダンスや教育実習報告会や教員採用試験対策などで助言や協力を受けることができる。教職員の人的資源の他にも小規模であるが故に学生間の交流を促進しやすいという点も挙げられる。こうしたメリットを学生に周知するとともに、教職課程の担当教員が窓口になって学生の相談に個別に応じている。

また、本学の社会福祉学科、健康心理学科に入学し、教職課程を履修する学生の多くは、もともと教科指導をしたくて教員を目指すのではなく、相談援助やカウンセリングができる仕事として教職の魅力をとらえる傾向がある。こうした学生のニーズを満たすには、大教室の講義以外に、学生との個別のやりとりや学生間の学び合いの機会が重要であり、小規模であるがゆえにこれらを組織しやすいという点もメリットとして挙げられる。

次に、教職課程の歴史が浅く伝統がないという点は、職業的社会的な見通しという点ではデメリットであるが、教職員にとっては新しい試みをしやすいこと、学生にとっては先輩学生に情性で習うことを避けられるという利点がある。

教師になり学校で生徒の教育にかかわるという見通しをもたせるために、上級生ではなく、学校現場の見学やボランティアへの参加を通じて直接、現職教員から学ぶ機会を設けている。報告会や学外のボランティア活動といった教科外の学習機会について、過去の例がないために、「先輩はそのようなことをしていなかった」という意見が出ない。そのため、学生の参加を促しやすいという面がある。また、あなた方自身が教職課程の伝統をつくるのだと働きかけることによって、学生の責任感や自尊感情を高めることができる。

最後に、教員養成を主たる目的としていない学科であるという点については、開放制の教員養成を行う大学にも共通することである。つまり、専門分野の教育（本学ならば社会福祉や健康心理）を強みとするという論理（専門分野を教職へ生かす）がある。しかしこれには、反対の論理もある。学生の基礎学力が課題になっているなかで、卒業要件を超えて学習し、教える立場の視点をえられる機会として教職課程を活用し、意欲的な学生を集めることで全学的な波及効果を期待する論理（教職から専門分野を改善する）である。小規模大学の教職課程には課題もあるが、教職課程があることによって大学教育全体により効果をもたらすことを学生・教職員に伝えることが肝要である。

### 教職課程における授業外活動の取り組み

以上3つの課題への対応は、単位の上限や活動の性質や場所などから授業に組み込むことが困難なため授業時間外の活動の充実が不可欠である。以下において、本学が実施している授業外活動の取り組みとその課題を検討する。

授業外活動の充実は教職課程設置当初からの課題であった。初期には模擬授業や指導案作成を学生主体で行う教職サークルを組織していたが、学生の時間割調整などが困難で立ち消えになった。次に、授業のない時間（午前8時から1時間）に教育に関する本（デューイの『学校と社会』の原著）を読む機会を設けたが、学生の出席がなく、これも立ち消えになった。こうしたことを繰り返しながら、学生の負荷、時間割など様々な制約を考慮しながら、現在では、学期に数回のワークショップ（ワールドカフェ、クロスロードなど）や交流行事（たこ焼きやクレープなどの食事を作る会、教員・学年間の交流）の機会を設け、気楽に参加できる形態に移行しつつある。また、学習中

心の活動として、現職経験のある教員が中心になって実習報告やケーススタディの研究会である「特別支援教育研究会」を開催したり、学校見学やボランティアの斡旋をしたりしている。

また、授業と自宅の学習、学生間の交流を橋渡しする取り組みとして、SNS の設置とビデオポートフォリオ（履修カルテ）の開発をしている。後者は本学の教職課程の独自の取り組みとして、今後も開発を継続し、機能の充実を図る予定で暫定的なものであるがここで紹介したい。

図 1. ビデオポートフォリオの画面イメージ



履修カルテの作成を通じて、学士課程教育全体を通じた教職教育、教職課程の履修・学習指導の記録が求められている。本学では課程認定申請時より履修カルテの用途や書式を検討していたが、文書のみによる振り返りでは学生の言語能力による制約や、教員の所見作成の煩雑さが危惧されていた。そこで、入学時よりスピーチ・模擬授業・報告会での報告を録画し、時間が経過したら視聴するということを予定していた。ところが実施してみると、動画のファイルサイズが大きく、USBメモリなどに入れると管理や返却が困難であること、それぞれの動画に教員が個別にコメントして振り返ることをシステム化する必要や学生相互のコメントや参加者のニーズも明らかになってき

た。

そこで、サーバー上にアップロードした動画について学生や教員がコメントし、コメントは動画にテロップとして表示されるといった「ニコニコ動画」風のシステム（図1）を開発するに至った。映像の右側には入力したコメントのリストが、映像の下にはコメントの入力欄、その下には閲覧を完了したユーザーのリストを表示する仕組みである。学生は自分が撮影されることに抵抗があったが、学生どうしが撮影することやコメントし合うということ、YouTube やニコニコ動画のような誰でも閲覧可能なサービスではなくクローズドなシステムで、ユーザーごとにログイン・コメント・閲覧権限を付与したシステムであることを伝えて協力を得られた。例えば、スピーチは個人と教員のみが閲覧可能であり、模擬授業や報告はその場に参加した学生のみが閲覧可能であるといったように分ける方針をとっている。このような対応によって、授業中に撮影した動画にコメントするという課題を与えることができ、50分の模擬授業の撮影とフィードバックをすることや異なる時間の授業外活動を指導することが可能になった。しかし、何より楽しみながら参加できること、時間をあけて視聴することで学生が自らの成長を実感できることが利点として挙げられる。

## まとめと今後の課題

本学における授業外の学習活動は試行錯誤の途上であるが、現時点で特に大きな課題について整理しておく。

先に教職課程が小規模であることにより、慣例にとらわれず新しい取り組みをしやすいという利点を挙げたが、教員の個人的な取り組みを組織化したり記録したりする誘因を欠いているため、取り組みが教員の個人的な創意工夫のレベルにとどまりがちだという課題がある。これは、小規模であるが故に、個人で行っていることを組織化するインセンティブが少ない上に、連絡等の手間がかかるためである。

今回、本報告に際して、教職課程担当教員にヒアリングを行ったが、教員の個人の取り組みを整理するよい機会になった。報告の機会をいただいたことを感謝する次第である。この報告の機会はもちろん、教育も研究と同様に創造的な営みであると考え。教員がここに行っている工夫や新しい取り組みを適切に評価して組織化し、大学の共有財産としていくことが今後の課題として挙げられる。

## [研究報告]

# 人間性とキャリア形成をめざす学校インターンシップ ～関西大学・学校インターンシップ 2003 年～2013 年～

関西大学 山本冬彦

## はじめに

関西大学では、教職課程の取組とは別に、2003 年度から、学校インターンシップを実施している。当初、文学部が独自に行っていたが、2005 年度から、当時、同時並行して取り組みはじめた高大連携事業の一環として、全学的な取り組みとして実施し始めた。所管は、当時は、学長補佐のもとに設置された高大連携運営委員会、その後、大学内の機構整備を経て、現在は社会連携部・高大連携センターが運営を担っている。また、2005 年度から 2008 年度までは、文部科学省の特色 G P に採択され、文部科学省の補助金のもとで展開することができた。

今回の発表では、その全体像を紹介させていただいたが、本稿は、その要約を文章化したものである。なお、本学の学校インターンシップの取り組みは、私も含めて、歴代の責任者や関係者が何度も報告書などを執筆している。それらの内容と重複する部分があることを予めお断りしておきたい。

## 1 関西大学の教職課程

本学は現在、後の図表 5 にもあるように、13 学部の体制をとり、教員養成については、各学部で開講されている専門科目に対応した、中学校、高校の各教科の教員免許が取得できる、開放系の教職課程を開設している。全学の開放系の教職課程は、教育推進部教職支援センターを中心に所轄しており、2013 年度の教育実習の履修者は約 500 名となっている。

また、それとは別に、2007 年度から、文学部総合人文学科初等教育学専修で小学校の教員養成を行っている。定員は 50 名である。

## 2 文学部改革からはじまった学校インターンシップ

学校インターンシップを本学で単位取得ができる教育課程として実施したのは文学部である。文学部は、90 年代の後半から、改革に向けての議論や小規模の制度変革を徐々に行いながら、2004 年度から、それまでであった 9 学科制（英文、国文、独文、仏文、中文、史学、哲学、教育、インディバ）から一学多専修制に移行した（当初、9 専修からスタートし、その後 19 専修となり現在に至っている）。その際、さまざまなカリキュラム改革や入試改革、授業改革を行うと同時に、社会連携の道を模索することにして、その手始めとして、学生を学校現場に送り、教員の仕事の補助をしながら、学生が学んでいくインターンシッププログラムを実施した。

学校インターンシップは 2000 年度に八王子市教育委員会と中央大学が行ったのが、その始まりといわれているが、当時、2002 年度からの学校完全週五日制の実施などが行われるなか、大阪府でも大学と教育現場、教育委員会の連携の機運が高まっていった。

筆者もまた、2000年度から、個人的な試みではあるが、ゼミの学生を大阪府下の小学校へ教員の補助ボランティアに従事させるということを初めていた。当時、ちょうど、学級崩壊や小1プロブレムといった課題が学校現場で議論されはじめた時期であり、学生が学校現場で教員の補助活動をするについては、当該の学校から、高い評価を受けることになった。

たまたま、本学の文学部改革に際しては、筆者が部長代理の役職にあり、それ以前から、この学部改革の提言をまとめた一人であったので、また、上記の学生派遣の経験から、学校インターンシップの実施については、不安よりも十分な手ごたえを予想することができた。また、文学部は教職志望の学生が他学部に比べても多いということもあり、社会貢献の一環として、学部として、制度改革の本格的な実施に先立ち、2003年から、学校インターンシップに取り組みをはじめることができた。

### 3 本学の学校インターンシップの取り組みの経過

その後の経過は次の通りである。

2003年度から関西大学文学部で高校を対象とした学校インターンシップを導入。

2004年度からは小、中学校にも派遣先を拡大。

2005年度から全学的な取り組みとし、その後、4年間、特色GPに採択される。

2009年度からは大学独自のプログラムとして継続して実施し、現在に至る。

また、すでに述べたように、現在、所管は社会連携部高大連携センターで、取組責任者の教員を一人配置し（現在はセンター長の筆者が兼任）、科目としては全学共通教育科目（かつての一般教養科目）のなかに、インターンシップ1、2、3として設定し、3度の再履修が可能とし、また、授業のスケジュールの関係で、年間取得可能単位数の枠外での履修としている。卒業所要単位に組み込むかどうかは、各学部の判断に委ねられている。

インターンシップの実施に際しては、近隣の各教育委員会と連携協定を締結している。協定を締結している委員会と締結年（括弧内）は次のとおりである。

大阪府、神戸市、大阪市、長岡京市（2003）

高槻市、吹田市、東大阪市、茨木市、箕面市、豊中市、摂津市、京都市（2004）

伊丹市、寝屋川市、河内長野市（2005）

宝塚市（2006）八尾市、藤井寺市（2007）

京都府（2008）守口市（2009）

堺市（2010）池田市（2011）

西宮市（2013年）2014年度から受け入れ開始

なお、高校とは一部の私学を含め、個別に学生の受入を依頼し、幼、小、中については各教育委員会ごとに受け入れの取りまとめを行っていただいている。また、堺市については、同市の学校インターンシップ制度に相乗りさせていただいている。

#### 4 一年間の流れ

一年間の取り組みの流れを簡単にまとめると次のようになる。

- 1 前年度の終わりから年度の初めにかけて、高校については各学校に、その他の学校については所管の教育委員会に案内のパンフレットを送付する。
- 2 4月に希望する学校や教育委員会を対象に、説明会を行う
- 3 5月の中旬ごろまでに、各学校から研修のメニュー、募集人数などの資料を出していただく。それをもとに5月下旬に学生に対して募集説明会を数回行う。
- 4 6月上旬に教員による学生の面接を行い、意思確認とマッチングを行う。
- 5 希望校が決まれば実際にその学校に学生が赴いて最終的に研修校を決定する。
- 6 上記と前後して、学生に対して事前講習（マナー講座、業務講座など）を行う。この講座を受講することを履修の条件としている。業務講座の講師は、近隣の教育委員会の指導主事に依頼している。
- 7 派遣学生の決定の後、受け入れ学校の担当者への説明会（講師は、受け入れ実績のある学校の教員に依頼）、決定学生に対する再度の説明会を行う。なお、最終的な受け入れの可否は受け入れ校が個別に学生と面談を行った後で、受け入れ校に決定していただく。
- 8 実際の研修への参加：業務には、短期集中型（夏休み集中）と長期型（9月下旬～12月下旬の週一回）の2種類がある。
- 9 インターンシップに参加した学生には、一日ごとの業務日誌、最終報告書の作成・提出、事後報告会（短期は10月中旬、長期は12月中旬）への出席を義務付けている。最終報告書には受け入れ担当教員からのコメントをいただいている。事後報告会は、開始当初は、代表学生5名程度の報告だったが、近年は、参加学生の代表1名の研修の報告と、学生のグループ討論という形をとっている。そして、このグループ討論に、受け入れ学校の教員、教育委員会の関係者、本学の大学教員が入り、アドバイスをを行うという形にしている。
- 10 最後に単位の認定を参加学生の所属する各学部が行う。単位認定に必要な研修の最低時間は36時間とし、上記の義務を果たすことを条件としている。
- 11 GPからの流れで、年度末には、その年の記録を掲載した成果報告書を発行し、関係機関に送付している。

次に、受け入れ・派遣状況（2011年度～13年度）、研修内容（2013年度のみ）、参加学生の各学部ごとの内訳（2013年度のみ）について、次の図表1～5で示しておく。

図表1 受け入れ・派遣状況 2011年度

2011年度	高等学校	中学校	小学校	幼稚園	※その他	総計
受入申込校数(実数)	63	74	160	20	2	319
派遣校数(実数)	34	33	49	10	0	126
受入可能人数	304	306	601	98	6	1315
派遣人数(延数)	79	59	73	20	0	231

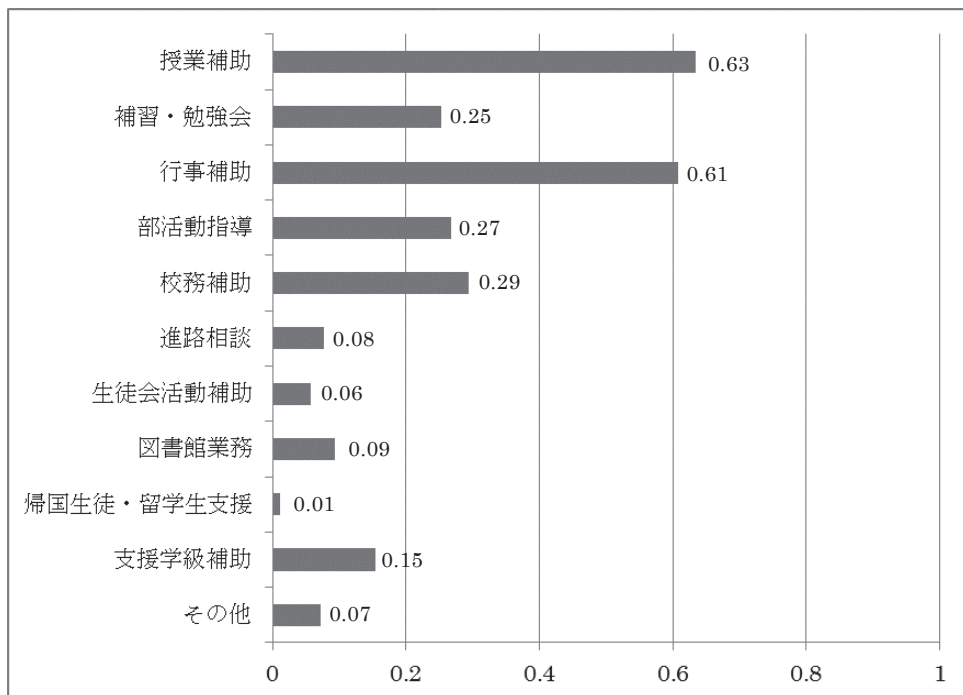
図表2 同 2012 年度

2012 年度	高等学校	中学校	小学校	幼稚園	総計
受入申込校数(実数)	46	72	154	19	291
派遣校数(実数)	36	36	51	10	133
受入可能人数	217	269	566	89	1141
派遣人数(延数)	92	54	72	17	235

図表3 同 2013 年度

2013 年度	高等学校	中学校	小学校	幼稚園	総計
受入申込校数(実数)	53	73	152	6	284
派遣校数(実数)	28	30	32	3	93
受入可能人数	233	263	534	10	1,040
派遣人数(延数)	59	39	55	5	158

図表4 研修内容（各校種全体、2013 年度）



図表5 参加学生の各学部ごとの内訳

2013年年度	法	文	経済	商	社会	政策創造	外国語	人間健康	総合情報	社会安全	システム理工	環境都市工	化学生命工	合計(年次別)
1年次(13)	3	31	4	0	3	0	6	1	1	2	0	0	1	52
2年次(12)	7	38	2	0	5	0	0	15	0	2	2	0	2	73
3年次(11)	2	15	1	0	0	0	3	3	0	1	2	0	4	31
4年次(10)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
M1(13)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
M2(12)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計 (学部別)	12	86	7	0	8	0	9	19	1	5	4	0	7	158

(派遣実人数)

## 5 学校インターンシップの目標1 (当初から)

本学の学校インターンシップは、創設当時から、以下の目標を設定して実施している。

- 1 いわゆる狭義の「キャリア形成」(教職のための準備)。
- 2 教育実習以前に学校現場の業務を体験したり、子どもと接触して、実習がうまく行えるような素地をつくる。
- 3 教育実習では教科指導、授業実践が中心なので、それ以外の学校業務を理解することができる。
- 4 学生自身が教職に向いているかどうかを判断できる。
- 5 自分の希望の学校以外の校種の学校を体験できる。
- 6 人間形成のための研修。
- 7 教職志望以外の学生も本学では受け入れているが(学校の判断で教職志望学生に受け入れを限定することもできる)、年少者との対峙やコミュニケーションを通じて、自分自身の人間形成、社会性の形成の一助とする。
- 8 年長者である教員からの指導や助言を受けることにより、自らの社会性を伸ばす。
- 9 市民として、社会が行っている次世代の教育事業に対してその意味を理解し、自分自身の役割と責任を自覚する。(市民形成の一助)



これらの目標について、逐一説明するのは、紙数の関係でできないが、創設時の一番の目標は、「大学生を大学生にする」ないし「大学生を大人にする」というものだった。つまり、大学に入学して大学の授業を受けただけでは、高校生とそんなに変わらない、どこかで大学生としての自覚と目標を自覚させる必要があるのではないか、ということが、いわば出発点にあったわけである。

そして、そのためには、大学での教育は大学のキャンパス内で完結するのではなく、むしろ大学の外へ出かけて行って、さまざまな仕事の現場でいわゆる「サービス・ラーニング」を行い、その成果を大学に持ち帰り、さらに学びを深めるというサイクルを大学が学生に提供する必要があるというものであった。そのような当初からのコンセプトであったため、本学の学校インターンシップは、制度設計としては、教職を志望しない学生の参加も前提にしたものであった。したがって、すでに述べたように、科目としては全学共通科目として位置付けていた。

ちなみに、2012年度に研修を終了した学生194名からのアンケート（回収率82.6%）によると、教職を目指している学生59.8%、教職を目指していない学生12.9%、またわからない学生27.3%であった。

## 6 学生の活動、運営への参加

この取り組みをはじめた当初、筆者自身は、本来は、このような活動は学生自身の自主性に任せべきだと考えていた。だが、実際には、大学が一定の方針のもとで実施するしかなく、しかし、学生の自主性は尊重しなければならない。そこで、学生の運営への参加は、その後の懸案事項となっていた。そこで2007年から、教員側の呼びかけに応じてくれた学生のみなさんが学校インターンシップ学生懇談会を結成することとなった。2013年度の時点で、学生数7名で、これまで以下の活動を行ってきた。

- 1 参加学生への相談ブースの開設
- 2 受け入れ校の教員への説明会への参加
- 3 受け入れ校の教員、参加学生への独自のアンケート調査、シンポジウムなどでの発表
- 4 事後報告会の企画・運営
- 5 研修先の学校への訪問、聞き取り

そして、学生懇談会が運営に直接携わっている、事後報告会で学生の話合ったテーマは次のとおりである。（2011～2013年）

- 1 生徒に対するコミュニケーション
- 2 生徒間のトラブルに対する対処
- 3 叱り方
- 4 自分からどのように声をかけるのか
- 5 どのような姿勢でいるべきか（友達、先生）
- 6 むやみに手伝いすぎる

なお、学校インターンシップに参加した本学学生の報告は、その一部を本学高大連携センターのホームページに掲載しているのので、そちらを参照いただければ幸いです。

## 7 その他の活動～学校インターンシップを軸にしたネットワークの構築をめざす

すでに述べた学生懇談会の活動も含めて、本学の学校インターンシップを進めていくなかで、いくつかのそれを拡張するような取り組みを始めることができた。それは次の通りである。

- 1 文学部初等教育学専修での「学校参加とフィールドワーク」という授業の設置
- 2 インターンシップに参加した学生の事後フォロー（進路相談など）
- 3 教職志望の学生と教職を志望しない学生との交流（学生懇談会をつうじて）
- 4 現職教員研修への学生参加

1については、学校インターンシップの経験をもとに、新たに設置された小学校教員養成課程では、文字通り、1年間の小学校でのインターンシップを授業として組み入れたものである。本学の千里山キャンパスがある吹田市内の公立の小学校へ、5月下旬から7月下旬までと、9月下旬から1月下旬の期間に、週1回（午前中のみ）学生がインターンシップに出かけている。

2は、インターンシップを経験した学生で、進路について個別に相談できるような機会を設け、教員経験者や教育相談の経験者に学生の対応を依頼して、実施している。

3は、学生懇談会に教職志望でない学生が参加することがあり、その学生同士が、懇談会に活動を通じて交流するというものである。

4は2011年～13年の3年間、毎年8月下旬に関西大学千里山学舎で開催された大阪府教員10年研修に学校インターンシップ学生懇談会を中心に、教職志望の本学学生が参加し、当日参加した現職教員とのグループ討論を行う（2時間程度）というものである。学生が事前に用意した質問に各教員が答え、議論をし（「例、なぜ教員になったのか」）、最後に各グループからの発表会を行うというものである。これは、学校インターンシップそのものではないが、そのバリエーションとして、大学生と現職教員が教員の仕事をめぐって交流できるという機会を提供するというものである。

以上、本学の学校インターンシップのこれまでの取り組みを、簡単に紹介してきた。学生が獲得することができたもの、出来なかったもの、取り組みに対する評価や、今後の課題など、記述しなければならない事柄も、まだ、たくさんあるのだが、紙数の関係もあるので、他日を期したいと思う。

## 【研究報告】

# 教員採用に向けた大学の支援体制について —教職教育部の取り組みと教職ナビ—

近畿大学 田 中 保 和

## 1. 教員採用選考（試験）について

入学オリエンテーション時に、教職に関心ある学生に「教職課程履修ガイダンス」を実施し、その際に配布した「教職課程履修要綱」＜資料1参照＞に基づき、履修方法等を説明する中で、採用試験の概要について触れる。この際、「教職ナビ」＜資料3参照＞についても紹介する。

各学年での講義の中でも折に触れ指導していくが、本格的な指導・対策講座は3年生後期からになる。＜資料1、資料2参照＞

## ＜資料1：近畿大学「教職課程履修要項」2013より抜粋＞

### (1) 公立学校

- ・公立学校の採用選考（試験）は、所轄する各都道府県または各政令指定都市の教育委員会が実施します。実施時期は、一次試験が概ね4年次の7～8月頃、二次試験が8～10月頃になります。
- ・選考試験の内容は各都道府県・政令指定都市ごとに一様ではありませんが、一次試験として「一般教養」と「教職教養」が、二次試験として、「専門教養(各教科)」(一次試験の場合もある)と「論作文」と「面接」「実技」(音楽、美術、体育、英語等の実技をとまなう教科のみ)が課せられる場合が多いようです。なお通例、一次試験に合格しなければ二次試験を受験することはできません。
- ・採用試験の試験内容は都道府県・政令指定都市ごとに異なりますから、早めに当該年度の募集要項等毎年度変更されることが多い)を取り寄せて確認してください。

＜試験内容の種類は、概ね以下のように分けられます。＞

#### ①筆記試験 …… 「一般教養」「教職教養」「専門教養(各教科)」「論作文」

- ・「一般教養」は国語、数学、英語、社会、理科などの全教科から少しずつ出題されます。内容的には高校入試から高校1年で学習する程度の問題が中心ですが、多領域にわたるため、文系学生は理系教科を、理系学生は文系教科を中心に早くからの対策が必要になります。
- ・「教職教養」の対策としては、「教職に関する科目」の授業内容を十分理解するとともに、市販の問題集等を利用した問題演習が必須です。また、「教育小六法」は必ず備えておきたい基本文献です。
- ・「専門教養(各教科)」は受験する教科について出題されます。対策としては、各学部・学科の「教科に関する科目」の幅広い理解のほか、大学入試程度の問題及び学習指導案に関わって出題されるので、市販の問題集等を利用した問題演習が必須です。
- ・「論作文」は800～1000字程度でまとめるものが中心です。具体的な教育実践場面に即して、教員としての考えやとるべき行動について問われることが多くなってきています。それには

文章をまとめる力だけでなく、日頃から、将来の教師としての自覚ある生き方(新聞を読む、教育について思索するといった習慣)が要求されます。なお、希望者に対して10月以降に「論作文」指導を行っています。

②面接試験 …… 個人面接もしくは集団面接、集団討論、模擬授業など

- ・「面接」は、「論作文」とともに、人物評価として近年重視される傾向にあります。相手の話を的確に聞き取り、要点を簡潔に整理して述べる訓練が必要です。また、教育時事問題についての理解は必須です。

③実技試験

実技を伴う教科(美術、英語等)については実技試験が課せられることもあります。

- ・採用試験で「合格」の通知を受けても、即、採用決定を意味するわけではありません。合格者は採用候補者としての「名簿登載者」であることを示すものです。この名簿登載は教育委員会の採用計画に基づいて行われますが、計画どおりに人事異動が進まなかった場合など、名簿登載者であっても採用されないケースがありえます。また、晴れて採用される場合にも、着任校の決定は現職教員の人事異動が終わってからとなるため、その通知が卒業式後にずれ込むこともあります。このように、教員採用選考(試験)受験者は採用まで長く待機状態に置かれること覚悟しておく必要があります。
- ・公立学校への就職では、「常勤講師」や「非常勤講師」としての採用の道もあります。安定した身分というわけにはいきませんが、現実にはこのようなかたちで1～2年教壇に立ってから、試験に合格して正式な「教諭」として採用されるケースが多いのです。

(2) 私立学校

- ・私立学校の場合は、公立学校のような統一的な採用選考(試験)のかたちをとらず、それぞれの学校法人が独自に、随時、採用選考(試験)を行っています。ただし、一部都府県の私学協会では、統一的な「教員適性検査」を実施して教員採用の資料とするところがあります。したがって、私立学校就職希望者にあつては、各私学協会等にも直接問い合わせ、資料を収集するようにしてください。
  - ・学校法人が独自に採用を行う学校のなかには、本学に求人依頼をしてくるところがあります。そうした情報は「教職教育部専用掲示板」に随時掲示していますので、掲示には常時注意するようにしてください。
- また、教職教育部では「教員採用情報メーリングリスト」運営しており、学校の求人情報等をパソコンや携帯電話で受信することができるようになりました。

(3) その他

本学では、各学部と教職教育部が連携し、教員採用選考(試験)を受験する学生等を対象として、年間を通じ、次のさまざまな支援対策を実施しています。その都度、案内がありますので、掲示板、WEBページ等に注意し、積極的に参加してください。

支援対策としては、3年生の教員採用試験ガイダンスに始まり、論文講座、面接試験対策講座、一般教養・教職教養対策講座、宿泊学習会、採用試験春期集中講座、直前対策講座、2次試験直前

対策などを行っています。

なお、学生の自主サークルとして、「教師になりたい！！」という思いで集まり、採用試験の合格を目指している「教職ナビ」があり、その中で、面接練習・集団討論・模擬授業などの訓練を積むことで、高い合格率をあげています。

教職教育部としては、教職を目指す意欲ある学生に対しては、できるかぎり「教職ナビ」に参加することが望ましいのですが、参加の有無にかかわらず、採用試験合格に向けての指導・支援を行っていますので、これらの支援対策を積極的に受講してください。

## 2. 教壇に立つまでの道筋<資料2参照>

本学では中学校・高等学校の免許取得が可能であり、小学校希望者には近大姫路大学との提携でプログラムを用意している。ただし、学部の単位取得に加え、中学校の免許を取り、さらに小学校の免許まで取るのは負担が大きく、免許取得に向け、卒業間際まで努力を重ねている。

## 3. 取得できる学部別免許の種類・教科<資料2参照>

教職教育部は16名の専任教員で、各学部（東大阪キャンパス及び農学部）から教職課程を履修する学生（約2800名）に対して、「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の一部を担当し、90分授業を前後期併せて、週あたり各13～15コマを担当している。

## 4. 教員採用対策講座等<資料1(3)、資料2参照>

採用試験対策として、3年生の後期（1年生から参加できる講座もある）から表に示す対策講座（スタート講座（採用試験向け教職教養等講習）、面接対策講座、春期集中講座（各学部教員も講師として協力）など）を実施し、教職教育部3名の実務家教員（校長・教育委員会経験者：スタート講座や各年間延100コマ前後の面接指導等）を中心に全教員で対応している。

その他、11月には合格者による下級生対象のパネルディスカッションや、12月には同窓教員の会での合格者の披露や交流会を実施することで、教職志望者のモチベーション向上を図っている。

## 5. 教員採用合格実績<資料1(3)、資料2、資料3参照>

ここ数年右肩上がりの増加を続け4年連続200名以上の合格実績をあげているが、この2年は採用数減少の影響か、横ばいかやや減少気味となっており、教職ナビへの加入を促している。

<資料2：近畿大学が総力をあげて「先生を養成します」リーフレットより抜粋>

## 教壇に立つまでの道筋

教職職員免許(以下、教員免許)を取得するためには、卒業までに教員免許状取得に必要な科目群の単位を修得しなければなりません。

**教科**  
に関する  
科目群

中学校、高等学校の教員の場合、めざす免許教科に関する豊かな専門知識が必須です。主に各学部で履修します。

**教職**  
に関する  
科目群

教育学や生徒の心理、教え方など、教員という仕事に直結する知識と技術を修得します。主に教職教育部(教職課程)で履修します。  
※「教育実習」「介護等体験」はここに含まれます。

**教員採用  
試験合格**

公立学校の教諭となるには、各都道府県、各政令指定都市の教育委員会が実施する採用試験に、私立学校の場合は、学校ごとに実施する試験に合格する必要があります。

卒業

➡

教員として教壇に

		年間予定 平成24年度
1年次	出 願	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 参加希望者のための説明会(11月中旬)</li> <li>● 参加受付、課題提出①(12月上旬)</li> <li>● 課題提出②(2月下旬)</li> <li>● 提携大学の科目等履修生としての登録説明会(2月下旬)</li> <li>● 願書提出(3月上旬)</li> </ul>
2年次	学 習	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通信授業(レポート作成)スタート(4月~)</li> <li>● スクーリング(春期=3月)(夏期=8月、9月)</li> <li>● 科目試験(年数回)</li> </ul>
3年次	学 習	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通信授業(レポート作成)</li> <li>● スクーリング(春期=3月)(夏期=8月、9月)</li> <li>● 科目試験(年数回)</li> </ul>
4年次	学 習 教育実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通信授業(レポート作成)</li> <li>● 小学校に教育実習</li> </ul>

※科目試験およびスクーリングは本学にて開催

(平成25年4月現在)

### プログラム履修生の小学校教員採用状況

プログラムがスタートした当初から毎年、受講生の約半数にのぼる卒業生が、小学校教員採用試験に合格しています。

(人)

	1期生	2期生	3期生	4期生	5期生
プログラム参加年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
受講者数	21	20	13	6	37
道路変更者	2	3	2	2	2
合格者数	<b>12</b>	<b>10</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>16</b>

	6期生	7期生	8期生	9期生
プログラム参加年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
受講者数	18	28	32	27
道路変更者	3	2	2	-
合格者数	<b>2</b>	-	-	-

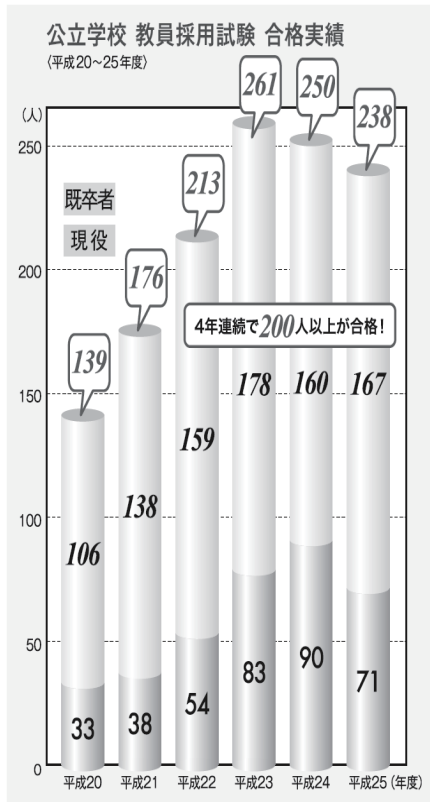
※合格者は卒業後の合格も含む

学 科		免許の種類・教科																
		高等学校教諭一種免許						中学校教諭一種免許						栄養教諭一種免許				
		地 理 歴 史	公 英 語	商 業 語	国 語 術	美 術 芸	工 数 理 学	情 報 科	農 業	水 産	社 会 学	英 語 読 解	国 語 術		美 術 学	数 理 学	技 術	
東 大 阪	法学部	法律学科、政策法学科	●	●	●							●	●					
	経済学部	経済学科	●	●	●							●	●					
		国際経済学科、総合経済政策学科	●	●	●							●	●					
	経営学部	経営学科、商学科、会計学科、キャリア・マネジメント学科	●	●								●						
		理学科						●	●	●					●	●		
	理工学部	生命科学科、応用化学科						●								●		
		機械工学科						●	●	●					●	●	●	
		電気電子工学科						●	●	●					●	●	●	
		社会環境工学科								●							●	
		情報学科							●	●							●	
	薬学部	医療薬学科、創薬科学科							●							●		
	文芸学部	文学科	日本文学専攻				●						●					
			外国語外国文学専攻 英語英米文学コース	●									●					
		芸術学科	舞台芸術専攻				●							●				
			造形芸術専攻				●	●							●			
文化・歴史学科			●	●								●						
総合社会学部	英語コミュニケーション学科			●							●							
総合社会学部	総合社会学科	●	●								●							
短期大学部	商経科										●							
奈 良	農学部	農業生産科学科、応用生命科学科、環境管理学科、バイオサイエンス学科								●	●				●			
		水産学科									●					●		
		食品栄養学科(管理栄養士養成課程)									●					●	●	
和 歌 山	生物理工学部	生物工学科、遺伝子工学科									●				●			
		食品安全工学科									●					●		
		システム生命科学科						●	●						●			
		人間工学科						●							●			
		医用工学科							●									
広 島	工学部	化学生命工学科								●	●				●	●		
		機械工学科、建築学科										●				●		
		ロボティクス学科						●							●	●		
		電子情報工学科						●	●	●					●	●		
		情報学科							●	●							●	
福 岡	産業理工学部	生物環境化学科								●	●							
		電気通信工学科、情報学科									●	●						
		建築・デザイン学科									●							
経営ビジネス学科			●															

### 実施講座一覧

時 期	講座名	内 容
9月下旬～11月下旬	スタート講座①	教員採用試験筆記試験対策(一般教養、教職教養)
12月下旬(2泊3日)	宿泊学習会①	筆記試験対策及び面接・模擬授業対策
2月中旬	スタート講座②	エントリーシート作成講座、模擬集団面接
2月中旬～3月中旬	個人面談(3年生対象)	採用試験受験予定者への個人面談
3月中旬～3月下旬	春期集中講座	一般教養、教職教養、専門試験、面接対策
4月中旬～5月中旬	教員採用試験説明会	大阪府・大阪市・堺市・兵庫県・神戸市・奈良県の教育委員会担当教員による採用試験説明会
4月下旬～7月中旬	スタート講座③	一般教養、教職教養、面接試験、模擬授業対策
5月中旬	面接試験対策講座	集団面接対策
6月下旬	面接試験対策講座	集団面接対策
6月下旬(1泊2日)	宿泊学習会②	筆記試験対策及び面接・模擬授業対策
7月上旬～7月中旬	直前試験対策講座	一般教養、教職教養、面接試験、模擬授業対策
8月中旬～8月下旬	教員採用2次試験対策	面接試験、模擬授業対策
9月中旬	進路相談、講師登録ガイダンス	進路相談、講師登録手続き説明会等

※宿泊学習会は実費(5000円程度)が必要です。



※上記データは、全国61(都道府県47、政令指定都市14)の教育委員会に、本学出身者についてのアンケート調査を行った結果をもとに、本学にて補足調査の上、まとめたものです。  
※合格者数は延べ数です。

### 現役合格者 内訳

本学調査確認者数(平成25年4月現在)

卒業学部	区分	科目	22年度	23年度	24年度	25年度	
法学部	小学校	—	1	2	10		
		英語			2	1	
	中学校	社会			2	2	
		—					
	高校	国語		1			
特別支援	社会		1				
経済学部	小学校	—		1	6		
	中学校	英語	5		1	4	
		社会			1	1	
特別支援	英語		1				
経営学部	小学校	—		1			
	中学校	社会		1	1		
		—					
	高校	商業			1		
理工学部	小学校	—	4		4	3	
		数学	14	16	22	12	
		理科	2	19	13	20	
	中学校	技術	1			2	
		工業		1		2	
		数学		4		1	
	高校	理科	1	2	3	1	
		—	2				
	文芸学部	小学校	—	8	2	6	
			国語	4	12	1	5
英語			4	4	3	6	
美術					1		
中学校		社会		3			
		—					
		国語		1		1	
高校	国語		1				
	地歴				1		
農学部	小学校	—			1	1	
	中学校	理科	3	6	7	3	
	高校	農業		1			
薬学部	中学校	理科			1	1	
	中学校	数学	1		3	2	
生物理工学部	中学校	理科				1	
	高校	理科				1	
総合理工学研究科	中学校	数学	1	2			
		理科			1	1	
文芸学研究科	中学校	国語		1			
	中学校	理科	1				
農学研究科	中学校	理科		1			
	高校	理科			1		
科目等履修生	中・高	理科	1				
	高校	理科	1				
合計			54	83	90	71	

## 6. 「教職ナビ」 <資料3参照>

「教職ナビ」とは教職を目指す自主的な学生のサークルで、各学年 100 名前後の学生が参加しており、上記の対策講座など教職教育部教員が指導することにより、現役の教員採用試験合格者の約 8 割程度が「教職ナビ」の学生であり、指導効果が歴然であることから、教職教育部としても「教職ナビ」への参加を積極的に呼びかけている。

### <資料3：「教職ナビ案内」近畿大学 教職ナビ作成より抜粋>

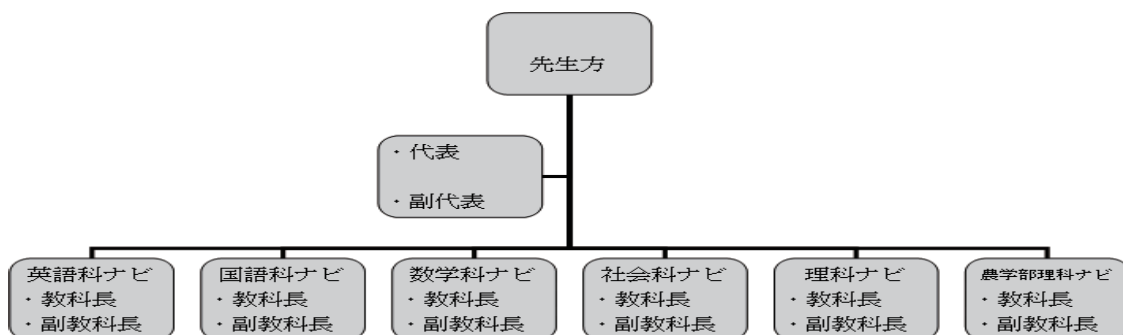
(1)教職ナビとは

「教師になりたい!!」

そんな熱い想いを抱いた学生たちの集まりを、「教職ナビ」と言います。教職ナビには、我が近畿大学で取得できる教科ごとに、それぞれのナビが設けられています。そしてこのナビでは学部を超えた仲間たちが、教員採用試験に合格することを目標に、自分自身の成長や第一線で活躍できる教師を目指し、日々授業で使えるネタを考えたり、思い思いの模擬授業、教員採用試験さながらの面接練習や集団討論などを行ったりして、切磋琢磨しながらお互いを高めあっています。

(2)教職ナビの仕組み





以上のような構造で、教職ナビが構成されています。

※また、文芸学部では美術の免許を取得できるコースがありますが、そういった方は国語科ナビまたは英語科ナビに所属し、活動することができます。

※小学校教員を希望する人は、自分が近畿大学で取得する科目ナビに入ります。そして各教科ナビとは別に小学校グループがあり、そこでは小学校教員を志望する人が集まって活動します。

### (3)教職ナビのメリット

- ✓ 学部を超えた仲間が集まることで、理系の学生も文系の学生もお互いに苦手な分野を克服していけます。
- ✓ 各学年に知り合いができ、先生方から指導やアドバイスを十分に受けられるので、教員採用試験やボランティア活動についての情報を得ることができます。
- ✓ 教育実習に行ってきた先輩や教員採用試験を受験した先輩方から、体験談や勉強方法を聞くことができます。
- ✓ 日々の活動を通して、教師にとって欠かすことのできない「人間性・人間関係力」を高めることができます。
- ✓ 同じ目標を持った、かけがえのない仲間ができます。この仲間と共に、刺激しあうことで、モチベーションが高まり、最後まで努力し続けることができます。
- ✓ そして現役合格者の大半が「教職ナビ」の学生です。

### (4)各教科ナビの活動日程

各ナビではそれぞれ週に1,2回程度、授業の空き時間を使って自由参加の活動をしています。ナビによって活動日程は異なり、定期的に活動するナビや不定期に活動するナビがあります。

### (5)全体会について

月に一度、教科に隔たりなく活動する全体会というものがあります。この全体会では、全教科のナビが集まり、クイズゲーム等の様々な企画を行います。他のナビの人とも触れ合うことができ、その際に情報交換したりすることでお互いに刺激になり、自分の成長にもつながる上、かけがえのない仲間を手に入れるきっかけにもなります。また、全体会を企画する有志側に回ることによって学校行事などのイベントを企画する力も身につけることができます。

## 7. 最後に

平成 25 年度第 2 回課題研究会、第 II 部「特色ある実践事例報告」で発表後の質疑応答や、第 III 部の討論及びその後の情報交換会の中で、近畿大学の取り組みでの「スタート講座」や「面接対策講座」など「教員採用対策講座」における教職教育部の「支援体制」と「教職ナビ」の成果に多くの関心が向けられ、質問が相次ぎ充実した意見交換を行うことができた。今後とも、このような交流の機会を通じ、様々な特色ある実践事例を参考にすることで、各大学における教職課程の更なる改善・充実に繋がれば幸いだと考えている。

## 質疑応答の記録

テーマ：私立大学における教員養成の特色とは何か？

日 時：2013 年 10 月 30 日（水）13：20－16：40

場 所：大阪産業大学 東部キャンパス AMC ホール（AMC 6F）

話題提供：

第Ⅰ部 基調講演 瀬島 順一郎氏（大阪産業大学学長）

第Ⅱ部 実践事例報告

佐野 秀行氏（大阪人間科学大学）

山本 冬彦氏（関西大学）

田中 保和氏（近畿大学）

第Ⅲ部 討論

司 会：山田 全紀氏（大阪産業大学）、大前 哲彦氏（大阪音楽大学）、谷田 信一氏（大阪産業大学）

記 録：吉田 佐治子氏（摂南大学）

**質問者 A**：佐野先生におたずねします。佐野先生の報告、かなり本学と似ているところがありまして、共感を覚えながら伺っていましたが、一つお尋ねしたいことは、先生個人でがんばっておられるのでしょうか。先生が非常にながらんでいる感じは伝わってきたのですが、おそらく教職課程の先生は何人かいらっしやと思うのですが、教員の中でのチームワークとか、そういうあたりはどうなっているのかお教えいただけるとありがたいです。

**佐野**：勝手にやって後で認めてもらうということが多くございます。教職課程の委員会の教員は 3 名おります。申請上、教職が 3 名ということで、先生方の人数が少ないものですから、それ以外にも教職に力を入れた先生方がいらっしやいます。他の先生方も私以上にがんばってくださってまして、うまく連携できていると信じております。他の先生方がどう思われているかはわかりませんが、勝手にやっているのではなくて、組織的な取り組みに変えていきたい、大学として外に出していきたいと思っています。そうすると、どうしても文書にして、それをしっかり形にしていく必要があります。いままでさぼってきた面もあり、機会を与えてくださって、きっかけになったと思いき感謝しております。

**質問者 B**：関西大学の山本先生におたずねです。インターシップの先駆けをされていて、私どもがインターシップを始める際に随分と勉強させていただきました。学生がインターシップに行っている最中の指導は、訪問指導などされていらっしやいますか。

**山本**：全学部の担当の先生方に、自分の学部がおこなっている学校へ行ってもらうようお願いしております。もちろん学部が多いので、学部については部長以下、執行部の先生方とプラスαでお願いをしております。それから理工学部とか他の学部で、一人でも学部の学生が行っていらっしゃら、その学部の先生か高大連携センター委員の先生に行ってもらうのですが、必ず一人は訪問し

て学生の様子を見ていただくようにしております。実際には、もう一つは小学校の場合もありますので、入試広報の関係で英語のコミュニケーターの先生とか、現場の経験のある先生方で、少しお手伝いをいただいている先生方が何人かいらっしゃいます。その先生方に小学校や中学校に行ってもらって、各学部の委員の先生方には、高校を中心をお願いしているという状況です。

**質問者C**：近畿大学の田中先生にお伺いします。2点あるのですが、大変がんばっていらっしゃるのが伺えて勉強になりました。中学と高校の教職課程の教科に関しては資料の2ページにあります「専門教養（各教科）は受験する教科について出題されます。対策としては、各学部・各学科の『教科に関する科目』の幅広い理解のほか、大学入試程度の問題及び学習指導案に関わって出題されるので、市販の問題集等を利用した問題演習が必須です。」と書いてあります。この教職教養、一般教養、模擬授業、論作文、面接等は、教職系の担当者、関係者で対応できるのですが、教科専門、特に中学と高校への対応というのはどういうふうになさっているのでしょうか。教員採用試験の観点からいうと、配点等を考えて、あまり力を入れる必要はない領域なのかというようなあたりを教えてくださいましたらと思います。

**田中**：専門教科の件ですが、われわれが教職教育の全ての教科をやれるわけではありません。学部の方で教科教育を担当している教職の方も、国語、英語、数学、理科、社会それぞれ担当はいるのですが、なかなかここまでは手が回らない状況です。教科に関する科目は、基本的には、学部の方でという形で対応しております。早めに準備をしておくように指導しております。1次試験で受かって2次試験で専門教科、その時点で勉強し始めると、結果的にダメというケースが毎年あります。それで、早めに指導しているのですが、われわれが専門教科は指導できないので、はがゆいところではあります。先ほど説明しました面接指導はかなり練習をやります。それで、面接評価はかなり高くても、専門教科がダメだったということが結構あります。そこがわれわれの課題で、何とかしたいと思っております。常に学生にはそのことを投げかけているところであります。

**質問者C**：もう1点は、大阪府におられたということでお聞きしたいのですが、先週の金曜日の夕刊に、大阪府の教員採用試験では、2年生と3年生を対象に、1次試験の前倒しのような試験を実施し、優秀な学生については、4年生の採用試験の1次試験を免除するというようなニュースが出ておりました。近畿大学では、そういうニュースに対してどういう対応をされるのか、採用側と養成側の立場からのお考えを聞かせていただけたらと思います。

**田中**：今おっしゃったニュースは、直接は見えていないのですが、大阪府は今年から3年生向けに教師セミナーをやっていて、教師セミナーの対象の学生に対しては1次試験を免除しています。そういう形のものかなと思います。今年の教師セミナーは1期目になります。昨年はたくさん受けに行かせました。教師セミナーを経験した学生は、確かに合格率は高いです。不合格も何人かですが、ある程度本人の経験にもなりますし、意欲も出るので、合格率が高いのかと思います。しかし、現場の先生から聞きますと、教師セミナーに来ている学生の中には変な学生もいるという話もありますので、必ずしもそれが良いのかどうかわかりません。逆に、教育委員会としては、2次試験で落とす権利があるので、もう一度2次試験で見るので、あまりそこは重要じゃないかなと思います。ただ学校現場を経験できるので、その点では良いかなと思います。武庫川女子大学の先生にお話をいただきましたが、私の娘は武庫川女子大学出身で、小学校の教員になりまして、武庫川女子大学で手厚く指導していただきました。国立の教員養成大学は全然指導していないということも聞

きますので、それに比べると指導していただいて現職教員になっておりますので、私たちも恩返しというのは変ですけど、やれる範囲でやっていきたいなと思っております。以上です。

**質問者C**：直接には近畿大学の田中先生にお伺いしたいのですが、もしよければ、お二人の先生にもお話ししたいと思います。田中先生のお話の中で関門について触れられました。開放制の教員養成の原則について文部科学省はこんなふうになっております。「希望すれば誰でもが教員免許状を容易に取得できるという開放制に対する誤った認識を容認するものではありません」。また、それを認識する必要があると言っております。本学でも関門について、いろいろ悩みつつ、私も小学校の教員経験があり、大阪市の教育委員会経験者です。その中で、この学生は教員にどうしても向いていない、少し厳しいなというような学生もいたりします。その学生にどんなアドバイスをしたらいいのか。個々でいろいろ悩んだりするのですが、関門というお話がでましたので、各大学で関門はどのようにお考えでどのように実施されているのか、お二人の先生もよければ触れていただければありがたいと思います。

**田中**：関門の話ですが、1年生の最初に「教職入門」という「教職の意義に関する科目」を設けております。そこで一定の基礎学力を問う試験を途中でやり、1回で60点をクリアしないと追試験、それが不合格でしたら再履修になります。それだけではなくて5つの関門があります。この科目を合格しないとダメだとか、それぞれ3回を超えて欠席をするとダメだとか。その結果、意欲のない学生は向かないだろうということで、そこで関門という形で条件を示しております。英語で言うとTOEICかTOEFLの何点以上ないと、教科指導は二度と合格できないと、そんな形でやっております。そんな形の関門でして、開放制の教員養成ですので、出来るだけたくさんは学生は受講するものの、やはり努力しなければ、退いてもらうという形の関門です。先ほど言いました、1年生の「教職入門」が、800～900名受講します。2年生から受講する学生を入れると、トータルで1000名近い学生が何らかの形で教職課程を受けますけど、最終的に4年生で教育実習に行くのは、400数十名で、半分くらいまで減ってきています。あるいは、3年生次に教育実習の指導をするのですが、模擬授業をやらせたり、模擬スピーチやらせたり、前に立って練習している間に自分は教員に向いていないということがわかります。人前に立つと、練習しても震えてしまうので、やめますなどと、そこまで来てやめる学生も出てきます。それから関門という言い方をすると、前回の第1回課題研究会の報告のときには、切り捨てとか、冷たいというふうに思われた方もいたのですが、そうではなくて、教職に向いていない学生は、他の道を選ばした方が、本人のためになるのではないかなというふうに思います。以上です。

**山本**：私は、今現在、学校インターシップに関わっており、教職課程のラインには乗っていないので、きちっとしたお答えができるかどうか分かりません。しかし、関連することでお話すると、まず学校インターンシップでは、迷っている学生については、相談コーナーというのを設けています。先ほどお話ししました教員免許状の二種を持っていて、かつ現場で教員の経験が豊富な先生にお越しいただいています。本学の非常勤講師ですけど、私も付いて、何人かの学生と面談をしてもらうというようなことをしています。希望者には学校インターンシップのレベルで対応しています。私の経験では、そこに来る学生はどちらかという、最後の後押しを誰かにしてほしいというような学生が来ます。その担当の非常勤講師に、上手く学生の話聞いていただいて、元気をつけるということで、そんなに数は多くないのですが、対処したことがあります。

それから、私が担当しております小学校教員養成課程、これは確実に小学校の教員になりたい学生が来ます。でもやはりかなり心配な学生が毎年います。1年生のときから現場に出しますので、途中でさぼったりして、学校インターンシップもそうなのですが、学校インターンシップも含めて、年によって何校かお詫びのハンディを背負うということは当然あります。学校インターンシップの場合は、そういう学生にはかなり厳しく、それでは教員になれないと、わりとはっきりいうことがあります。それから初等の学生には、一応教員を目指しているのです、そういう学生については、非常勤講師の先生方何人かや複数の先生にご相談をしています。時々私の研究室に何人かの先生方、特に教育現場出身の先生に、毎週一人は来ていただいて、「あの学生はどうですか?」「あの学生は実はあんなことがあってこうなので、見てあげてください」というふうにお話をしております。そのお話の中で、だいたいこの学生とこの学生とこの学生というように、名前が挙がってきます。それで非常勤講師の先生方からも情報を収集して、教員が個別に対応します。私の印象では、どこかで思春期から抜けていないとか、大人になりきれていないとか、どこかでつかえているところがあるので、それをこちらが気長に見てやるか、そういう観点が一つ必要なと思います。ですから、先生方とお話しながら「あの学生いいよ!突っ張っているけど良い先生になるよ」という先生と、「ちょっとあの学生は・・・」と評価が分かれる場合もあります。しかし、できるだけそういうふうには、これは定員が50名だからできることかもしれませんが、そういう先生方と情報交換をしながら、できるだけ個別に学生のいろいろな面をみながら、気長に対応しながらいけたらいいなと思っております。

**佐野:** 本学では、関門を設けるといふこと、これは学生が実習先で粗相をしてくる可能性が高いものですから、かなり議論しています。しかし、それを厳しくしてしまうと、履修者が誰もいなくなってしまうので、実習までに必要な単位をこれだけ取るというふうに関門を設けております。それから心構えです。中途半端な気持ちでは厳しいぞという指導をしますが、まじめに話を聞く学生はそのことをしっかり受け止めて、僕は中途半端だからやめておこうと辞退します。しかし、聞いてない学生は、聞いてないから中途半端に平気なので、そういう指導も逆効果なのかなと感じることもあります。今年、ある学校に、教育実習中に4回ほどお詫びに行くことになりました。最後まで実習に行ったら学校が何とかどうにかしてくれると学生は思ったらしく、事前指導、事後指導を欠席したのでC評価にして、落としました。これからは、教育実習で何度か指導に行くことになったら、途中で実習を引きあげさせようと思っています。

**司会 大前:** 近畿大学の田中先生に質問です。春期集中講座などで、一般教養、教職教養、これは先生方が好んでいる分野でやっていかれるのですか?実は、私も42年前、大阪音大に勤めた頃、2週間ほどやっていました。その頃はバブルの時代ですから、2週間くらいで山当てして180人くらい合格しておりました。矛盾も感じていたのですが、どんな様子ですか?

**田中:** この春期講座には、百数十名参加しております。1年生、2年生、3年生も参加でき、理工学部のように、学科によってそれを単位に認定していますので、学生は結構一生懸命出席します。私が担当しているスタート講座の途中で春期講座に入りますが、スタート講座では出来ない科目を集行的に行うもので、これは個別に単発、例えば教養だと90分一コマ、一般国語、一般社会という形で、そのコマ数を学部の先生を含めてそれぞれ一コマ、二コマ持つ形で、専門分野の各先生方が講義をしています。どれもけっこう出席率自体は高く、かなり学生は良く出席しています。

**司会 大前**：時間も迫ってきましたので、今日も3人の先生方から、開放制教師教育の理念を掲げながら私学としての教職課程の独自性といいますか、社会的な役割をどう打ち出していく必要があるのか、こういったことについてどうお考えか、今後の方向性なんかについて、ご発言いただきたいです。

**佐野**：本学は小規模ですし、社会的な評価を得るためには、学生の個別指導ができるところが強みなのかなと思っています。

**山本**：本学は大規模な大学なので、むしろその良さを生かそうということで、私個人としては多様な学生が、学部を超えて、いろんな形で交流できるというそれを一つの強みにできるのではないかと考えております。小学校教員養成課程を文学部の中に作ってありますし、CLOSEDですけど、文学部の学生と文学部の他の学生とが絶えず交流しておりますので、そこは違うかなとそういう気持ちでいます。それともう一つは学校インターシップの関連で言うと、私の個人的な意見なのですが、やはり市民が市民を育てると言いますか、そういうことを大学の中でやっていかなければならないのではないかと。インターンシップというのはそういう意味があるのではないかと思います。だから、学校を支える市民をどう育てるか、そういう側面というのは、私は非常に大事だと思っています。そういう意味ではインターンシップで教職志望でない学生も本当に一部ですけど、来てもらうというか、そこに開放して、教師になるのではないけれど、教員の仕事をきちんと理解してほしい、そういう層も育てていきたいと思っています。そういう事も含めて開放制ということでやっていけたらと思っています。

**田中**：本学も開放制ということでやらせていただいております。私自身も、自己紹介させていただきましたように、工学部出身で学部の単位というのは、もともと教員を目指していなかったのですが、3年生か4年生くらいにアルバイトをやっていて教職が面白いなと思って進路を決めました。そんな状況の中で学部の単位を取りながら、プラスαと、そんな気持ちを持った学生が教師になってほしいなと思っています。近畿大学の前理事長、内閣官房副長官の世耕氏も、これだけ教員養成をやっているなら、教育学部を作ったらどうだとお話をされました。しかし、そうではなくて、学部にプラスαを含む現在の形の方が人間形成に良いのではないかと、私は思います。それに将来のことを考えると、教育学部を作ってしまうと、学生が就職できないということもあります。したがって、どちらでも対応できる開放制の教員養成が必要ではないかなと思います。本学でも最初に教職課程を取る学生の半分は、教員採用試験を受けません。色々話を聞いてみますと、親から言われたから教員免許状を取得しているとか、教員免許状を取得するから大学に行かせてあげている、教員免許状を取得しなかったら大学やめろと言われていたりとか、そういう話を学生から結構聞きます。ですから、そういうこともあって、たまたまそういう形で面白みというか、教えることの良さをわかってきた学生たちが教員を目指してくれたら、私もそうでしたが、良い教員になるかもしれないということもあります。それで、開放制の教員養成は必要ではないかと、これは特に近畿大学ではそうかなと思っています。学生からは教育学部にしてほしいと言われてもいますけれども、私の今の考えとしては、このままでいきたいなというふうに思っております。

**司会 大前**：みなさんからも私学の今後、阪神教協の今後の方向といいますか、いろいろ多様なチャレンジがあって良いと思うのですが、それについて何かご意見はないでしょうか。今度の全私教協の教職課程研究交流集会では、文部科学省の方が基調報告に来てくださいますし、私がお前で、

私学としての問題を出さないといけないのです。助けて欲しいです。今、田中先生がおっしゃった開放制スピリットの一つは関西大学でやっていらっしゃいます。元は桃山大学の竹中氏が最初に言い出されたのですが、いわゆるペーパーティーチャー批判、無責任な教育実習に来て困るという、校長会からの批判にどう答えるかということで、みんなで議論をしました。多様な学生、必ずしも教師にならなくても、教職をきちんと踏まえた親が、将来学校を支えるということになるのではないかと思います。開放制教育によって私学が多様な教員免許状を持った学生を育てている、そこに意味があるということは、全私教協のタイトル表現にも文章化して出されています。それともう一つ、田中先生がおっしゃった人間性、これも教員養成教育だけではなく、いろいろな出会いの中で魅力を見つけて教師になるという、それがあってこそ、個性豊かな教師と言われています、今の教育実践演習で苦勞しています。今年も終わったのですが、これは数人の教職課程の教育実習を念頭に入れた国立大学のカリキュラムですよね。だから、われわれとは全く土壌が違うのですが、数人の学生をどうしぼり上げて個性がそう出そうもないような教育に対して、いろいろな学生が育っていく教育ですね、われわれには現実として私学の権威もありますから、一概に人数を絞ることはできません。しかし、今それが時代の求めている教師教育の制度、システムになるのではないかと考えているのですが、他にそういうことについてご意見いただけないでしょうか。

**発言者 A**：大前先生が言われたように、今日開放制と言われるとき、言われている対象は、主に中学と高校の先生の養成なのですね。現在の日本の教員は小学校が 40 万人以上いるわけです。中学と高校がそれぞれ 25 万人ずついるわけです。しかし、そのうちの中学校であれば、おそらく 6 割から 7 割は国立大学の教育学部で養成している。高等学校では、ほとんど私学というか、国立大学出身の教員もいますが、私立大学出身が大部分を占めているわけです。それで言えば、学校段階別、小学校、中学校、高等学校としたときに、高等学校は、ほとんど開放制で育てられた先生です。高等学校は、明らかに開放制というのが前提で養成されているわけです。だから、開放制でないというのは、小学校教員を養成する場合が一番大きいわけです。中学校は、私立大学と国立大学で二分しているのではないかと思います。それで、議論は、学校段階別にしていかなければならないのではと思ったりするわけです。本日、最初に基調講演で瀬島先生が私立大学における教員養成の特色とは何かと言われたときに、大学の創設の議論を説明されました。私は、やっぱりこれが開放制の根本にあるのではないかと思います。大阪産業大学として、大学の建学の精神から、こういう教員を育てているのだということです。国立大学には、建学の精神はないわけです。国家にとって役に立つような教員とは何か、文部科学省の政策に沿う教員養成とは何か、国立大学では直接そこにいくわけです。しかし、私立大学は直接そこにいけないので、ここがやはり違うわけです。学習指導要領に従う教育ではなくて、本日の基調講演の瀬島先生のお話は、私立大学で教員養成をする者にとっては重要な観点ではないかと思います。各大学が建学の精神を活かすというか、そういう教員養成をしない限り、やはり開放制の意味がないのではないかと私は思いました。本日の瀬島先生の基調講演から、そういうところをもっと私学の教員は考えた方が良いのではないかと思います。大前先生の思いと直接結びつかないところはあったのですが、そういう感じがしました。

**司会 谷田**：3 人の先生に、ご意見を伺いたいと思います。開放制という戦後から続いてきた制度ですが、その開放制の最初は、課程認定はなかったわけです。課程認定を経て、「教職に関する科目」は、一時は少なくて 14 単位くらいでした。それからどんどん増やされて、中学校の場合、14 単位



から 31 単位に増えています。しかも、科目名が限定されるとか、シラバスに注文を付けられるとか、ものすごく私学にとって窮屈になってきています。基調講演の瀬島会長の話でもありましたけれども、われわれは 31 単位でも良いと思います。そのうち 20 単位くらいは限定された科目でも良いと思いますが、あとの 10 単位くらいは、もう少し各大学の自由に科目を設定させてもらいたい、そうでないと各私学の特色のある教員養成はできないのではないかと思います。そのあたり、3 人の先生方に伺いたいと思います。

**佐野：**おっしゃる通りです。そういう限定が少なくなれば、楽になるかなと思います。学生の負担軽減にもなります。

**山本：**おっしゃる通りです。大学の特色がある科目を作ったら、それをきちっと認めてもらわないとやりようがないというか、そういう気がします。それにはどういう基準でやるかとか議論をする余地はあると思います。けれども、うちはこのふうな特色を出して、このふうな教員養成をするのだから、このふうにやらせてくれと。そういう要求をできる権利をわれわれがある程度いただかないと、非常に窮屈な話になるかと思えます。特に教育実践演習でもわれわれも色々と苦勞をしてやっていますけど、実際やってみると、きちっとやろうと思えば思うほど、いろんな障害にぶち当たって、ごめん、ごめんと言いながら、学生に苦勞をかけてやっております。そういう意味では、具体的には、現場の状況などについて、大学と教育現場が連携できるような、もう少しそれを考えられるような制度にしてほしいという話になるのかなと思います。

**田中：**私も、同じ意見です。特色を出すためには、当然それぞれの学校によって自由がないと、それこそ既製品になってしまって、なぜそれだけが必要なのかなというふうに思います。質の向上ということで、どんどん文部科学省の方で枠を固めてきたところもあるかと思えます。それから課程認定の厳しさです。結局、厳しくしておいて無い物ねだりになっているのではないかなと思います。個性、伸張を言っておきながら、それがなかなか出せない状況の中で、開放制を中心としている私立大学にとっては、何らかのかたちでそれに応えられるようにしていきたいというふうに思っております。

**発言者 B：**先ほど教職実践演習の話が出ましたけども、今年度から始まりました教職実践演習に、今、非常に違和感を持っていることがあります。教員として足りない部分を補うという、つまり、習得の不十分な部分を補うという目的に対して、非常に違和感をもっております。他の先生はどうですかとお伺いしたいのです。といいますのも、足りないところを言い出すと、それは足りないところだらけでして、あれもこれも弱いところはいっぱいです。けれども、むしろ得意な分野を伸ばすというか、これだけは人に負けないとか、これは自信があるということ、一つでも良いから持たせて卒業させる方がずっと有意義なのではないか、という気がすごくします。ある意味、一芸主義というか一点豪華主義というか、穴を無くすというよりも、一点豪華主義の方が、これには自分は自信がある、これは一生懸命やってきたというものを持たせて送り出す方が、良いのではないかと思います。私学の教員養成も同じで、うちの教職課程ではこれをがんばっている、これには自信があるという一点豪華主義でもよろしいのではないのでしょうか。文部科学省的には、それではいけないとなるかもしれませんが、一点豪華主義的なものが、開放制の一つの良さではないかと、個人的には思っております。

**質問者C**：私も教職実践演習をしておりますけど、少し今の件とは違うことです。やはり、教員免許状、教員養成の目的というのは、公教育を支える学校教員養成ということが基本的な目的であるわけですし、ただ、それをどのようなかたちで養成するかについては、国立大学や公立大学、私立大学の特色を生かしていくというのが、開放制云々の前に、大学で教員を養成する限り、当然のことだろうと思います。従って、課程認定で対象にされている教職課程そのものへの行政的な関与というのは、先ほどから議論されていますが、そういうカリキュラムのもっと前提にある、大学の理念と、そのカリキュラムの全体構造の中で、特に専門教育と教養教育との関わりの中で、教員、教職課程をどう実現するか、これが基本的にはやはり重要な一作業としてあります。その上で教職課程が成り立っていて、その集大成として教職実践演習が必修化されたわけです。したがって、文部科学省が言っているのは、免許法の実践の最低限のことを、どの大学もやってくれと言っているわけです。そのプラス $\alpha$ をどうするか、つまり、まさしく各大学の理念や実情、共通教育や専門教育の特色を生かしたカリキュラムを作る余地は十分にあると思います。その余地を私立大学は、国立大学に負けないようなかたちでもっともっと具体的に実践していく、教員養成大学の理念と実践と、教員集団の一致団結が、今求められているのではないのでしょうか。それこそ開放制のもとの私立大学の教員養成の意義を言うならば、その全体をとおして教員養成をしろというところの具体的なイメージを作り上げなければならないのではないかと、私自身は考えております。

## 【研究報告】

# 実地視察大学からの事例 — 指摘事項を中心として —

大手前大学 伊藤 博

## 1. はじめに

教職課程認定大学等実地視察の目的は、文部科学省のホームページによると以下のようになっている。

「教職課程認定大学実地視察規程（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）及び指定教員養成機関実地視察規程（平成 24 年 2 月 15 日教員養成部会決定）に基づき、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定を受けた大学及び教員養成機関としての指定を受けた機関について、認定及び指定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することである。」

実地視察は「認定及び指定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認する」ことが最重要課題と言っている。つまり、各大学とも認定及び指定を受けてからかなりの年月が過ぎている場合もあり、当初の水準よりも変遷を繰り返していることも考えられるため、われわれ教職課程に関わる者が常に意識しておかねばならない事柄を再確認させるための機会ととらえることができる。

本稿においては、事前や当日での指摘事項の中で【教員養成に対する理念、設置の趣旨など】・【大学における組織的指導体制】・【教育課程・シラバス・教員組織】＜教育課程について＞・【学生への教職指導の取組状況及び体制】の 4 点の中から抜粋して（本学の回答）および（回答にあたり意識したこと）としてまとめた。その他、細かい指摘など他大学と同様に指摘を受けているため、本稿では敢えて割愛し、公表されているものを参考にさせていただきたい。

## 2. 指摘事項に対する本学の回答例

次に掲げるものは、文部科学省からの指摘事項（□でくくったもの）であり、（本学の回答）は本学としての回答をそのまま記載したものである。また、当日の実地視察においてもこの回答に沿った説明を行った。

### （1）【教員養成に対する理念、設置の趣旨など】

#### （1）**貴学の教員養成の理念をご説明いただきたい。**

（本学の回答）

教員養成の理念は、社会に貢献できる教員の人材育成を目指している。

教員には常に高い倫理観と使命感が求められており、…（中略）…常に学びの姿勢を崩さず自己研鑽に努め、自身の全人格の養成をしなければならない。

教職課程において育成しようとしている教員の資質能力として以下の 4 項目を掲げている。

- ①幼児・児童・生徒の発達段階および社会における教育の役割（教育観を含む。）に関する適切な理解
- ②教職に対する旺盛な情熱や高い倫理観・使命感ならびに次世代の人材育成を行うという誇り
- ③学校教育の中核をなす教科指導、生徒指導等を充実させるための知識や技能
- ④教職の意義や教員の役割に関する正確な知識・理解、生徒や保護者あるいは地域で日々発生しうる課題に適切に配慮・対応し円滑な関係を構築できる能力

### （回答にあたり意識したこと）

本学の回答では次のような文言（どうしても書きたくなるような文言）は記載していないが、「広範で深い教養を修得させる」とか、「総合的な判断力と柔軟な対人関係能力を有した豊かな人間性を云々」といった理念に関わる事柄とともに、大学の教職課程の学生に対して養成したい資質能力を具体的に記載することを意識した。この記載に当たっては事務職員に任せるのではなく、現場の教育を直接担当している教職課程の教員が記載するのが妥当である。実地視察当日での受け答えの実質的に中心となるのは教職課程の担当教員となるため、人任せにはいけない事項の一つである。

### (2) **教員養成理念は、カリキュラム上にどのように具現化させているか。**

**個別の授業科目名を例示しつつ具体的にご説明いただきたい。**

#### （本学の回答）

本学では教育学部・学科がないため、入学当初から積極的に教職に就きたいと考える学生も少数いるが、資格講義であれば何でも受講してやろうとする学生が存在していることも事実である。

- ・1年生では「**教育原理Ⅰ**」を教職の基礎段階である**入門編**としてとらえ、グループワークを活用して「教育とは何か」を考えさせ、社会における教育の役割を理解させる授業を展開している。  
「**教育原理Ⅰ**」は1年生に前期・後期ともに配置し全学生が受講可能なオープン科目とし、「教育の理念」を講義することにより、教職希望でない学生に対しても、日本の教育に関する知識・理解や興味・関心を高めようとしている。グループワークを中心とした討議を通じて教育課題の認識をさせている。つまり、教職希望の学生だけでなく、将来教職に就かなくても社会にとって「教育」がいかに重要であるかを受講学生に認識させるための授業を行っている。
- ・2年生では「**教育原理Ⅱ**」や「**教育心理学**」などの教職の科目を配置している。  
「**教育原理Ⅱ**」では、自分が今までに受けてきた教育について振り返り、グループワークを多用して「教育とは何か」「教育の目的・意義・方法・内容」などについての問いに対する自分なりの明確な回答ができるよう学習していく。「**教育原理Ⅰ**」の内容の深化をはかっている。また、「自分は何者であるのか」や「何の役割を持ってこの世に生まれてきたのか」などを考えさせるようにしている。
- ・3年生で配置される「**教職研究**」は、教職に就きたいとする意思決定のための重要な授業として位置づけている。

2年生までの教職関連の授業を受講し、本気になって教職に就きたいと考える学生に対応して「教職の意義及び教員の役割」や「教員の職務内容」などを重点的に講義し、教員になりたいとの意思を確固たるものにしたいと考えている。この目的は、現場体験時の守秘義務や教育公務員としての自覚を促すとともに、3年生の6月頃から10月にかけて実施される「介護等体験」や4年

生での「教育実習」に備えている。また、学校教育の抱える課題や問題点なども考えさせるグループワークを多用し、自分の考えを発表し、他者の意見を聞き、自分の考えを確認したり、修正したりなどの作業を行っている。

### (回答にあたり意識したこと)

「個別の授業名を挙げて具体的に」とあったが、時間の都合もあり、全部取り上げる必要はない。本学では、1年生で「教育原理Ⅰ」を入門編としてとらえている。そして、「教育原理Ⅰ」はオープン科目にしているため教職課程を取らなくても、1年生で必修科目の一つになっているとの説明を行った。さらに、2年生では「教育原理Ⅱ」、3年生では「教職研究」というかたちで実際に並べて記入した。

この説明は、3年生で履修する「教職研究」という科目は、本来ならば教職入門の科目であるため、なぜ1年生に配置しないのかという指摘に考慮したものである。回答の中に記載したように、この科目は次年度に教育実習を控えた学生に対して教職に就きたいと意思決定のための最終的な重要な授業として位置づけているということを説明したためであった。

### (3) 貴学の特色を活かした教員養成をどのように行っているのか。

**取得可能な免許教科の専門性を確保するという観点、また、学校現場に求められている課題等に絡めて、学科ごとにご説明いただきたい。**

#### (本学の回答)

総合文化学科では、その人材養成目的を共通認識としつつ、教科ごとに専門性確保に取り組んでいる。英語においては、日本人教員による教科の専門性を確保する教育に加えて、英語のネイティブスピーカーの科目を多数加えることで、又、留学の機会を提供することにより、英語で授業が出来る教員をも目指すことができる。教科に関する科目に加えて、国語においては、伝統芸能や工芸などの日本文化関係の科目の開講により、又、社会、地歴においては、歴史学（日本史、東洋史、西洋史）、地理学、考古学などの専門性の高い科目の開講により、それぞれ、幅広い知識や高い専門性を身につけた教員を養成することができる。留学や海外体験の機会を提供することでは、異文化理解を深めることもできる。

メディア・芸術学科において絵画、彫刻、デザイン、工芸の各分野あわせて50科目（卒業制作を含む）100単位を配し、4分野ごとにそれぞれ20科目（共通100科目、講義科目を含む）40単位以上の専門コースを4年間の段階的で系統だった教育プログラムとして用意、専門性を確保している。本学の教育システム（学部学科分野間の垣根の無い履修システム）を活かし、各分野の教科に関する科目を、専攻分野にかかわらず支障無く専門科目として修得できることから、他分野の学生のために特別な教職用の実技科目等を必要としません。各学生の専攻分野はもちろんのこと、専門性の確保された専攻以外の専門科目を美術全般にわたって修得することができる。

現在情報教職の専門科目20科目を配し、専門性を確保するとともに、現代社会学科の教員養成の理念、すなわち「情報システム、情報技術及び情報管理等に関する知識・技能を養成する」ため、基本的な知識・技能のほか、情報教育に必要な幅広い知識・能力をも身に付けられるよ

うな指導をしている。

#### (回答にあたり意識したこと)

この回答では、関係する各学科長などに文章作成を依頼し、できあがったものを持ち寄り事前の会議を実施して最終原稿とした。

#### (4) **教員養成に関して大学独自に取り組んでいるものがあればご説明いただきたい。**

##### (本学の回答)

本学に在籍する教職希望の学生は、概ね「数学」が苦手である。入学時や各学年当初において教職課程が実施している「基礎学力確認テスト（義務教育終了時の国語・数学・英語・社会・理科）」で判明している。この「数学」への苦手意識が教職に就くことの自信低下につながることも多く見られた。また、教職希望の学生に義務教育段階での学力がついていないことは、「基礎学力の低い学生が教壇に立ってもいいのか」といった問題が生じる。そのため、教職に就こうとする学生の社会的な責任の回復・向上を目指して本学の教職課程では以下のような取り組みを行っている。

教職課程を担当する専任教員が中心となり「数学」への自信回復を目指して「教職課程履修学生のための数学学力アップ講座」を夏休み当初および春休み当初の各 1 週間（毎日午前の 1・2 限目）を利用し受講希望者全員に実施している。この講座は、数学の得意な学生を学内から募集し、これらの学生が数学の苦手な学生に対してマンツーマンに近い形式で中学校数学の復習をする濃密な学習会を行い、数学への苦手意識を解消しようとしているものである。

さらに昨年度においては、前述の 2 回の講座とともに、学生の授業の空き時間（春学期は木曜日の 1 限目、秋学期は火曜日の 3 限目）を活用して毎週「数学学力アップ講座」をそれぞれ全 11 回開催した。

この講座を実施した結果、「数学」への自信の回復および得点の劇的な向上が見られる学生も続出している。また、教える側の学生においても「知っていること」と「それを教えること」との大きな違いを実感するとともに、「教えること」に喜びを見いだす学生も現れ始めている。こういった取り組みは学生相互のプラス面での相乗効果があり、この講座は教育効果がきわめて高い。さらには、当初の目的であった「基礎学力が低いのに生徒に教えてもいいのか」といった問題解決の一助ともなっている。

今後は、この講座のほかにも教職希望の学生が苦手とする教科への支援策を講じていく予定である。

#### (回答にあたり意識したこと)

どの大学の教職課程でも本学と同様の対策を講じられていることと思う。教員採用試験対策や面接対策などは学生のレベルアップのためのものであり、採用試験合格といった単なる目先だけの対策をしているわけではない。こういった対策の裏には学生の人間性の向上や教職に是非就きたいなどの意欲喚起などが隠されており、学生の資質向上に役立っているものである。

しかし、近年臨時採用教員や非常勤教員の質的な問題や学力レベルの問題も取りざたされる。例

えば、彼らが教壇に立っても、板書した漢字や筆順などが間違っていたり、その教科を教えるだけのレベルに達していないといった報告を幾例か聞くことがある。授業を受けた児童・生徒がその保護者に告げ、それが担任や管理職に報告されるといった事例である。

自治体の多くがこういった臨時的な非正規の教員の採用については、簡単な面接だけで済まされることが多く、正規採用教員のような厳格な試験を経ることなく教育現場に出ることも考えられる。この場合、教員免許状を取得しているから「基礎学力は一定レベル以上ある」との建前から採用されている観があるが、現在の開放性の免許授与システムでは教職課程の単位を取っていけば基礎学力の有無にかかわらず免許が取得できることもまた事実であろう。そのためにも大学に於いては、「基礎学力が低いにもかかわらず児童・生徒に教えてもいいのか」といった問いを学生や教職課程に関わる教員に常に投げかけ基礎学力向上に尽力する必要があるだろう。

## (2)【大学における組織的指導体制】

- (1) **委員会を設置していないとあるが、教職課程（「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」）の編成方針や内容は、どのようなメンバーで、どのくらいの頻度で、検討を行っているか。また、どのような議論を行っているか。**

### (本学の回答)

メンバーは、教職課程主任 1 人、教職課程担当教員 4 人、教務課担当職員 2 人であたっている。教職課程の編成方針や内容は、学長の指導の下に、教職ガイダンスの実施、教育実習・介護等体験などのガイダンスの実施、シラバスの記入上の注意などの伝達などについて、必要に応じて随時行っている。なお、今後は、本年 6 月に設置した教職課程連絡協議会において協議を行うことになった。

- (2) **カリキュラム改革、教員組織の配置などはどこで検討・決定しているのか。**

### (本学の回答)

学長が教職員から選任した改革チームにおいて教科案を検討し、教学運営評議会において決定する。

- (3) **学校現場、教育委員会等の連携は、どこで担当しているのか。**

### (本学の回答)

主として教職課程主任および教務課担当職員が担当している。

- (4) **教育課程や教員組織等に関する法令や基準との整合性については、どこで責任を持って確認することとしているのか。**

### (本学の回答)

教務課において確認している。

## ( (1)-(4) への本学の回答にあたり意識したこと )

本学には教職課程を運営する委員会を設置していなかったため、それに関する文部科学省からの指摘を丁寧に受け止める覚悟をしていた。そのため、事実を正確に述べ、誠実な回答をするように

心がけた。また、実地視察直前の6月に急遽、学長の諮問機関としての「教職課程連絡協議会」を立ち上げ対応することとなったが、今後、まだまだ改善の余地を残している。

### (3)【教育課程・シラバス・教員組織】<教育課程について>

**履修カリキュラムについて、授業科目『教職研究』を3年次前期に履修するのは、どのような教育上の目的があるのか。**

#### (本学の回答)

本学での3年生で配置される「教職研究」は、教職に就きたいとする意思決定のための最終的な重要な授業として位置づけている。

2年生までの教職関連の授業を受講し、本気になって教職に就きたいと考える学生に対応して「教職の意義及び教員の役割」や「教員の職務内容」などを重点的に講義し、教員になりたいとの意思を確固たるものにしたと考えている。この目的は、現場体験時の守秘義務や教育公務員としての自覚を促すとともに、3年生の6月頃から10月にかけて実施される「介護等体験」や4年生での「教育実習」に備えたものとしている。

#### (回答にあたり意識したこと)

文部科学省による事前の指摘で「カリキュラム上にどのように具現化させているか」の項目でも触れているが、本学の3年生で配置される「教職研究」は、教職に就きたいとする最終的に近い意思決定のための重要な授業として位置づけている。本学においては、教育学部などの学部やコースを設けていないため、入学当初から本気で教師を目指して教職課程の科目を履修しようとする学生は極めて少ない。つまり、「将来教員になりたい」といった動機が希薄もしくは曖昧なまま受講してくる学生も多いため、1年生で教師への入門編として「教育原理Ⅰ」を配置し、教育に関する基礎知識を学習し教職への動機付けをはかろうとしている。2年生では「教育原理Ⅱ」を配置し教育に対する考えをさらに深化させようとしている。

本学の場合、「教職研究」を仮に1年生で履修させた場合は、4年生直前の3年生で「教職の意義及び教員の役割」や「教員の職務内容」等を教育実習の事前指導などで再び確認させて、2年前に学習して忘れかけているようなことを思い出させ教育現場に送り出す必要性が出てくるものと思われる。

こういったことで、本学においては2年生までの教職関連の授業を受講させた後に、3年生の「教職研究」を履修させることにより、本気になって教職に就きたいと考える学生に対応して「教職の意義及び教員の役割」や「教員の職務内容」などを重点的に講義し、教員になりたいとの意思を確固たるものにさせるための重要な科目として考えている。

なお、「教職研究」の科目名は、文部科学省の実地視察時の指摘により、来年度から「教職論」に変更することを申して出ている。

#### 【教育実習】

**○教育実習は大学の教育課程の中の一つの授業であり、成績評価も含め大学が責任を持つこととされている。いわゆる母校実習については、どのような指導体制をとっているのか。成績評価についての実習校への説明はどのように行っているか。**

#### (本学の回答)



早い段階から地域の教育等を知りたいといった積極的な理由から、出身地の学校で教育実習を希望する学生が多数存在する。そのため、こういった学生に対しては3年生になった段階で教育実習を希望する学校に直接出向むかせ、実習の許可を取るよう指導している。実習許可後は当該学校と大学が連絡を取り合い、実習のための手順や実習の評価に関する打ち合わせを行っている。

ただし、神戸市の学校での実習を希望する場合は、教育委員会で各大学から教育実習の一括受け入れを行っているため、母校実習ができない場合がある。実習先の決定が教育実習の直前になることが多いため、当該学校との諸連絡を直前に慌ただしいがやっている。

なお、教育実習校での評価と大学での「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習研究」での評価を勘案して最終の教育実習の評価を行っている。

#### (回答にあたり意識したこと)

文部科学省から送付されてくる資料「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」(平成18年7月11日中央教育審議会)で以下のような指摘をしている。

「一般大学・学部については、できるだけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこととし、いわゆる母校実習については、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。」

「一方、学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由から、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。ただし、このような場合でも、大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めることが必要である。」

しかし、何百人もの教育実習生を抱える大学にとっては、「同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこと」の指摘を受け入れることは極めて難しい問題でもある。そのため、「大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行う」などを意識的に日頃から行うことも重要であると考えている。つまり、母校実習と並行して大学の近隣の教育委員会との連携を強化し教育実習生の受け入れを要請しておくことも重要となる。

#### (4)【学生への教職指導の取組状況及び体制】

○総合文化学科、メディア・芸術学科、現代社会学科については、教員採用者数はもとより、免許状取得者数・割合も低迷しており、極めて少ない状況であるが、貴学では、免許状取得者数が少ない要因をどのように分析しているか。

##### (本学の回答)

「低迷」とはとらえていない。むしろ「精選」ととらえ、教職を希望する学生の質向上となっていると考えている。本学においては、免許状取得者数を増加させることには重点を置いていない。それよりもむしろ教職希望の学生の学力や資質を高める努力をしている。「基礎学力の低い学生が教壇に立ってもいいのか」の立場から「学習に努力する学生」を重視している。現在、本学の現役学生の教員採用試験合格者がきわめて少ないため、「学力向上」のための各種の行事を実施している。

10年も以前の女子大時代は教員免許状を多数(100名以上)取得する学生が多かったものの教員になる学生はほとんどいなかった。また、教員免許状に10年の有効期間が実施されたため、取得希望者が減少している原因の一つとも考えられる。ただ、いわゆる冷やかしの学生が減少しているため、指導の成果の上がる学生が残ることになり濃密な学習ができるようになっている。

### 【回答にあたり意識したこと】

「免許状取得者数が少ない」との指摘であったが、教員免許状を誰でも彼でも取得させよとの指摘とは考えていない。前述でもあったように「基礎学力が低いのに児童・生徒に教えてもいいのか」といった社会的責任を大学は自覚する必要があると考えているため、教職課程の内容充実を図るよう指摘されたのではないかと考えている。いわゆる教員免許状取得だけを目的とした冷やかしの学生がいることも事実ではあるが、真摯に教員免許状を取得しようとする学生に対して、教職に対する旺盛な情熱や高い倫理観・使命感などを育成するとともに、大学在学中に義務教育段階の基礎学力を確実に身につけさせて送り出すこともまた大学の社会的な責任であると考えている。

### 3. 文部科学省の講評

実地視察時には多くの指摘などあったが、以下にその一部を抜粋する。本学としても教職課程の運営にあたり非常に参考となるものであった。

#### 【教育課程の実施指導体制について】

「貴学の教員養成の理念、構想については、しっかりしたものを持たれている。ただ、教員養成にしばれば必ずしもそうではないようなので、教育課程や教員組織等を整備、充実、体系化していただくとよい。」

#### 【教育実習について】

難しい問題ではあるが、母校実習は極力避けていただきたい。母校ということで、公平性という観点から疑問が生じる。できる限り客観的、公平的に学生に接することができる市内の公立学校で行っていただきたい。関西のコンソーシアム等で打開策を検討していただくのもよいのではないかと。

### 4. おわりに

文部科学省による実地視察での指摘は、冒頭で紹介したように「認定及び指定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認する」ことが主目的であるため、過敏になっての対応は必要ない。日頃から教職課程の水準の向上を考えて活動しておけば何の問題もなく、誠実な対応を心がければよい。ただ、文部科学省からの要請や指摘などの穴を見つけて、勝手にこじつけての運用があればそれはそれで問題がある。また、他の大学がやっているからと言って安易にそれに追従していくこともまた問題がある。

教職課程は、将来教員となって「将来の人材を育成する」ための人材を育成するものであるため、単に教員免許状取得を希望するからと言って安易に教育実習に臨ませ、単位を与え、教員免許状を授与するわけにはいかない。大学在学時に教職に対する旺盛な情熱や高い倫理観・使命感などの育成が是非必要であり、それを裏付けるための基礎的な学力や専門教科に対する

深い造詣を得させることなどもまた重要である。こういった意味で、将来の社会を担う人材の育成を行う教員を輩出する大学の教職課程における社会的な責任は極めて大きいといえる。

## 【研究報告】

# 課程認定申請大学からの事例報告① ～神戸学院大学の指摘事項を中心に～

神戸学院大学 松 宮 慎 治

はじめに

### (1) 大切なのは本質

本稿<sup>1</sup>では、指摘事項や、その他いろいろなことの中で特に本学が困ったことをピックアップして報告します。最初に、簡単に全体のことを押さえてから、報告に入ります。はじめに、『SYNAPSE』という雑誌の、昨年の12月号に掲載されていた記事について話します。私事ですが、昨年の6月に異動があつてこの業務を担当することになりました。大変困ったのですが、阪神教協の会員校の方の助言や、この『SYNAPSE』という雑誌が非常に役立ちました。具体的には、課程認定の仕組みとか制度のことを連載していきまして、そちらをかなり参考にしました。

『SYNAPSE』の12月号には、教員免許制度や課程認定制度が非常に複雑であるので、細かい形式にとらわれてしまって全体を見ることができなくなり、その結果、本質が置き去りにされ、この状態では充実した教職課程の実現は困難になるということが記されていました。つまり、本質や全体をしっかりと見てくださいということです。はじめに結論を申し上げますが、では「何が必要か、何が本質か」ということです。この1年間、申請の業務を通して気づいた本質は、大きく2つです。

第一に、「学位プログラムと教職課程との相当関係を満たしているかどうか」です。これは、言い換えると、「教職課程の学び」が、「学科の専門の学び」の中に溶け込んでいるかどうか、ということです。

第二に、「その当該の学科・専攻・コースで、責任を持って養成する体制をとっているか」ということです。これまでは、教職課程の科目は、オプション科目であり、がんばる学生がプラスαの資格として取得を目指し、大学も科目を他の学科と相乗りで運用しているところがありました。しかし、そうではなく、「その学科・専攻・コースで責任を持って養成をする必要がある」ということです。イメージとして、今までのオプションとしての位置づけだった教員免許状が、もうオプションではないということになったのではないかと考えます。

加えて、申請書を作るとどうしても書類の細かい中身、書き方、様式等の形式が気になることがあります。しかし、所詮書類ですから、例えば、本学で養成する予定の教員が実際に学校現場で教壇に立つとどんな良いことがあるのか、その魅力をアピールする手段がこの書類であり、書類は単なる手段に過ぎないというイメージで、私は臨んでいました。

## 1. 確認事項

### (1) 申請数の推移

<sup>1</sup> 2013年度 阪神教協 第3回課題研究会プログラム「教職課程に係る事例報告」(2013年12月18日)をもとに作成

申請数の推移について、課程認定が厳しくなっているという話が多かったので、調べました。今年度の最新の結果では、大学数が 105 校、課程数が 397 件であり、5 年前の平成 20 年度は、大学数が 222 校であり、課程数が 1,260 件となっています。

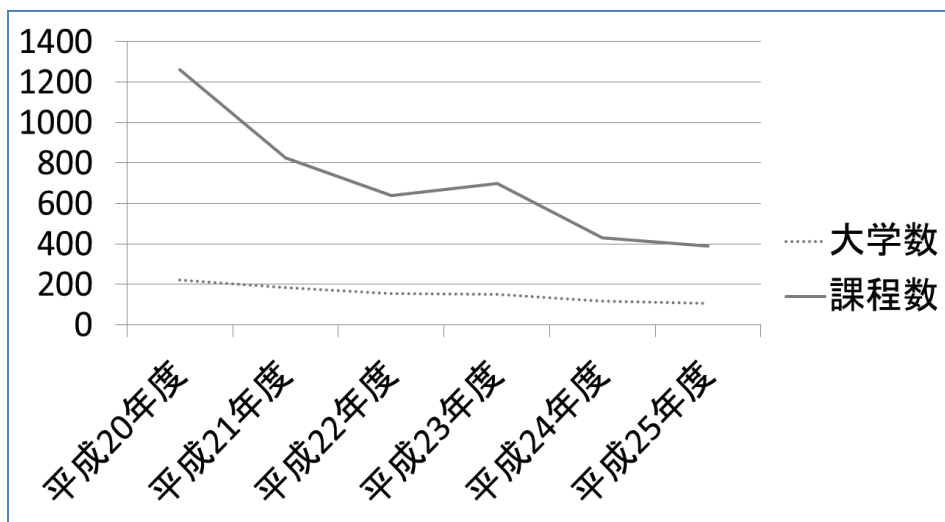


図1 課程認定申請数の推移

(中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会資料をもとに作成)

つまり、申請大学数は半分になり、申請課程数は3分の1になっています。申請時のハードルが一番高く、申請後に認定の申請を取り下げざるをえない大学もあります。しかし、基本的には申請イコールほぼ認定だと私は考えています。問題なのは、厳しくなってきたという時に、この25年度の大学数105校、申請課程数397件の結果の中にどれだけ申請を諦めた大学があるかということです。ただ、その結果は、公表されていないので、厳しくなってきたかどうかは、実際のところ良くわからないと思います。

## (2) 前年度からの主な変更点

前年度からの主な変更点について、主に4つあります。

第一に、＜提出期日の1ヶ月前倒し＞で、提出期日が6月末から5月末に変更になりました。これは、今年の課程認定委員会で示された通りです。来年度は前倒しになる可能性はないと思います。

第二に、＜審査回数の制限＞です。これは、原則2回までとなりました。ここでの1回は、課程認定委員会での審査1回を指します。ただ、回数を気にする必要はありません。2回までしかないから、準備をしっかりとくださいというメッセージだと思います。

第三に、＜教員審査省略の原則廃止＞です。以前は教員審査の省略が結構できました。しかし、一部の例外はあるものの、今年度から基本的にできなくなりました。審査が省略できるのは、科目名称が一緒で、科目の中身も一緒で、担当も一緒というように非常に限定された場合のみとなりました。したがって、実質的に教員は全員審査されると考えています。しかも、審査の原則廃止の例外は、もし例外に当てはまるとしても省略されるのではなくて、あくまでもかつての審査結果を尊

重するという事です。ゆえに、この例外は最近申請した大学を念頭においているだけであって、基本的に審査の省略はなく、全員審査するという事であると考えています。

第四に、<様式の一部変更>です。大きくは2号、4号、8号のA、シラバスあたりで変更がありました。

### (3) 認定を受けるための条件

次に、どうやったら認定を受けられるかということです。結局、課程認定基準をクリアすれば良いということであると考えます。ただ相当関係に関するものをはじめとした、追加事項や通知等が後から出てきているので、それらを知らなかった場合に、まるで基準が厳しくなったような印象を受けることはあると思います。

つまり、基準の運用が厳しくなったとは言えると思いますが、基準そのものが厳しくなったとは言えません。1年間の経験で理不尽に思うようなことはありませんでした。ただ、後から追加連絡された通知等をしっかりと把握しておく必要があると思いました。

## 2. 主な指摘事項(「教科に関する科目」の配置方法)

本学の事例を報告します。2014年4月に現代社会学部という新学部を開設する予定です。学部の認可は受けています。最近、申請書の差し替えに文部科学省を訪問した際、入試広報との関係で早めに内示の連絡が必要であったため、「認定はまだですか?」と尋ねました。しかし、12月中に連絡をもらえることはないようです。1月上旬か中旬くらいになるそうで、今回の現代社会学部の現代社会学科と社会防災学科の両学科でそれぞれ申請した中一種免(社会)・高一種免(公民)は、12月18日現在で認定されていませんが、認定される可能性は高いと思います。

本当は、高一種免(地歴)も検討していましたが、昨年の阪神教協の課題研究会の報告を受けて、教職課程の専任教員と相談して、「高一種免(地歴)は諦めようか」ということになりました。昨年度の芦屋大学の報告で、「1学科1免許にしてください」ということがあったため、「複数の課程を申請しようとしているのに、さらに学部の学びの内容から遠いものを申請するのはやめておこう」ということになりました。

次に、具体的に本学が指摘された内容です。一番問題となった「教科に関する科目」の配置方法について説明します。自学科等で開設される科目の考え方と、「教科に関する科目」の学位プログラム上の位置づけの2つです。

### (1) 自学科等で開設される科目の考え方

前提として、「教科に関する科目」は、施行規則に定める各分野の半数までは自学科で開設しなければなりません。ここでは、図2に中一種免(社会)を例として示しました。

図2のように、5つの科目区分があって、このうちの半数、つまり3つは自学科で開設しなければならない。つまり純度100%のものを5分の3設けなければならないが、残り2つは別の学科の科目でも良いということです。

中学校(社会)		
施行規則に定める科目区分	授業科目	
日本史及び外国史	○	} 混じり気がある
	●	
	○	
地理学(地誌を含む。)	●	
	○	
	○	
「法律学、政治学」	○	} 純度100%！！
	○	
	○	
「社会学、経済学」	○	
	○	
	○	
「哲学、倫理学、宗教学」	○	
	○	
	○	

○：自学科開設  
●：他学科開設

図2 「教科に関する科目」の開設例

本学で問題となったのは、純度100%だと考えていたことが、実は純度100%ではなかったという話です。以下の×のついている方が、本学が考えていた誤りで、○の方が正しいものです。

- |   |
|---|
| <p>× 学則上、当該科目が単独で各学科に開設されていけばよい</p> <p>○ 学則上、当該科目が単独で<u>専門科目</u>として各学科に開設されていけばよい</p> |
|---|

ポイントは、「自学科等で開設される科目」とは、「専門科目(卒業要件科目)」のことであるということです。私もかなり形式にとらわれていて、「学則上、単独で開設されていけば、自学科開設とみなされる」とだけ、繰り返し考えていました。確かにそうですが、実は「単独で開設されているだけではなくて、専門科目として開設されていなければならない」ということでした。本学の場合は、学則の体系が以下のようになっています。

学則には、色々と文章があったのち、最後にカリキュラム表があります。ここでは「共通教育科目」、「専門教育科目」、「教職課程に関する科目」の3つがあります。最後に、各学部の科目表を掲載しています。したがって、「教科に関する科目」において、いろいろと科目が並んでいますが、実質的に同じものであっても、あたかも各学部で開講しているような形式になっています。そこで、各学部について科目が記載されていたら、それで「学則上、単独で開設されていることになる」という理解をしていたわけです。

神戸学院大学の学則体系（カリキュラム表、下線報告者）

1. 共通教育科目 (各学部の科目表を掲載)
2. 専門教育科目 (各学部の科目表を掲載)
3. 教職課程に関する科目
(1) 教職に関する科目 (各学部の科目表を掲載)
(2) 教科に関する科目 ※ (各学部の科目表を記載)
※専門科目と重複するものは除く

ここで「教科に関する科目」に掲載されている科目は、専門科目ではなく、卒業要件科目でもないので、自学科開設には該当しなかったのです。先述のように、自学科で開設される科目というのは、本来卒業要件に入っていなければなりません。一方、本学の場合、「日本史」、「西洋史」、「東洋史」の3科目を、これまでに開設されていた社会や公民の免許を取れる課程と相乗りして一緒に開講し、この3科目を卒業要件外科目として置いておりました。「教科に関する科目」であり、卒業要件外科目であったのです。その上で、ここでは、純度100%だと思っていたものが、実は混じりけがあると指摘されました。そこで、これまでは「教職課程に関する科目」として卒業要件外の扱いをしていた「日本史」、「東洋史」、「西洋史」の3科目を、図3のように現代社会学部の専門科目の中に組み入れました。

現代社会学部 専門科目	
授業科目	単位数
現代社会入門	2
近現代史	2
.	.
.	.
.	.
地域行政論	2
○日本史	2
○東洋史	2
○西洋史	2

教科に関する科目 現代社会学部(社会)	
授業科目	単位数
●日本史	2
●東洋史	2
●西洋史	2
人文地理学	
.	.
.	.
.	.
倫理学概論	2
宗教学概論	2

図3 文部科学省事務局指摘を受けての対応策

ただし、これは新しい学部だからできたことです。もし本学の全ての教職課程に適用された場合、「施行規則の科目区分の半数までは自学科で開設しなさい」という条件を満たす教職課程はありま



せん。私は、このことから課程認定行政のある種の限界を感じました。いろいろ新しいことが始まり、文部科学省と新しい基準の運用と一緒に頑張るのは良いのですが、その運用は、新規参入する教職課程へ適用することはできるが、既存の教職課程についてはそのままになっているという問題です。ニーズとしては、既存の教職課程の方が、学生数が多いので、新規参入の教職課程だけを良くしようとするには、問題を感じました。今回は、新学部を設置認可申請と並行しましたので、今まで卒業要件外できたものを卒業要件内に入れることも可能でした。これは学部の先生にとって、「日本史」、「東洋史」、「西洋史」の6単位だけですが、本当は学ばせたかった専門科目に、今まで教職課程に関する科目として、「教科に関する科目」に置いてきた卒業要件外科目を、突如、卒業要件内科目として組み込まなければならないという点で少し苦しかったと思います。そこまでしても教員免許状がとれる状態にしたいということでした。

## (2) 「教科に関する科目」の、学位プログラム上の位置づけ

次に、「教科に関する科目」をどこから選ぶのかという問題です。図4の左側の×の方が、最初に本学が考えていたことです。

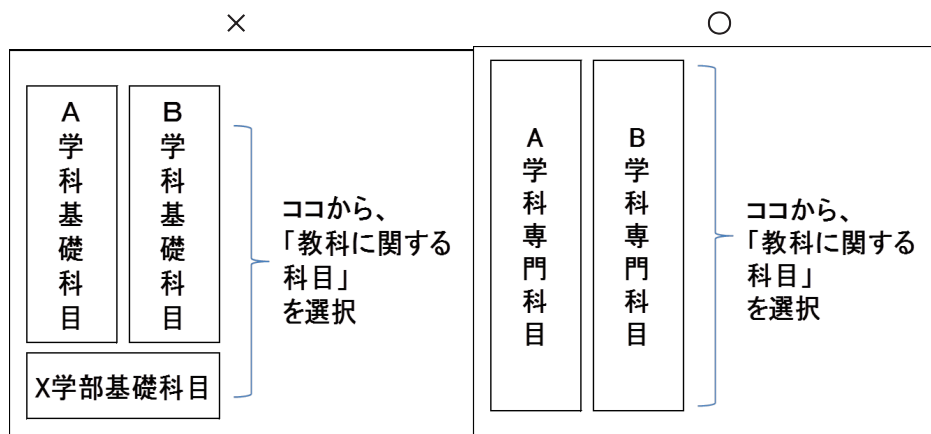


図4 「教科に関する科目」の、学位プログラム上の位置づけ(1)

現代社会学部では、元々学部基礎科目と学科基礎科目を設けておりました。その全体から「教科に関する科目」を選んでいました。しかし、先述したように、学科で責任を持って教員を養成する体制でないというイメージをもたれたのか、『教科に関する科目』においては、その学科・専攻・コースの最小の単位で完結しなければならない」と指摘されました。すなわち、図4の右側のように、学部共通の基礎科目をなくして、完全に学科別のA学科専門科目、B学科専門科目のそれぞれから、それぞれの「教科に関する科目」を取りなさいということでした。したがって、図4の左側の形式であっても、一番下の学部共通の基礎科目から「教科に関する科目」を取らなければよかったです。

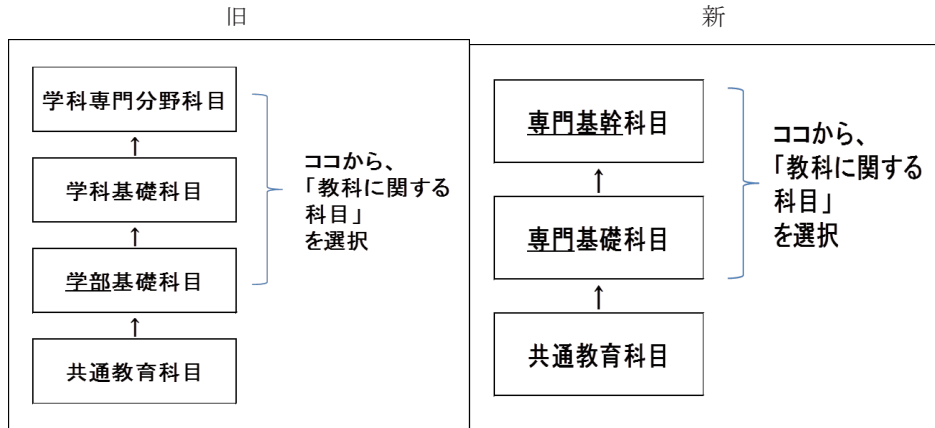


図 5 「教科に関する科目」の、学位プログラム上の位置づけ (2)

この指摘を踏まえて、図 5 のように、科目群の名称を変更しました。

「共通教育科目」というのは、教養教育科目のことです。図 5 の左側の旧のように、「共通教育科目」、「学部基礎科目」、「学科基礎科目」、「学科専門分野科目」となっていました。それを、図 5 の右側の新のように、「共通教育科目」より上の部分について、「専門基礎科目」と「専門基幹科目」という科目群に名称を変えました。科目配置は以前と同じですが、図 5 のような科目群の名称変更を行いましたので、置いている科目は同じであっても、カリキュラム全体の体系が変わったと言えます。これで、文部科学省の指摘の解決になっているかは疑問ではありますが、体系を見直すことによって申請書提出可となりました。

### 3. その他

最後に、学位プログラムとの関連についてと申請書作成上の留意事項についてです。

#### (1) 学位プログラムとの関連

学位プログラムとの関連を示した有名な図があります。「学科の専門の学び」があり、「教職の学び」があり、「教科に関する学び」があり、それらが互いに連関していることを示す図です。この図を文部科学省の事前相談で提示されました。事前相談に来る大学ごとにこの図で説明されていたように思います。重要なのは、どうすれば学位プログラムとの関連が満たされるのかということです。

ポイントは「名称」と「単位」と「カリキュラム」の 3 つです。「名称」は、学部／学科／コース名と免許教科の関わりが問われるということです。以前、中教審の議事録では、経営学科で体育の免許状が取れるとか、心理学科で社会の免許状が取れるとか、一般に説明しにくい学科と免許状との関係があり、これを解消したいという話が掲載されていました。したがって、学部の名称と申請する免許状が、普通の常識で考えてあまりにもかけ離れてしまうと、いきなり審査が厳しくなると思います。

次に「単位」です。「教科に関する科目」の単位数と卒業所要単位数とを最低 30 単位重ねると述べました。これは公式に言われたことではありません。昨年の阪神教協の報告や全私教協のアンケート結果では、最低 30 単位は重ねるように指摘されたということが何回も出てきました。ゆえに、

私たちは初めからこのことを満たして申請しました。公式に30単位重ねなさいとは明記されていません。また、ここでの30単位というのは、目的養成の大学は対象に含みません。これは、本学のような開放制の大学を念頭に置いた単位数であり、目的養成の大学の場合は40単位ということが昨年度の研究会で報告されていました。

最後に「カリキュラム」です。先述のように本学で苦勞したところです。申請するコースや学科、その最小単位の中から、「教科に関する科目」を取らなければ、多分指摘されます。つまり「教科に関する科目」のとり方です。どこから取るのかという問題です。この3つを満たせば学位プログラムと免許教科との相当関係は満たされると思います。

## (2) 申請書作成上の留意事項

申請書作成上の留意事項ですが、「手引き」は熟読する必要があります。ただし、なかなか新しい「手引き」が届きません。今年度は、2月末にホームページに掲載され、それが最初であったと思います。「手引き」を熟読しないといけないと言いながら、新しいものが来ないので、今のものをベースにしなが、新しいものが来たら変更点や新規追加項目をチェックして、今までやってきた作業をアップデートするかたちになります。新しく追加されたことや変更点については、「今後はこういうことで行きます、このことについては、大学はあまり理解しないで申請しているのではないですか」というメッセージを暗に感じました。新しく追加されたことや変更点に着目して「手引き」を見ると傾向がわかります。

番外編として、思わぬ落とし穴があることも述べます。昨年度の報告の中で、去年からシラバスに担当形態が追加されたのに担当形態を書かずに申請した大学があり、指摘されましたということがありました。この指摘について、新しく追加されたことは様式を見れば分かるのに、なぜ書き忘れるのか、全く理解できなかったのです。しかし、申請業務に携わってみて理解できました。

それは、文部科学省のホームページに掲載される様式が、昨年度のままであることが多いということです。今年度は文部科学省に新しいものにしてほしいとお願いできませんでしたが、来年度はしたいと考えています。つまり、掲載されている様式が必ずしも最新とは限らないということです。「手引き」はほぼ問題はないですが、追加された様式が「手引き」にはあるものの様式には掲載されていないということがありました。

その他にも、今回の本学のように、学部設置認可申請と並行した場合に生まれる問題もあります。本学では、設置認可申請の実行部署と私たちの教職課程の申請の実行部署とは違っていたため、連携しながらやっていたわけです。しかし、例えば、履歴書で教員の年齢の記載方法が違うということがありました。どちらかが認定年度でどちらかが採用年度になっています。私が教員の履歴書をチェックしているときに、何でこんなに先生方は年齢を書き間違っているのだろうと思っていたら、間違えているのではなくて、学部の設置認可申請用の履歴書では、そうになっていて、それをそのままコピーして使っていたということがありました。そういう、本筋とは関係ないところで落とし穴もあります。

おわりに（来年度に向けて）

### (1) 形式から内容へ

最後に「来年度に向けて」です。これは一度、中教審の委員の先生に書類を見ていただいたときに、その先生が、その場で文部科学省の方に電話してくださって、電話越しに聞いたことです。これまでは形式的に科目を配置して適当に申請する例が多かったということです。そして、開放制の原則のもとで、それをできるだけ認めていたということもあったと思うのですが、今は教員養成の質を担保することを考えているということでした。これからは、特に重視しているのは、教員養成のポリシーとカリキュラムの2点ということです。要するに、今までは形式がだいたい整っていればよいとしていましたが、そうではなく、大事なのは内容であって、本質であるということです。私たちとしても、大事なのは形式ではなくて、本質であり内容であることを十分踏まえたうえで仕事をすれば、特に恐れることはないと思います。その学部・学科・コースで養成した人材が教員になったとき、その魅力をこの書類でアピールするというイメージが良いと思います。

最後に、私たちは私学なので、独自の信念を持って国を引っ張っていくというイメージが必要かと、自戒を込めてですが思っています。例えば、本学の場合、再来年度にグローバル・コミュニケーション学部を開設する予定があり、そこで英語の免許状を申請する予定です。その時に「私たちはこういうことがしたい、一方、法律が足かせになっているから、こういうところを変えてくれ」と逆に国へ要求できるような気概を持ってやっていきたいと思っております。

#### 参考文献

- 新田正樹，松本眞（2012）「教職課程・課程認定制度の基礎 第一回 教員免許制度、教職課程・課程認定制度の概要」、『SYNAPSE』第17号，pp. 34-39
- 新田正樹，松本眞（2013）「教職課程・課程認定制度の基礎 第二回 教職課程①「教職に関する科目」群」、『SYNAPSE』第18号，pp. 32-39
- 新田正樹，大島啓子（2013）「教職課程・課程認定制度の基礎 第三回 教職課程②「教科に関する科目」群」、『SYNAPSE』第20号，pp. 31-37

## 【研究報告】

### 課程認定申請大学からの事例報告② ～関西大学の指摘事項を中心に～

関西大学 阿 蘇 さ や か

#### はじめに

私は、平成 21 年度より教職課程認定申請に関する業務を担当し、何度か申請業務に携わった経験があります。今年度の申請は非常に苦戦しました。申請がうまくいかなかった事例ということになりますが、文部科学省からの指摘事項を中心に報告します。

最初に、申請にあたって、3月28日に東京で開催されました文部科学省主催の課程認定申請説明会に出席しました。事前相談の受付は3月21日からであり、3月中に事前相談の予約を取りたいと考えていました。しかし、本学が希望した日程の3月25日から29日は終日受付不可でした。また年度末、年度始めでもあり、本学関係者の出張日も限定され、事前相談は4月8日となりました。事前相談の予約時に、文部科学省から相談日の3日前までに、様式第2号、8号のAとウ、学則案、履修規程等を提出するよう指示があり、4月2日にメールにて送付しました。

事前相談では、3学部・1研究科の申請について相談しました。このうち1学部については学科と免許教科との相当関係が認められないとの指摘により申請を取り止めました。したがって、実際の申請は、2学部・1研究科となりました。本稿では、申請を行った2学部の事例を「事例報告①」と「事例報告②」として報告します。

その前に、事前相談において、文部科学省の事務官から指摘のあった事項の中で、学部に通ずる事項を報告します。第一に、「文部科学省令に定める科目」についてです。本学では、「文部科学省令に定める科目」として、実技を3科目（各1単位）、理論を1科目（2単位）置き、その4科目からいずれか2単位を修得すればよく、実技が苦手な学生は、理論1科目（2単位）のみの修得で可としていました。しかしながら、「体育」については、理論の科目のみでは不可であり、必ず実技を含めることという指摘でした。この点については、全私教協作成の教職本「第2分冊法令解釈編①」にも過去の教員免許ハンドブックの解釈事例や文部科学省の見解として掲載されており、そこでは、理論（講義）だけでもよいという解釈も過去にあったようです。しかし、近年の課程認定審査においては、「講義だけでなく、実技だけでもなく両方を含むことが望ましい」との意見が出されているとのことでした。そのため「講義も実技もやりなさい」という指摘と考え、確認したところ「理論は必ずしも求められていないので、実技のみ2単位でもよい。理論と実技を両方やってもよいが、必ず実技を半分以上含めること」とのことでした。

第二に、教職に関する科目の「各教科の指導法」についてです。本学では、「各教科の指導法」にあたる科目として「教科教育法（一）～（四）」の4科目（各2単位）を置き、「教科教育法（一）・（二）」の2科目（4単位）を必修、「教科教育法（三）・（四）」の2科目（4単位）を選択科目としています。これについて「教科教育法（一）・（二）」の2科目（4

単位)のシラバス上で、指導法の理論、教材研究、模擬授業に加え、教科の内容を網羅していることが確認できなければ、「教科教育法(一)～(四)」の4科目(8単位)を必修にするように指摘される可能性があるとのことでした。この点は、平成24年度の申請で同様の指摘を受けた大学が多かったとのことでした。

## 1. 事例報告① 政策創造学部

次に、具体的に「事例報告①」として、政策創造学部の申請事例を報告します。政策創造学部は、2007年に千里山キャンパスに設置された学部です。設置当時は、政策学科1学科のみでした。学部設置と同時期に中学校社会、高校地理歴史、公民の課程の申請を行い、認定されました。今回は、図1に示したように政策学科に加え、同学部に新たに国際アジア法政策学科を設置することに伴い、中学校社会と高校公民の2教科の教職課程認定申請を行いました。

事例報告① 政策創造学部			
学科	種類	免許教科	備考
政策学科	中一種免	社会	2007年に学部を設置
	高一種免	地理歴史	
	高一種免	公民	
<b>国際アジア法政策学科</b>	<b>中一種免</b>	<b>社会</b>	<b>今回の申請</b>
	<b>高一種免</b>	<b>公民</b>	

図1 事例報告① 政策創造学部

政策創造学部の申請については、5月30日に文部科学省に申請書類を持参・提出して以降、2013年12月18日までに文部科学省との間に図2のようなやりとりがありました。6月24日から9月25日までのやり取りは、そもそもこの申請を課程認定委員会にかけられるかどうかという指摘でした。つまり、申請書類は受け付けられたものの、入口の段階でいろいろな指摘があり、審査にかけられない状況でした。まずは、6月24日から9月25日までのやり取りを「前半」として報告します。9月27日以降は、課程認定委員会の審査の対象になってからのお話ということになりますので、これを、「後半」として報告します。

事例報告① 政策創造学部	
指摘事項のやりとり	
● 6月24日	文科省より電話
● 6月27日	文科省訪問 ⇒ 持ち帰り検討
● 7月31日	取り下げ届(中一種免:社会)提出、書類差し控え(持参)
● 9月9日	文科省より電話
● 9月25日	文科省より電話
● 9月27日	文科省よりメール(事務的指摘)⇒10/5回答(郵送)
● 10月25日	抜き刷りの提出、書類差し替え(持参)
● 10月31日	文科省よりメール(委員会指摘)⇒11/14回答(メール)

図2 文部科学省とのやり取り

### (1)事前相談から審査対象になるまで(前半)の過程

「前半」のやりとりの前に4月8日に事前相談を行いました。今回の申請では、学部・学科の目的・性格と免許状との相当関係が、一番心配な点でしたので、本学から文部科学省に確認をし、中学校社会と高校公民の申請であれば問題ないとのことでしたので、申請書類を提出しました。しかしながら、6月24日に文部科学省の方より、今回申請した中学社会について「教科に関する科目」

の開設基準を満たしておらず、現状のままでは審査にかけることができないとの電話がありました。申請の根幹にかかわることなので、一度、文部科学省まで来てもらえれば詳しく説明するとのことでした。そこで、6月27日に文部科学省を訪問して説明を受けました。その際受けた説明が図3に示した内容です。

社会科の「教科に関する科目」については、免許法施行規則に定める科目区分が①～⑤

まであります。各科目区分の一般的包括的科目（必修科目）として開設している科目が、卒業要件上どのような位置づけになっているかということの指摘でした。今回、申請をした政策創造学部では、③と④の区分の必修科目については卒業要件に含まれる科目ですが、①②⑤の区分には、学則上、卒業要件に含まれない「自由科目」として開設していました。このことについて、①～⑤の科目区分のうち、少なくとも半数以上（社会の場合は、3区分以上）の一般的包括的科目が、卒業要件に含まれる科目となるように見直しをしなければ、学科の学位プログラムと教職課程との相当関係が確認できないという指摘でした。「科目区分の半数以上の必修科目が、卒業要件に含まれる科目でなければならない」ということが、審査基準や手引き等のどこに明示されているのかを確認したところ、「手引き」の170～177頁にある学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準をよく読んでくださいとのことでした。学科等の目的・性格と免許状との相当関係の考え方にそって解釈すると、このような指摘になるということですが、具体的に明記された部分はなく、納得のいかない部分もありました。しかし、少なくともあと1区分の必修科目が卒業要件に含まれる科目となるように見直しをしなければ、審査にはかけられないとのことでした。これを受けて、いったん持ち帰り、学部で検討することになりました。検討の結果、

## 事例報告① 政策創造学部

指摘事項（6/24～7/31）の内容

中一種免「社会」の教科に関する科目

	法令科目区分	一般的包括的科目の卒業要件上の扱い
①	日本史及び外国史	×=含まない
②	地理学(地誌を含む。)	×=含まない
③	「法律学、政治学」	○=卒業要件に含む
④	「社会学、経済学」	○=卒業要件に含む
⑤	「哲学、倫理学、宗教学」	×=含まない

①～⑤の科目区分のうち、少なくとも半数以上（社会の場合3区分以上）の一般的包括的科目は、卒業要件に含まれる科目となるよう見直しをすること。

⇒ 持ち帰り検討した結果、申請を取り下げ。

図3 6月24日から7月31日の間の指摘事項の内容

一般的包括的科目（必修科目）として開設している科目が、卒業要件上どのような位置づけになっているかということの指摘でした。今回、申請をした政策創造学部では、③と④の区分の必修科目については卒業要件に含まれる科目ですが、①②⑤の区分には、学則上、卒業要件に含まれない「自由科目」として開設していました。このことについて、①～⑤の科目区分のうち、少なくとも半数以上（社会の場合は、3区分以上）の一般的包括的科目が、卒業要件に含まれる科目となるように見直しをしなければ、学科の学位プログラムと教職課程との相当関係が確認できないという指摘でした。「科目区分の半数以上の必修科目が、卒業要件に含まれる科目でなければならない」ということが、審査基準や手引き等のどこに明示されているのかを確認したところ、「手引き」の170～177頁にある学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準をよく読んでくださいとのことでした。学科等の目的・性格と免許状との相当関係の考え方にそって解釈すると、このような指摘になるということですが、具体的に明記された部分はなく、納得のいかない部分もありました。しかし、少なくともあと1区分の必修科目が卒業要件に含まれる科目となるように見直しをしなければ、審査にはかけられないとのことでした。これを受けて、いったん持ち帰り、学部で検討することになりました。検討の結果、

## 事例報告① 政策創造学部

指摘事項（9/9～9/25）の内容

高一種免「公民」の教科に関する科目

	法令科目区分	一般的包括的科目の卒業要件上の扱い
①	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	○=卒業要件に含む
②	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○=卒業要件に含む
③	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	×=含まない

【6/27に確認】科目区分①～③のうち、半数以上（公民の場合2区分以上）の一般的包括的科目が卒業要件に含まれる科目となっているため、問題ないか？→問題ない。

【9/9～9/25に改めて指摘】③についても卒業要件に含まれる科目となるよう見直しをすること。

図4 9月9日から9月25日の間の指摘事項の内容

法学や経済学を専門とする政策創造学部において、現在「自由科目」に位置付けている「日本史」、「外国史」、「地理学」、「哲学」、「倫理学」、「宗教学」に関する科目を「専門科目」に含めることは、学部のカリキュラムポリシーにそぐわないとの判断により、中学校社会の申請を取り下げるという結論に至りました。7月31日に文部科学省へ課程認定申請の取り下げ届を持参・提出し、書類の差し替えを行いました。

以上のことより、政策創造学部については、高校公民のみを継続して申請することになりましたが、その後9月9日に、もう一度文部科学省より電話がありました。その際に説明があった内容が図4に示した内容です。引き続き申請をすることになった高校公民について、科目区分③の「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の区分に卒業要件に含まれる科目がなく、相当関係が確認できないので卒業要件に含まれる科目となるよう見直しをしてくださいということでした。この件に関しては、先述のように6月27日に文部科学省を訪問し、中学社会についての説明を受けた際に、高校公民の課程については、科目区分の半数以上（公民の場合は2区分以上）が卒業要件に含まれる科目となっているため問題ないということを確認していました。6月に対応された事務官と9月9日に連絡してきた事務官が別の方であったため、その旨を伝えたところ、確認の上、後日電話するとのことでした。しばらくして、6月に確認をした事務官は、9月に他部署へ異動していることが判明しました。その後、再度「政策創造学部の高校公民の申請については、このままでは委員会にかけられない」との説明を繰り返し受けました。しかしながら、本学としても、中学社会の取り下げを検討した際に確認をした上で申請しているものであり、今から委員会にかけられないと言われても納得できず、学内の理解も得られないので、一度文部科学省にお伺いして説明をお聞きしたいと伝えたところ、改めて連絡しますとのことでした。その後、しばらくして、電話があり、「今回は、このままでよいことにしますが、委員会で指摘があった場合は、対応してほしい。」との説明を受けました。以上が、申請書類を提出した後の「前半」の指摘で、審査にかかるようになった過程です。

## (2) 9月27日（後半）以降の過程

政策創造学部の「後半」の指摘について報告します。まず、9月27日にメールで事務的指摘の連絡がありました。第一に、シラバスについて、求められている内容が授業の中で取り扱われているかどうか不明確であるという指摘でした。例えば、公民の「教科に関する科目」の必修科目である「政治学入門」については、「国際政治」が取り扱われていることが不明確である。また、「教職に関する科目」の「特別活動論」については、模擬授業や教材研究が取り扱われていることが不明確であるということです。同じく、「〇〇入門（各テーマ）」のような各教員が独自にテーマを設定して行うような科目については、シラバスの内容を統一するか別々の科目として開講するようにとの指摘でした。本学では、科目名称に（各テーマ）という文言をつけて学則上は同一科目として開講し、授業内容は担任者によって異なるという科目を複数の学部で開設しており、そのうちのいくつかをこれまで「教科に関する科目」として申請し、認定されたケースもありました。しかし、このような科目は内容の担保ができないので、教職科目としてはふさわしくないということとされます。今回の申請においても、この指摘を受けて、「〇〇入門（各テーマ）」の科目は、「教科に関する科目」からははずすことにしました。

第二に、様式第4号の教育研究業績書についてです。「手引き」に記載されている注意事項どお



りになっていない場合、かなり細かく指摘がありました。一番多かったのは、共著の業績の担当ページ数が記載されているかどうか、本人の担当執筆部分が不可分な場合は、「共同研究により抽出不可能」の文言が概要欄に記載されているかということです。また、共著の学術論文についても、まずは、雑誌等に掲載されている学術論文のページ数を記載した上で、その論文のどの部分が本人の担当執筆部分であるのかということを入るようにとの指摘でした。また、業績欄の概要については、「手引き」に「具体的な内容がわかるように 200 字程度で記載すること」と記されているとおり、概要欄の文字数が少ないものについては「200 字程度で記載すること」との指摘でした。

第三に、10 月 31 日にメールで委員会からの指摘内容の連絡がありました。1 つ目は、「教職に関する科目」として開設している「人権教育論一部落解放教育を中心として一」という科目についてです。この中の「『一部落解放教育を中心として一』という文言は削除するように」との指摘でした。特に、理由の説明はありませんでしたが、教職科目の名称として「〇〇を中心として」といった文言はふさわしくないということではないかと思われま。

第四に、教員の業績についてです。「教職に関する科目」の「生徒・進路指導論」の担当教員についてでした。担当教員の「進路指導」に関する研究業績を追加するようにと指摘がありました。本学では、免許法施行規則の区分「生徒指導の理論及び方法」「進路指導の理論及び方法」の 2 つの区分に相当する科目として「生徒・進路指導論」1 科目を開設しています。この科目の担当教員は、元高等学校の教員で、生徒指導、進路指導ともに経験があります。しかしながら、過去 10 年間に執筆した活字の研究業績はすべて「生徒指導」に関するもので「進路指導」に関するものがなかったため、このような指摘がありました。この教員については「進路指導」に関する研究業績を追加できなかったため、「進路指導」の活字の研究業績がある教員とのオムニバスによる担当に変更しました。以上の委員会からの指摘内容について、11 月 14 日に見直し案を文部科学省へ送付しました。その後、文部科学省から連絡がないまま現在（2013 年 12 月 18 日）に至ります。

## 2. 事例報告② 総合情報学部

「事例報告②」として総合情報学部の申請の事例を報告します。総合情報学部は、1994 年に高槻キャンパスに設置された学部で、既に、高校の情報、数学、公民の教職課程の認定を受けています。これまで、高等学校の教職課程のみでしたが、学生から中学校数学の免許状も取りたいという強い要望があり、今回、図 5 に示したように中学校の数学の教職課程を申請することになりました。

事例報告② 総合情報学部			
学科	種類	免許教科	備考
総合情報学科	高一種免	情報	1994年に学部を設置
	高一種免	数学	
	高一種免	公民	
	<b>中一種免</b>	<b>数学</b>	今回の申請

図 5 事例報告② 総合情報学部

### (1) 事前相談の過程

総合情報学部の中学校の数学の申請においても、4 月 8 日に事前相談を行いました。この申請に

ついて一番懸念していたことは、昨年度の課題研究会で報告されたように、1 学科に複数教科の課程認定申請が近年難しいということです。総合情報学部は、1 学科で既に高校の情報、数学、公民の3教科の課程認定を受けています。したがって、新たに中学校の数学の免許状を追加で申請する場合、どのような扱いになるのかということでした。事前相談では、最初に、公民と数学が同じ学科に認定されるということは、近年ではありえないということでした。ただ、既に高校の数学の課程が認定されているので申請してもよいが、コース分けをして、学則上の定員管理をするように課程認定委員会で指摘があるかもしれないと説明されました。文部科学省の事務官も委員会でどのように判断されるかわからないが、とりあえず申請してみたらどうですかということでした。

総合情報学部は、文理総合の学部で、人文・社会・自然科学の分野にとらわれず、横断的に俯瞰できる能力を養うということを設置の理念としています。したがって、学部としては、免許教科別にコース分けをしたり、定員管理を行ったりするといった見直しはできないということでした。しかし、現状のまま、申請できる可能性が少しでもあるならば申請してみましようということ申請書類を提出しました。

総合情報学部の申請については、5月30日に申請書類を持参・提出して以降、複数回のやりとりが文部科学省との間にありました。結果的に、政策創造学部の中学社会同様、入口のところでいろいろな指摘があり、最終的には申請を取り下げましたが、取り下げに至るまでに、6月27日と7月22日の2回、文部科学省を訪問しました。まず、最初に、さきほどの政策創造学部の件とあわせて、6月24日に文部科学省から電話がありました。総合情報学部についての指摘も、申請の根幹にかかわることなので、一度、文部科学省まで来てもらえれば詳しく説明するとのことでした。これを受けて、6月27日に文部科学省を訪問しました。その際に受けた説明が図6の内容です。

## (2) 指摘事項の内容

第一に、「教科に関する科目」以外の数学に関連する科目（つまり、下支えする科目）の数が少なすぎるということでした。加えて、学位プログラム上も、情報や広告、デザインなど多様な科目の中から自由に必要単位数を修得すればよいことになっており、数学の専門性が確保できないということでした。そこで、数学の関連科目を増やし、その科目を学位プログラム上、相当数（10単位程度）卒業要件の必修科目とする見直しを行うように指摘がありました。

事例報告①の政策創造学部の例と異なるのは、総合情報学部の場合、数学の「教科に関する科目」は、すべて卒業要件に含まれる科目であるという点です。また、選択科目を含めると20科目40単位を「教科に関する科目」として開設しており、そのすべてが卒業要件に含まれる科目でした。し

### 事例報告② 総合情報学部

#### 指摘事項の内容(6/24～6/27)

- ・「教科に関する科目」以外の数学に関連する科目（下支えする科目）の数が少ない。また、多様な科目の中から自由に必要単位数を修得すればよい学位プログラムとなっており、数学の専門性が確保できない。数学の関連科目を増やした上で、それらの科目を相当数、卒業要件に含めること。
- ・当該学部でないと養成できない「数学」の教員像が不明確。様式第8号（ア）を見直すこと。
- ・学科を免許教科ごとにコース分けして、定員管理を行ってはどうか。

図6 指摘事項の内容

たがって、科目数としては十分であると考えていました。また、様式 8 号ウに「教科に関する科目以外の免許状と関係のある科目」を記載する欄があります。その欄には、情報の「教科に関する科目」と一部重複するものも含めて 32 科目 64 単位を記載していました。免許状に関連する科目を相当数開設するという場合の単位数は、昨年度の全私教協による申請大学のアンケート結果を参考に、教科に関する科目を含めて 15 科目 30 単位程度と想定していました。したがって、科目数は十分であると認識していました。この点については、文部科学省の事務官にも伝えました。しかし、学科としてまず 8 号様式のアに数学の教員を養成するコンセプト（理念）を示し、それが、科目や学位プログラムに具現化されているというストーリーを形として整える必要があります、そのためには、「数学の関連科目を増やし、その科目を学位プログラム上、相当数、卒業要件の必修科目とする」とことと「総合情報学部でないで養成できない数学の教員像を 8 号様式のアで明確にする」という 2 点が不可欠であるとのことでした。さらには、「学科を免許教科ごとにコース分けて定員管理をしてはどうか」ということと「既に認定を受けている公民は、学科の専門性ととの相当関係が薄いので取り下げをしたほうが、学科としての教員養成の理念を明確にできるのではないか」というアドバイスがありました。事務官としても、課程認定委員会で説明する根拠が必要であるので、委員会にかけられるように考えてほしいとのことでした。併せて、4 月 8 日の事前相談の際に、近年の審査の状況では、1 学科に複数教科の課程を置く場合、学科をコース分けて学則上の定員管理をするよう委員会で指摘があるかもしれないが、既に高校数学の課程があることから、とりあえず申請してみてもどうかということであったが、このままの内容では、審査にかけることもできないのかということを変更して確認しました。これについては、昨年度の他大学の状況をふまえると、現状のままでは審査にかけても取り下げ勧告を受ける、もしくは一般審査ではなく学長面談が必要な慎重審査になる可能性が高いとのことでした。

## (2) 指摘事項の見直し

以上の指摘内容について、いったん持ち帰り、大学において学部として検討することになりました。ただし、先述のように、総合情報学部は、学部設置の理念上、免許教科別にコース分けをしたり、定員管理を行ったりすることはできないというのが大前提としてあります。また、学部として、文理総合の学部ですので、数学の免許状取得を希望しない学生にまで、一

律に数学関連科目を卒業要件上の必修とすることはできないということは、どうしても譲れないとのことでした。この時点で、申請するにはかなり無理があったのですが、先生方も学部としてできる限りのことをやって、それでもダメなら申請を取り下げることになりました。そこで、図

### 事例報告② 総合情報学部

見直しの内容 (7/18)

- ・ 様式第 8 号 (ア) 「理念」の見直し
- ・ 様式第 8 号 (ウ) 「教科に関する科目以外の免許状と関係のある科目」を精査
- ・ 教科に関する科目の必修科目に演習科目を 2 科目新設
  - ※ 「数学関連科目を卒業要件に相当数含める」「学科を免許教科ごとにコース分けて定員管理を行う」ことは、学部設置の理念上困難という結論。

指摘事項の内容 (7/22)

- ・ 「教科に関する科目」の必修科目を増やすだけでなく、相当数の科目を卒業要件上の必修科目とすることが必要。  
⇒ 持ち帰り検討した結果、申請を取り下げ。




図 7 指摘事故の見直しの内容

7に示した見直しを行いました。見直し案については、文部科学省は遠方なのでメールで対応しますとのことでしたが、結局、本学の見直し案が根本的に文部科学省からの指摘をふまえたものではなかったため、再度訪問することになりました。7月22日に文部科学省への2回目の訪問をしました。文部科学省の方も、何か工夫をして申請できないかということで親身になって相談にのってくださいました。しかし、結局、前回の話から進展はなく、見直しの期限として提示されていた7月末も迫っていたため、時間切れのような形で申請を取り下げることになりました。

以上が、今年度の本学の課程認定申請の事例報告です。申請書類を提出したにも関わらず、そのうちの2教科を取り下げるという残念な結果になりました。

### 3. まとめ

最後に、今回の申請をふりかえって私自身が感じたことを5点あげたいと思います。

1点目は、「事前相談で確認できることには限りがある」ということです。事前相談の時期には、非常に多くの大学が相談に訪れます。事前に資料は送付しても、事務官は相談日までにその資料にじっくり目を通すということできないのではないかと思います。また、今回、事前相談を含めて、何回か文部科学省を訪問しましたが、以前の事前相談の話の内容は、ほとんど事務官の記憶にないという印象を抱きました。

2点目は、「これまでどおりの申請は難しい」ということです。本学では、これまで新しい学部を設置に伴い、当然のように教職課程を申請してきました。しかし、今後は、まずは教職課程を置くかどうかということ、学部として真剣に考えていただく必要があると思いました。

3点目は、「手引きには忠実に」ということです。当然ですが、「手引き」に記されていることは、すべて指摘の対象になるということを実感しました。

4点目は、「学部教員との連携が大切である」ということです。今回は、申請の一部を取り下げるという結果となりましたが、複数回にわたり文部科学省を訪問する中で、学部の先生も同行し、学部の先生が理念やカリキュラムを丁寧に説明していただくことで、文部科学省の事務官にも親身になって相談に乗っていただいたと感じています。申請書類の記載や体裁が、「手引き」の注意事項どおりになっているかということももちろん大切ですが、やはり一番重要なのは、8号様式にどんな教員を養成するかという理念があり、それが科目や学位プログラムに具現化されているという点です。この点については、やはり学部の先生方の協力が不可欠であるということを実感しました。

5点目は、「既存の教職課程についても見直しが必要である」ということです。特に、今回の政策創造学部の社会科が受けた指摘内容は、本学の人文社会系の多くの学部の教職課程に共通しています。したがって、特に影響が大きい事項です。しかしながら、一方で、今回、本学が指摘を受けた事項については、「手引き」や審査基準等にも明確に明文化されているわけではありません。また、同一年度の中でも事務官による話の内容が異なるということもありました。次年度以降も同様の指摘があるかどうかという点については、しばらく状況を見守りつつ検討する必要があるのではないかと思います。

以上で、関西大学の報告を終わります。

## [研究報告]

### 課程認定申請大学からの事例報告③ ～本年度大学院専修免許状申請について～

近畿大学 境 健 太

今年度、本学では大学院において以下のとおり課程認定申請を行いました。  
なお、報告時の発表資料を添付しました。適宜、参照してください。

#### 総合文化研究科

- ◆日本文学専攻 (中専免・高専免国語)
- ◆英語英米文学専攻 (中専免・高専免英語)
- ◆文化・社会学専攻 (中専免社会、高専免地歴、高専免公民)
- ◆心理学専攻 (高専免公民)

#### 生物理工学研究科

- ◆生体システム工学専攻 (中専免・高専免数学)

ここ数年の課程認定に関する状況を文部科学省の説明会や全私教協の研修会で聞いていたため、本学では2年前から、教員養成カリキュラム委員会において、学部の事務担当者および教員に対して課程認定の「手引き」(抜粋)を配付し説明をするなど、その状況を伝えていました。

そのため、今までより早い段階で担当者と打合せができ、「手引き」に応じた必要書類の確認、提出までのスケジュールの確認等ができました。その後申請予定科目を決め、事前相談に向け書類を準備していたところに、文部科学省から今年度申請用の手引きが届き「教科に関する科目」を担当するすべての教員についての、履歴書、研究業績書が必要であることがわかりました。

申請書類提出までに流れは以下のとおりです。添付資料も参照してください。

平成24年11月 教員養成カリキュラム委員会

- ・中教審答申、課程認定の「手引き」の説明

平成25年1月～3月 事前相談に向けての準備

- ・申請科目の決定
- ・様式8号の作成(教職教育部教員、学部(研究科)教員との連携)

平成25年4月 事前相談

- ・生体システム工学専攻(数学)について学位の種類(工学)と免許状の種類について指摘



授業科目、シラバスと学習指導要領との関係を示す書類を提出することで対応した。

平成25年4月

学部（研究科）教員への説明会

- ・シラバスの記載方法
- ・履歴書、研究業績書の記載方法

※配付資料・・・課程認定の「手引き」（抜粋）、申請校種、教科の学習指導要領（本文）

平成25年5月30日 申請書類提出

前述のとおり、今年度の大きな変更点は、全教員の履歴書等が必要となったため、不備の無い書類が作成できるよう、可能なかぎり教員に集まっていただき、シラバス、履歴書、研究業績の説明を行いました。事前に担当事務とも調整できていたため、円滑に遂行できたと感じています。

申請後の指摘については、大学院の申請ということもあってか、大きな指摘はありませんでした。しかし、例えば添付資料にも示したとおり、「単著書について、総ページ数を記載お願いします。」など細かい指摘が複数ありました。

私は現在約6年間教職課程を担当していますが、大事なことは情報を共有することだと考えています。本学では、教職課程に関する事務は、私が所属している学務部で取り扱っていますが、当然のことながら、免許申請は学科や専攻単位で行うこととなります。つまり、新設や改組があった場合、教職課程を申請するかどうかは、学科や専攻で決めることとなります。担当している部署だけが、課程認定申請に詳しいだけでは意味がないと感じていますので、いかにこの状況を広く伝えて行くのかを考え、業務を進めているところです。

## 課程認定事例報告(大学院)



近畿大学  
学務部

境 健太  
2013.12.18

### 新設・改組による課程認定申請

#### 総合文化研究科

- ◆日本文学専攻 (中専免・高専免国語)
- ◆英語英米文学専攻(中専免・高専免英語)
- ◆文化・社会学専攻(中専免社会、高専免地歴、高専免公民)
- ◆心理学専攻(高専免公民)

#### 生物理工学研究科

- ◆生体システム工学専攻(中専免・高専免数学)

## 学位の種類

### 総合文化研究科

- ◆日本文学専攻 修士(文学)
- ◆英語英米文学専攻 修士(文学)
- ◆文化・社会学専攻 修士(文化学)、修士(社会学)
- ◆心理学専攻 修士(心理学)

### 生物理工学研究科

- ◆生体システム工学専攻 修士(工学)



## 基礎となる学部、学科及び免許状の種類(様式2号概要)

### 総合文化研究科

- ◆日本文学専攻
  - 文芸学部文学科日本文学専攻(中・高国語)
- ◆英語英米文学専攻
  - 文芸学部文学科外国語外国文学専攻(中・高英語)
  - 文芸学部英語コミュニケーション学科(中・高英語)
- ◆文化・社会学専攻
  - 文芸学部文化・歴史学科(中・社・高・地歴、公民)
  - 総合社会学部総合社会学科(中・社・高・地歴、公民)
- ◆心理学専攻 修士(心理学)
  - 総合社会学部総合社会学科(高・公民)

### 生物理工学研究科

- ◆生体システム工学専攻 修士(工学)
  - 生物理工学部システム生命科学科(中・高数学、高・情報)
  - 人間工学科(中・高数学)





## 申請までの流れ

24年11月

### ◆教員養成カリキュラム委員会

- ・24年8月の答申(教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について)の説明
- ・課程認定申請の手引き(抜粋)を配布、説明

近年の課程認定申請の厳しさを各学部教員、事務員に伝える



## 申請までの流れ

25年1月

### ◆学部事務担当者との打合せ

- ・課程認定スケジュールの確認
- ・必要書類の確認
- ・書類作成の注意事項の確認
- ・様式ごとの担当割を確認
- ・申請予定科目の確認

当該事務部に書類作成の質、量を理解してもらう



## 申請までの流れ

25年2月～3月

### ◆事前相談に向けての準備

#### ・様式8号の作成

教職教育部教員と当該学部(研究科)教員との連携

学習指導要領を意識した  
理念、目的の作成

## 申請までの流れ

25年4月上旬

### ◆事前相談(生物理工学研究科のみ)

#### ・学位の種類と免許状との関係について指摘

→基礎となる学部において一種免があるため  
OK

#### ・理念、目的を達成するための科目が開講されているかどうかの確認

科目、シラバスの内容と学  
習指導要領との関係を示  
す書類を提出するよう指示

## 申請までの流れ

25年4月下旬

### ◆事前相談(生物理工学研究科、総合文化研究科)

- ・生物理工学研究科  
→学習指導要領との関係を示した書類の確認
- ・総合文化研究科  
→科目配置について多少の指摘



## 申請までの流れ

25年4月下旬

### ◆当該学部(研究科)担当教員への説明会

- ・シラバスの記載方法
- ・履歴書、研究業績書の記載方法

#### 配付資料

- 課程認定申請手引き抜粋
- 学習指導要領(本文)
- 申請科目と施行規則に定める科目区分対比表

ルール(手引き)通りに作成してもらうことの確認



## 申請までの流れ

25年4月下旬～5月下旬

### ◆書類作成

- ・関係部署との調整  
（総務、施設、図書館）
- ・申請書類のチェック

### ◆申請書類提出【5月30日】



## 指摘事項

- ・9月25日メール（諮問は9月20日）
- ・期限は10月7日

### 指摘内容（重複が多かった）

- ・単著著書について、総ページ数を記載願います。
  - ・学術論文について、学術雑誌上の掲載ページを記載願います。
  - ・学位論文については、総ページ数記載願います。
  - ・共著業績について、単独執筆ページがわかるよう記載願います。
- 抽出が難しい場合は、「共同研究により抽出不可能」と記載してください。



## 指摘事項に関する手引き掲載箇所(手引き66ページ、67ページ)

「研究業績等に関する事項」について

- ⑥ 「著書、学術論文等の名称」欄は、以下の点に留意の上、それぞれ記載すること。
- 「著書」については、書名を記載すること。
  - 「学術論文等」については、国際学術雑誌、学会機関紙、研究報告等に学術論文として発表したものの題名を記載すること。学位論文については、その旨記載すること。
- ⑦ 「単著・共著の別」欄は、当該著書等に記載された著作者が1人である場合には「単著」、著作者が複数いる場合で単独執筆ページがある場合は「共著」と記載すること。
- なお、学術論文等の「単著・共著等の別」は、論文自体の単著・共著であり、掲載媒体の単著・共著ではない。
- ⑧ 「発行又は発表の年月」欄は、「平成〇〇年」のように年号で記載すること。なお、過去10年以内（※申請年度が平成25年度であれば、平成16年4月1日から本調査記載日までの間）の事項のみを記載すること。



## 指摘事項に関する手引き掲載箇所(手引き66ページ、67ページ)

- ⑨ 「概要」欄について
- 事項ごとに、形式的な内容（簡単な小見出しなど）ではなく、具体的な内容がわかるように200字程度（150字～250字）で記載すること。
  - 著書、学術論文等、教育実践記録等、その他のいずれの場合においても、「共著」の業績については、本人の担当執筆部分の概要及び掲載頁（pp.〇〇～〇〇）を記載すること。  
また、本人を含めた著者全員の氏名を漏れなく（著者が非常に多数にわたる場合は、本人を含めた上で、主要な著者のみ）記載すること。その上で、本人の氏名に下線をひくこと。
  - 「共著」の業績について、共同研究により、本人の担当執筆部分が不可分な場合は「共同研究により抽出不可能」と記載すること。



◆差替え、抜刷り提出(10月24日)

提出書類

・教科に関する科目のため様式2号のみ



以上です。  
ありがとうございました。



## [研究報告]

### 課程認定申請大学からの事例報告④ ～摂南大学の指摘事項を中心に～

摂南大学 根 来 実 穂

本学では、大学院研究科の課程認定を申請しました。申請業務を行う中で、特に気になった点等について報告します。

#### 1 本学の教職課程について

本学の教職課程を有する学部学科は、以下のとおりです。

(学部)

理工学部	生命科学科	理科（中・高）
	住環境デザイン学科	数学（中・高）、工業
	建築学科	
	機械工学科	
	電気電子工学科	
	都市環境工学科	
外国語学部	外国語学科	英語（中・高）、中国語（中・高）
経営学部	経営学科	社会、公民、商業
	経営情報学科	商業、情報
法学部	法律学科	社会、地理歴史、公民
経済学部	経済学科	社会、地理歴史、公民

上記の学部学科を基礎とする大学院研究科において、以下の教職課程を有しています。

(大学院)

工学研究科	社会開発工学専攻	工業
	機械・システム工学専攻	工業、情報
	電気電子工学専攻	工業
経営情報学研究科	経営情報学専攻	商業、情報
国際言語文化研究科	国際言語文化専攻	英語（中・高）

今年度は、工学研究科および経営学研究科の改組に伴い、以下のとおり教職課程の認定申請を行いました。

理工学研究科	生産開発工学専攻	工業
	生命科学専攻	理科（中・高）
経済経営学研究科	経営学専攻	商業

## 2 今年度の課程認定申請の変更点について

- ①申請スケジュールが、昨年度に比べて1ヶ月程度早くなったこと。
- ②大学院研究科における履修規定の整備について、昨年度、指摘された大学が多くあった為、準備をして臨んだこと。
- ③教員審査省略がなくなったため、全ての教員に対して履歴書、研究業績書が必要になったこと。

## 3 事前相談での指摘

- ①以前から言われていたことではあるが、修論指導にあたる科目は適当でないと指摘されたため「理工学特別研究」「ゼミナール」「各特論演習」等の科目は取下げたこと。
- ②大学院研究科の様式第2号の免許法施行規則に定める区分は、「教科に関する科目」として記載するようになっているが、シラバスの免許法施行規則に定める区分欄には、以下の例のように「理科の関係科目『生物学』」と記載するよう指摘されたこと。

教科に関する科目：シラバス			
授業科目名： 分子生物学	教員の免許状取得のための 選択科目	単位数： 2単位	担 当 教 員
科 目	教科に関する科目（中学校及び高等学校）		
施行規則に定める 科目区分	理科の関係科目「生物学」		
授業の到達目標及びテーマ			

## 4 設置審にかかる指摘に伴う変更等

設置審の指摘によるシラバス変更およびオムニバス教員の追加があった。設置申請、届け出等に必要書類と教職課程認定申請に必要な書類は異なるため、学内で情報共有等の連携が不可欠である。



## 5 その他

抜き刷りの作成要領が、申請書提出時と指摘事項修正後とで内容が変更され、シラバスにおいては「教科に関する科目」が不要となった。

申請に当たってシラバスの内容は、特に重要視しているもので、その点において矛盾を感じた。

### 最後に・・・

教職業務に関わる事務職員として大切なことを以下に3点示した。

#### ①情報収集

研究会や教免事務勉強会などに積極的に参加し、情報収集に努めるとともに、他大学の職員との交流を持つことで、日常の課題について話し合える体制を作っておく必要がある。

#### ②課程認定申請後の教職課程の維持

認定後の教職課程を維持するためには、課程認定基準に基づき、シラバス作成時のチェック体制、カリキュラム改正、教員組織等を関係部署において意識して業務を行うこと。また、教員養成政策の動向に関する情報を共有し、教職課程に対する大学全体の組織体制が必要である。

#### ③適度な刺激

教職課程実地視察や課程認定申請において文部科学省から指摘された内容は、教職課程の組織体制づくりに役立てることが出来る良い機会だと捉え、取組むことが大切である。

## [研究報告]

# 課程認定申請大学からの事例報告⑤ ～「学位プログラムと教職課程との相関関係」を中心に～

神戸女子大学 多 畑 寿 城

本学の教職課程の現況は以下のとおりである。平成 24 年は 1,668 名が教職課程を履修し、教育実習生数 535 名であった。本学は、平成 26 年度からのスタートをめざし、平成 25 年度に課程認定申請を行うべく準備を進めてきた。

### 1. 申請対象学科

学科名称は「健康スポーツ栄養学科」であり、学科の分野は「体育関係・家政関係」であり、学位は「栄養学」であった。本学科に中学校一種免許状（保健体育）と高等学校一種免許状（保健体育）の課程認定申請を行うため事前相談に臨んだ。

なお、当学科は、すでに栄養教諭二種免許状の課程認定を受けている。

結論から述べると、1 回目の事前相談の内容を受け、学内において協議の上、申請を行わない決定をしたのである。

事前相談の様子、指摘事項を以下に記す。

まず挨拶もそこそこに「この申請止めますか？本来なら、わざわざ東京までお越しいただくこともなかったのですが、学科の名前、学科の分野などが、申請されようとする教科と関係がないこともないので、お話は伺ってみようと思ってお越しいただきました。」と先制パンチを浴びることになった。これは、「学位プログラムと教職課程との相当関係」の確認である。

学科の名称に「スポーツ」を冠しており、学科の分野も「体育関係」ではあるが、学位が「栄養学」であることにこだわりが示されたのである。

「教科に関する科目」として 25 単位を必修とし、各科目区分に科目を配した。しかし、「科目区分『体育実技』に開設する科目に学習指導要領で示された実技種目（7 領域）が網羅されていないなど、余りにも貧弱である」と指摘された。開設科目は、一般的包括的内容を含むものとして、シラバスには領域を網羅する内容にしていたが、最低でも実技種目（7 領域）を各 1 科目（計 7 科目）は開講する必要があるとのことであった。

申請様式第 8 号ウ（具体的な履修カリキュラム）の「教科に関する科目以外の免許状との関係のある科目」欄、いわゆる「下支えの科目」であるが、18 単位以上が卒業要件に算入できる科目として開講されている。「教科に関する科目」に開設しようとするものとの合計で 43 単位である。しかし、これが少なすぎる（貧弱である）というのである。つまり、学科の専門科目（学位プログラム）として体育関係の科目（43 単位）が少なすぎるということである。相当数の体育関係科目（教科専門科目）が卒業必修科目として必要であり、これら体育関係の科目の履修・単位取得のみで免許教科に相当する学位取得が可能かということである。

学位プログラムとの相関関係からいうと、教科「保健」であれば認定される可能性はあり、「保健体育」にこだわるならば、学位を「体育学」、「スポーツ栄養学」などに変更するような学科内容（学位プログラム）とした上で、既設の栄養教諭の教職課程と別コースを設けて入学定員を設定し、体育の科目を相当数卒業必修として開設するぐらいでなければ認定は難しいとのことであった。

もしこの申請をしても、学長、学部長を対象に面接審査を行い、昨年度までの経過からみても、結局申請を取り下げてもらうことになる可能性が高い旨が伝えられ、申請しない方がよいと示唆された。

学位の変更は学科の設置理念を根本から変える必要があり、到底できることではなく、免許教科の変更も「保健体育」の教員養成を行いたいという以下に示した学科の理念に反するものであり、いずれにしてもこの度の申請は見送るしかないとの決断に至った。

#### < 学科の教員養成の理念（抜粋） >

「健康づくりは、栄養・運動・休養の3本柱に対する深い理解と実践力が必要である。本学ではこれまで栄養学を主体とする多くの教育・研究を重ね、日常生活における食と栄養の重要性を説いてきた。しかし、少子高齢化社会や健康を脅かす主体的な疾病の生活習慣病の増加、運動不足からくる体力の低下などは、人々の生活を大きく変える要因となっている。健康寿命を延長させるためには、子どもの時からの計画的な健康教育の推進と、国民全体の健康意識の向上と、継続して実施する態度が重要である。現在、健康日本21にみられるような日本の健康推進計画への取組はほとんど成果を上げておらず、本学科のように栄養と共に運動やスポーツの役割を理解し、子どもから高齢者に至るまでの健康管理について情熱を持って実践することが可能な教員の育成は急務である。栄養と運動に対する専門的知識を有し、国民が抱える困難な課題に意欲的に取り組み、さらに幅広い豊かな教養をもった実践的指導力と使命感のある、日本でこれまでにない保健体育教諭の育成を目指そうとしている。」

この経験から、課程認定基準など特に「学位プログラムと教職課程との相当関係」をしっかりと押さえておくこと、つまり教員も職員もその意味を十分に理解しておくことが大切であることを改めて感じた。

「学位プログラムと教職課程との相当関係」を重視することは、当然学科等の目的・性格と免許状との相関関係があり、「免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が当該学科の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定する」という教職課程認定基準に示されているとおりである。これは、教科専門性を確保しようとするものであるが、いわゆる「下支えの科目」を重視することは、現免許法における教科専門（教科に関する科目）の最低必要単位数の少なさを示唆しているのではないかと感じた。

教職課程担当の職員が、教員養成全般についてかなり勉強していなければ、即座に対応しにくい

状況になってきている中で、教務課に配属された職員が教職課程の運営と質の維持向上を目指し、サポートしていくのは容易なことではない。もはや教務課の片手間での教職課程の業務の担当は厳しいと感じている。

神戸女子大学では7年前に教職支援センターを設置したが、以上のような考え方も基本の一つに置いた経緯がある。今後、ますます教職支援センター的な部門の役割が大切になってくるであろう。

## [2013 年度第 3 回課題研究会]

### 質疑応答の記録

テーマ：「教職課程に係る事例報告」

日 時：2013 年 12 月 18 日（水）14：00－17：20

場 所：大阪産業大学 東部キャンパス AMC 5 階ホール

話題提供：

第Ⅰ部 実地視察大学からの事例報告 ～指摘事項を中心に～

伊藤 博氏（大手前大学）

第Ⅱ部 課程認定申請大学からの事例報告 ～指摘事項を中心に～

松宮 慎治氏（神戸学院大学）

阿蘇 さやか氏（関西大学）

境 健太氏（近畿大学）

第Ⅲ部 その他の参考事例報告・コメント

根来 実穂氏（摂南大学）

多畑 寿城氏（神戸女子大学）

司 会：高倉 健氏（大阪経済法科大学）、内藤 裕子氏（大阪学院大学）

記 録：八木 成和氏（四天王寺大学）

**質問者 A：** 興味深いお話ありがとうございました。3 頁の教育課程について、ここで 2、3 お尋ねします。1 点目は、総合文化学科で、たくさんの免許状を出しておられます。その際、お話の中では、所属しているところの免許状を取った上で、それ以外のところを取らなければならないということ強調されたと思うのですが、私どもの大学では、他学科聴講という言い方をしていますが、必ずしも所属している学科や学部で認定を受けている免許状を取らなくても取れるというふうにしています。しかし、それはまずいというか、まずい根拠があるのかどうか、お尋ねします。

2 点目は、たくさん勉強をさせるということで、最低の 20 単位以上に、選択科目をできるだけ多く履修させるよう指導しているということですけど、これは実際どうなのでしょう。私どもの大学では、履修制限というのがあって、1 年間に取れる単位数が決まっているわけです。その中に入れ込んでしまうと、卒業に必要な単位が取れなくなるということが出てきます。そのあたり、先生の大学では、卒業に必要な単位と別の枠にしているのか、履修制限というものがあるのか、ないのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

3 点目は、総合文化学科の社会科の課程が基準をみたしていないという指摘があって、具体的にどういう点でみたしていないという指摘だったのかということも、よろしければ教えていただきたいと思います。以上です。

**伊藤：** まず、所属のところで教員免許状を取るよにということは、文部科学省の方が言われます。課程認定をしたときに、所属のところの教員免許状を取るよに認可しているはずだということ

言われます。ということは、所属外のところで取る場合は、所属したところを取っておいて、副免許状で取る必要があると、こちらは解釈しています。だから、主免許状を取っておかないとまずいというのは、文部科学省の指摘ですので、主免許状は必ず取るというかたちかなと思って指導を受けています。それが一つ目です。

二つ目ですけど、私たちの大学では、履修制限は設けておりません。教職は、卒業要件外でやっております。そういうかたちで、別枠でやっております。

三つ目の質問ですが、「哲学」というのが、部分的に残ってしまいました。いくつか社会の分があるんですけど、この部分を、「哲学」を入れたまま別の枠にせずに、うっかり忘れていました。削る作業をなくしてしまっているのが、指摘を受けてしまう。従って半分以上を所属の総合文化学科でやらないといけないのに、6割が「哲学」だったために、それを戻す必要があるのが、半分以上という基準に触れてしまったということです。以上です。

## 【報告】

# 神戸市教員の資質向上連絡協議会年次報告（2013年度）

大阪音楽大学 藤本敦夫

2013年度は第1回が2013年10月に、第2回が2014年1月に開催された。教育委員会教職員課と各校園長会代表及び神戸市立学校園に教育実習を依頼している各大学教職員代表の三者が参集した。2009年度以降、第1回が教育実習の実施状況全般と既に教育実習を終えた学校園におけるアンケート調査結果報告、次年度へ向けての改善事項、教員採用試験の実施状況、教員の研修に関する報告等が中心となり、第2回は秋の教育実習の実施状況に関する報告、教員採用試験の結果と次年度以降の見通し、新任研修の実施状況に関する報告等と協議が中心となっている。この数年、本年次報告で書き続けてきた事であるが、教育委員会の教育改革への自主的かつ自由な発想に基づく問題提起が興味深く、大学にとっても多くの示唆を与える内容となっている。本年度は、特に教育委員会や学校園長会から、求める教員像や大学における教育について重要な視点の提供があり、今回の報告は協議会当日の雰囲気も含めて、それらを中心に紹介する。

### 【教員に求めるものと大学教育の在り方をめぐって】

#### ①若い人を育てる視点としての「広さ」の重要性

第2回協議会の冒頭、指導部長の挨拶は1月11日に実施された新任予定者自主研修会におけるエピソードの紹介から始まった。

研修会の開会に当たり、指導部長はこう切り出したようだ。

「本日は（1月11日ということ）1が三つ並んで大安…じゃなくて実は仏滅で…」

指導部長によれば、「普通なら笑うところ」なのだが、340人以上集まった新任予定者の誰も笑わなかったそうである。真面目なのだが、どうも人としての広さが欠けているのではないか、ということに危惧しておられた。

その後、新任予定者に対して二つの質問を投げかけたが、これについても心配なことがあるということである。

質問その1：「選挙で投票に行っているか？」

これに対する新任予定者の回答は「行っている」が95%だったそうで、これには当日の協議会出席者からも「ほう」という声があがったほどだ。意識の高さと見ることができるだろう。だが…

質問その2：「新聞を読んでいますか？」

ここで、指導部長は協議会出席者から校長会代表と指導課員各1名を指名して「どのくらいが読んでいると答えたと思いますか」と質問をされた。それぞれ、「7割くらいでしょうか」「6割から7割」と答えられた。その答えを受けた上で指導部長は正解を教えてくださいと、これには我々も耳を疑った。

「私も、まあ最低5割くらいはいくかな、と思っていたのですが、5%でした。」

5割どころか5%！この時は特に大学代表の側に動揺が走ったように思えた。

「今の若い人は、ニュースもネットやケータイで必要なものを取り出して読んでいる。新聞は必要な記事以外の記事も目に入る情報の宝庫であり、雑学の宝庫。情報の引き出しを広げてもらわないと…」

当日の指導部長の話の再現に紙幅を費やしてしまったが、神戸市教育委員会の考え方が良く表れていると思われる。過去数年、この協議会において「雑学」や「広さ」の重要性が教育委員会関係者から指摘されてきた。これに対して、大学の教育はそういった広い視野を獲得する場になっているかどうかが問われている。そのことは、次に紹介する校長会からの教育実習生に対する評価においてより鮮明なものとなった。

## ②教育実習生に対する評価と大学の在り方～豊富な体験と学ぶ姿勢の重要性

第2回の校長会からのアンケート結果報告の中で、大変重要な指摘があった。実習生に対する全般的評価としては「使命感・意欲」や「服装・言葉遣い・振る舞い等」について、年々向上しているとされたが、しかし、それは「問題がない」ということであって、「教員としての適性」があるかどうかという項目では数字ががくんと落ちるのである（数字を示したいところであるが、これまでマル秘扱いとされてきた文書なので割愛する）。これは何を意味するか。以下、校長会代表の発言から要旨をまとめてみる。

「座学は優秀だが、人を相手にするとなると多様な経験が足りない」

「大学がきちんと授業をやって学生も真面目にやっているのはわかるが、それで社会で生きていく力になるかどうか」

「『リュック一つで日本一周』と、そこまではいかななくても、たくましさ・体験の豊富さが足りない」

「大学の授業が手取り足取り親切になっているのを感じるが、それは高校の延長になってしまっているのではないか。むしろ自ら学ぶ『姿勢』を身につけさせていただきたい」

概ね以上のような内容であり、表現は柔らかいが今日の日本の大学と政府の大学改革に対する暗黙の、しかし痛烈な批判を含んでいると筆者は受け取った。この間の文部科学省の教員養成政策が求める教員像は、教育現場が真に求める人物像と乖離していると筆者は考えてきたが、その思いを一層強くした次第である。

なお、小学校長会によるアンケート結果は従来マル秘扱いの冊子の形で協議会出席者に配布されていたが、今回、冊子ではなくダイジェストのプリントが配布された。この点について理由を質したところ、「今回の調査では過激な表現があったため」とのことであった。内容は推察するしかないが、大学としてこのこと自体も真摯に受け止めるべきであろう。

## ③初任者研修で浮き彫りになったこと～自立の意味

過去数年、第2回において初任者研修の状況調査の結果が紹介されている。ここにも、教員に求められる資質に関する重要な示唆を読み取ることができる。

初任者の不安や悩みは多様であり、また深いことがアンケート調査の結果から読み取れるが、それらについて、教育委員会としては「真面目さ・熱心さの表れ」と、まずは肯定的に評価して行こ



うという姿勢が顕著であり、教育委員会が初任者に対して基本的に暖かく見守る目をもっていることが強く感じられた。ただ、それでも残念ながら、不適応を起こす初任者は毎年出てくるという。教育委員会の説明によれば、不適応を起こす初任者にはある傾向が見られるとのことであった。すなわち、「全部自分で抱え込む。真面目なほど嵌まってしまう」そうだ。

初任者への指導に当たっては「自立しなさい。自立するというのは何でも自分でやるというのではなくて、周りの人と一緒にすることなんですよ」という助言をしているとのことであるが、これも協働の体験の少なさに起因するものなのかもしれない。「周囲から可愛がられる教師は伸びていく。これも今の時代には必要な資質です」という言葉が印象的であった。昨年度の協議会でも話題に上ったと記憶しているが、周囲に「助けて」と言えるのも重要な資質であり、それを受け止められる学校組織の雰囲気作りも重要な課題であろう。

### 【教育実習生への教員志望意思確認の在り方について】

第一回協議会において、筆者は実習生に対する現場での意思確認にいささか「行きすぎ」のケースがあることを指摘し、教育委員会の見解を質した。具体的には、実習生に対して実習校の指導教員が教員採用試験受験の意思を執拗に問いただし、実習生があまり良くない思いをした事例があったことを例とした。

この質問に対する教育委員会の回答は従来同様、「その年の採用試験を受験するということまでは要件としていない」とのことであった。ただ、これはおそらく回答者の個人的見解ではあると思われるが、「教員採用試験を受けるかどうかどころか、教員にならなくても本当はそんなことは問題ではなくて、肝心なのは実習に覚悟と熱意を持って臨んでもらうことです」と仰られたことに筆者は強く感銘を受けた。

学生気質の多様化により、実習生も多様化している。送り出す大学の責任も重大だが、教育委員会のこうした姿勢は大学として実習生に心構えを説く上で、大変説得力のあるものであると感じた。

### 【終わりに】

今回の年次報告は、個別の事項に関する内容はほぼ例年通りとして詳細は省いた。むしろ、神戸市教育委員会の求める人物像と大学への期待をクローズアップしたかったからである。中央教育審議会・文部科学省の最近の政策文書が求める教員像は、筆者の理解では「広さ」よりも狭い分野でのテクニカルな資質が強調されているように思えてならないのだが、果たしてそれで良いのか。神戸市教育委員会の求める人物像はそれを考える重要な視点を提供してくれている。筆者は近年の神戸市教育委員会の主体的な姿勢、新しい教員像を自らの言葉で語る自主的な姿勢に共感し、また、教員養成側として良好な信頼関係を維持してこれたことにも感謝している。

一方、政府は教育委員会制度の根幹にかかわる法改正を含む改革案をまとめつつあり、今国会にも法案提出が予想されている。改革をめぐる議論については広く報道されているが、筆者としてはいささか心配になっている。この間、教育委員会の閉鎖性といった負の側面ばかりが強調されるきらいがあるが、関係諸機関とのオープンな連携等、主体的な活動を展開している神戸市のような例もあるのである。改革案が教育委員会への政治主導を強めることが危惧されるが、戦後教育行政改革の基本原則である、教育行政の独立性や自主性が損なわれないことを願うものである。

## [教員免許事務セミナー報告]

# 平成 25 年度 教員免許事務セミナーの実施について（報告）

摂南大学教務課・教員免許事務セミナー運営委員 根 来 実 穂

阪神教協では、平成 23 年度の試行的な開催を経て、教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」を平成 24 年度より新たな活動として正式に開催しており、4 か月に 1 回程度のペースで、本年度は 7 月、10 月、2 月の合計 3 回開催しました。

本セミナーは、教職事務担当者間による情報交換会で、事前に申込のあった参加者（運営委員を含む）を同じ大学からの出席者が極力同一グループにならないよう配慮しつつ約 15 人程度のグループに分け、毎回設定されるテーマに関し運営委員が中心となって進行されます。

以下、本セミナーの目的及び本年度実施したセミナーの概要について報告いたします。

## 1 セミナーの目的（セミナー開催案内から抜粋）

本セミナーは、教職事務担当者を側面からサポートすることを主たる目的として立ち上げた情報交換の場で、一定の結論を導き出したり、講義形式による一方通行型の知識修得を目的としたものではありません。むしろ、少し敷居を低くし、できるだけ身近な日常業務で抱えている問題等をお互い共有し情報交換するような機会を年数回持つことで、担当者間のネットワークを構築し、精神面も含め日常業務の側面的な支えとして活用していただくというものです。特に同じ教育委員会との関わりを持ち、同じ問題を共有していることの多い阪神地区内の加盟大学間で太いネットワークを持つておくことは、多面的かつ的確な判断をする上で意義あるものと認識しています。本セミナーを通じて各教職事務担当者間のネットワークが活性化され、引いては各加盟大学の教職課程の質の向上に繋がっていただくと願っております。



## 2 セミナーの概要

### (1) 第 1 回セミナー

日 時 2013 年 7 月 6 日（土）14 : 00～17 : 30

場 所 学校法人常翔学園 大阪センター

出席者 29 大学 41 名（3 グループ）

- テーマ
- ①教職課程運営組織体制と教職協同の現状
  - ②教員採用試験対策支援、現職OB教員との交流の現状
  - ③その他

主な情報交換事項は、以下のとおりである。

①教職課程運営組織体制と教職協働の現状

- 教職課程支援センター等の組織の有無
- 教職課程支援センター等における教育実習、介護等体験等の指導体制
- 教職課程支援センター等における課程認定申請業務の有無
- 教職課程支援センター等の業務と教務業務の連携・切り分け
- 教職課程支援センター等の運営面の課題
- 教職課程運営にかかる委員会設置および規程の有無
- 教職課程運営にかかる委員会の構成員、運営体制、意思決定方法
- 教職課程支援センター支援委員の教員担当コマ数
- 教職課程運営組織とカリキュラム委員会との関わり
- 教職課程運営にかかる委員会への教務職員参加の意義
- 教職担当事務組織の位置づけ、担当人数
- 教職課程運営にかかる教員の関わり方
- 教員に対する教職関係のFD活動の実施状況



②教員採用試験対策支援、現職OB教員との交流の現状

- 教員採用試験対策支援の実施状況（内容、開催時期）
- 教員採用試験対策の外部委託状況
- 教員採用試験対策講座の経費、学生の受講料負担、教員の手当等
- 教員採用試験対策とカリキュラム編成
- 教員採用試験対策支援にかかる教員配置、取組事例
- 教員採用試験対策講座への現職OB教員の参加協力
- 現職OB教員と学生との交流事例、内容、開催時期
- 現職OB教員の支援（駆け込み寺的な）状況
- 全学的支援、教員と卒業生の個人的支援
- 学習の場の設置や教員の配置
- 学生自主サークルの事例紹介（卒業後の交流を含む）
- 「教職ナビ」「教志会」「ODEN」など
- 卒業生の教員採用試験合格にかかる情報の把握方法
- 同窓教員親睦会等の開催



### ③その他

- 少人数履修の教職課程科目の対応
- 教職に関する専任教員数(内 教授人数)
- 平成 25 年度後期実地視察の通知

## (2) 第 2 回セミナー

日 時 2013 年 10 月 12 日 (土) 14 : 00 ~ 17 : 00

場 所 西宮市大学交流センター

出席者 34 大学 44 名 (3 グループ)

テーマ ①トラブル事例(クレーム事例を含む)について～教育実習・介護等体験を中心に～

②教育実習事前・事後指導の運営体制

③その他

主な情報交換事項は、以下のとおりである。

①トラブル事例(クレーム事例を含む)について～教育実習・介護等体験を中心に～

〈教育実習〉

- 直前の辞退、実習中の辞退
- 無断欠席
- 実習中の就職活動
- 教職全般に関するツイッター、フェイスブック等、SNSにまつわるトラブル
- 実習校側の指導体制
- 教職全般に関する親からのクレーム
- 実習中の怪我への対応
- 実習校(母校)への内諾依頼にかかるトラブル
- 内諾が得られなかった場合の対応
- ゼミ担当教員の実習校訪問にかかる旅費
- 実習校側のハラスメント事例
- 実習の評価

〈介護等体験〉

- マナーの悪さにかかるクレーム
- 施設側の指示に従わなかった事例
- 上履き、昼食等の忘れものにかかるクレーム
- 生徒等とのメルアド交換、LINE 参加
- 施設により異なる検便検査等細菌検査の要、不要の現状
- 宿泊を伴う旅行等(職場旅行等)への参加を求められた事例
- 体験中におけるセクハラ事例



- 排泄物などの処理等にかかる体験事例
- 体験日数
- 証明書の保管方法

## ②教育実習事前・事後指導の運営体制

- 事前・事後指導の単位認定
- 配当年次
- 指導内容・指導時期
- 運営体制（教員、事務の分担）
- 指導体制・担当部局



## ③その他

- 平成 25 年度後期実地視察校の情報
- 教職に関する事項の情報公開

## (3) 第 3 回セミナー

日 時 2014 年 2 月 22 日（土）14：00～17：00

場 所 西宮市大学交流センター

出席者 24 大学 37 名（3 グループ）

テーマ ①教職実践演習と履修カルテの運用に係る現状について

②教員免許状更新講習の課題について

③その他

主な情報交換事項は、以下のとおりである。

### ①教職実践演習と履修カルテの運用に係る現状について

- 教育委員会との連携
- 教職実践演習のクラス形態
- 教職実践演習の課題
  - ・履修カルテの活用方法
  - ・後期教育実習生への対応
  - ・学校現場等の見学
  - ・履修カルテの学生からの回収方法
  - ・履修カルテの保管期限、場所
  - ・教育実習事後指導との切り分け
  - ・履修要件、認定要件の設定
- 履修カルテの記入時期、方法
- 教職履修を途中で断念した学生の履修カルテの取扱いと他大学への履修カルテ提供の扱い
- 履修カルテの管理方法（紙媒体、ウェブ、データ、冊子など）
- 教職実践演習への履修カルテ活用に係る現状



## ②教員免許状更新講習の課題について

- 更新講習の運営、実施組織
- 更新講習の開講区分（必修・選択）
- 更新講習の開講時期
- 更新講習の受講資格の設定
- 更新講習の募集方法
  - ・ホームページ
  - ・学内広報紙
  - ・チラシ作成
  - ・教育委員貴所轄学校園への配布依頼
- 受講申込形態（ホームページ、メール、郵送）
- 受講料の納入方法（時期、徴収方法）
- 補助金申請の有無
- 最低開講人数の設定の有無
- 可否にかかる評価点の開示
- 更新講習の課題
  - ・受講者からの希望講習内容への対応
  - ・キャンセルおよびキャンセル料の扱い
  - ・講習時期の検討（定期試験、繁忙期と重なる）
  - ・定員を充足しない講座の扱い
  - ・障害者への対応
  - ・適切な定員設定
  - ・遅刻者の扱い



## 3 まとめ

本セミナーは、2年目を迎え、今年度も3回実施することが出来ました。これもひとえに阪神教協加盟大学の皆さまのご協力のおかげと感謝しております。

教員養成課程の改革と充実のため、教職課程を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。

各大学ともに教職課程の運営にあたっては、日々様々な課題に直面し、対応に苦慮されていると存じますが、本セミナー参加者のアンケートから大変有意義な情報交換、意見交換ができたとのお声を多数いただきました。

本セミナーを通じて、それぞれ違うキャリアの職員と実践的知識を共有し、垣根を越えた大学間の交流が活発に行える良い機会だと思っておりますので、今後も実施にあたりご協力賜りますようよろしく願いいたします。

## 〔会員大学自己紹介〕

### 千里金蘭大学と教職課程

千里金蘭大学 中 島 保 子

千里金蘭大学の母体である金蘭会学園は、明治 38（1905）年、当時の大阪府立堂島高等女学校の同窓会「金蘭会」が女子教育の振興を目的とし、「学びたい、社会に役立ちたい」という女性の切実な要望に応じて設立した「金蘭会女学校」をその淵源としている。この学園設立の精神は女子教育の黎明期にあつてまだまだ教育の機会に恵まれなかった女性たちの要求に応えるものであり、本学の教育精神の源となっている。

明治 41（1908）年には、文部大臣認可の正規の女学校「金蘭会高等女学校」を設立し、後、太平洋戦争の戦禍を乗り越え、昭和 22（1947）年に「金蘭会中学校」、翌 23（1948）年には「私立金蘭会高等学校」を併設、その後昭和 38（1963）年には「金蘭会短期大学」を開学した。昭和 40（1965）年には「金蘭短期大学」と名称変更の上、吹田市藤白台にキャンパスを移転した。平成 15（2003）年、社会状況の変化に応じて四年制大学を開学、まず、最初に生活科学部食物栄養学科の誕生、平成 19（2007）年には同学部児童学科を設置、平成 20（2009）年看護学部看護学科を設置し、2 学部 3 学科となっている。なお、平成 24 年には千里金蘭短期大学は廃止となっている。

さて、本学園は、戦前から戦後にわたって 75,000 人を超える多くの卒業生を世に送り出し、地域社会においては高い評価を得てきた。「学びたい、社会の役に立ちたい」という女性の切実な要望に応じた建学の精神は、言い換えるならば、「他者への共感・他者との協調・他者への奉仕」という理念であり本学園は、その理念を受け継いで、中高大一貫教育という私学独自の教育環境を生かしながら、「広く社会に役立つ知識はもとより、教育を身につけた豊かな人材の育成」を使命としている。

四年制大学となり、平成 19 年に定員 100 名で生活科学部児童学科を開設し、保育士資格取得とともに幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許状取得の教職課程を設置している。その後、平成 24 年度より現在の定員 80 名へ変更し、小学校教員一種免許状取得希望者への更なる支援充実をめざしている。

また、同学部の食物栄養学科は平成 15 年の開設時より栄養教諭一種免許状取得の教職課程を置いている。いずれの学科も定員は 80 名であり、きめ細かな、一人ひとりに応じた教育が特徴である。

児童学科においては、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の養成と認定心理士資格修得を効果的に行うための「履修コース制」の検討や、教職支援センターの開設により教員採用試験合格者の数も徐々に増加している状況である。

この度の加盟にあたり、最新情報の交換と研修の場が得られたことを好機とし、激しく変わる時代、その背景や、教育行政の改革に即応できる資質能力の高い教員養成をめざしていきたい。

## 〔図書紹介〕

### 『教育概論(5訂版)』 (田原恭蔵・林勲編、法律文化社、2013年)

四天王寺大学 植田 義幸

本書は1999年初版発行の『教育概論』の4度目の改訂による5訂版である。本書の構成は、次のようになっている。

- 第1章 教育とは何か (久家 英述・四天王寺大学)
- 第2章 教育の内容 (矢野 裕俊・武庫川女子大学)
- 第3章 教育方法 (田原 恭蔵・元帝塚山大学)
- 第4章 生徒指導 (田原 恭蔵)
- 第5章 教育制度 (植田 義幸・四天王寺大学)
- 第6章 教職 (植田 義幸)

編著者、著者のいずれもが阪神教協加盟校に勤務しているか、勤務していた経験のある者である。初版発行以来14年の間、わが国の教育をめぐる状況は大きく変わり、さまざまな課題が論じられ、解決策が模索されてきた教育激動の時代である。たとえば、教育課程を取り上げれば、98年に改訂された学習指導要領では「ゆとりの中で生きる力をはぐくむ」ことを目指したものの、その後の学力「低下」批判、国際学力調査での期待を下回る結果などによって、軌道修正を余儀なくされている。それらの議論を背景にして実施された全国学力・学習状況調査なども社会の関心を集める大きな事項である。5訂版ではその大きく変化した教育状況に対応した。

周知のとおり、98年の教育職員免許法改正によって教員免許状取得のために履修すべき科目が大きく増加した。本学の科目名では「教育原論」、「教育制度論」、「教育心理学」、「教職論」、「教育の方法・技術」、「教育課程総論」、「生徒指導論」、「進路指導論」、「道德教育の理論と方法」、「特別活動の理論と方法」が小・中学校教諭免許状取得のための必修科目となる。本書は、これらの教職に関する科目のうち、「教育原論」、「教育課程総論」、「教育の方法・技術」、「生徒指導論」、「教育制度論」、「教職論」の授業に対応できるように配慮して作成され、かつ、大学の教職課程用のテキストとして活用できるように配慮して編集されている。上に述べたような多様な科目について、教員免許状取得を希望する学生はそれぞれの科目で指定されたテキストを購入しなければならない。本誌の〔研究報告〕第1回課題研究会の「教職の意義等に関する科目に関するアンケート調査の結果分析—阪神教協加盟校における状況—」でも筆者が述べたように、多くの会員校の「教職の意義に関する科目」のシラバスを見ると、その科目に特化したテキストを用いる事例が多いようである。



もちろん、1つの科目に1冊のテキストがあれば、広く深い範囲にわたる内容を扱うことができる。しかし、本書によって受講生の負担を軽減することができる。また、これらの科目が決してバラバラのものではなく、有機的に関わっていることを踏まえて作成されている。筆者の経験によれば、「教職論」の授業の中で「中等教育学校の教諭免許状は設けられていない。中学校、高校の教諭免許状を持っていればよい」ということを説明する場合に、大半の学生は中等教育学校の存在は知らない。カリキュラムの順序からすれば後の学期で履修すべき「教育制度論」で学ぶことになるが、本書のようなテキストであれば、該当する部分を参照すれば理解が得られやすいだろう。他にも同様の例にはたびたび遭遇する。筆者はこのような複合的なテキストの内容を補充するために講義を行っているつもりなのだが、初学者に対するアプローチとしてはより適切だと自負している。

なお、初版以来の希望である索引については、出版社の事情などもあり実現できていない。6訂版が刊行できれば、その際には手弁当でも自腹でも索引をつけたいと願っている。

## 【資料】

### 2013 年度 定期総会の記録

日時：2013 年 5 月 15 日（水） 13 時 30 分～14 時 20 分

会場：大阪産業大学 16 号館 16606 教室

記録：原 徹（関西大学）

出席：30 校（49 名）

追手門学院大学、大阪音楽大学、大阪学院大学、大阪経済大学、大阪経済法科大学、  
大阪工業大学、大阪産業大学、大阪女学院大学、大阪体育大学、大阪電気通信大学、  
大阪人間科学大学、関西大学、関西外国語大学、関西学院大学、畿央大学、  
近畿大学、甲南大学、神戸芸術工科大学、神戸国際大学、神戸松蔭女子学院大学、  
神戸女子大学、神戸女子短期大学、高野山大学、四天王寺大学、摂南大学、  
千里金蘭大学、園田学園女子大学、帝塚山大学、奈良大学、桃山学院大学

委任状出席：23 校

大阪青山大学、大阪観光大学、大阪芸術大学、大阪国際大学、大阪成蹊大学、  
大手前大学、関西国際大学、近大姫路大学、甲南女子大学、神戸海星女子学院大学、  
神戸学院大学、神戸親和女子大学、神戸常盤大学、神戸山手大学、  
夙川学院短期大学、頌栄短期大学、相愛大学、帝塚山学院大学、梅花女子大学、  
姫路獨協大学、兵庫大学、プール学院大学、武庫川女子大学

準会員参加：2 校

近畿大学豊岡短期大学、奈良佐保短期大学

山田全紀事務局長(大阪産業大学)の開会の言葉に続き、本山美彦会長（大阪産業大学学長）から挨拶が行われた。続いて議長団の選出に移り、山田事務局長から井ノ口淳三氏(追手門学院大学)と中戸義雄氏（奈良大学）を推薦したい旨の提案があり、これを承認した。

議事に入る前に、議長団より、13 時 30 分現在の出席状況として、会員校 64 校中、30 校（49 名）の出席、23 校の委任状提出について報告があり、加盟校の二分の一以上の出席により本総会が成立していることを確認した。

議事：

#### 1. 2012 年度定期総会の記録確認

山田事務局長より、2012 年度定期総会の記録について、既に幹事校会において承認済であること等、資料に基づき報告があり、これを承認した。

#### 2. 2012 年度活動報告

山田事務局長より、2012 年度の活動について資料に基づき報告があり、これを承認した。

### 3. 2012 年度決算報告および監査報告

2012 年度決算について、最初に西口利文事務局会計担当(大阪産業大学)より、一般会計及び特別会計について、予算額と決算額とで増減が生じている費目を中心に資料に基づき収支決算報告があった。

続いて、本決算報告については、多畑寿城氏(神戸女子大学)および長谷川精一氏(相愛大学)の両会計監査委員による監査が2013年4月23日に行われた旨の報告があり、監査委員を代表し、多畑寿城氏から「厳正に監査を行った結果、適正に処理されている」との監査報告が行なわれた。

以上の報告を受け、2012 年度決算報告および監査報告を承認した。

### 4. 新役員の選出

山田事務局長より、新役員等について資料に基づき下記のとおり提案があり、これを承認した。

#### ・幹事校の新規追加

神戸女子大学

#### ・会計監査新規委員の選出

大阪人間科学大学 佐野秀行氏(神戸女子大学 多畑寿城氏の後任)

#### ・全私教協理事会への派遣役員

大阪産業大学 西口利文氏(追手門学院大学 田中耕二郎氏の後任)

### 5. 2013 年度活動方針および事業計画(案)

山田事務局長より、2013 年度の活動方針および事業計画(案)について資料に基づき報告があり、これを承認した。

### 6. 2013 年度予算(案)

2013 年度予算(案)について、西口事務局会計担当より、一般会計予算(案)および特別会計予算(案)について、昨年度予算額と増減が生じている費目の説明ならびに下記の修正点等を中心に資料に基づき説明があり、これを承認した。

資料「2013 年度 阪神教協一般会計予算案説明書」の修正点

#### 【支出の部】

#### ・研究協議会費 会合費の「根拠・内訳等」欄

(修正前) 前年度予算に準拠/情報交換会参加費補助(50名規模×3回×5,000円補助) / 教員免許事務セミナー情報交換会参加費補助(50名規模×3回×5,000円)・・・

(修正後) 前年度予算に準拠/情報交換会費(25名規模×3回×5,000円) / 教員免許事務セミナー情報交換会費(25名規模×3回×5,000円)・・・

#### 【収入の部】

#### ・情報交換会参加費の「根拠・内訳等」欄

(修正前) 前年度収入に準拠/参加費 2,000円×50人×3回の見込額

(修正後) 前年度収入に準拠/参加費 2,000円×25人×6回の見込額

## 7. 会員校の異動

山田事務局長より、2013年度の新会員校として千里金蘭大学の紹介があった。  
続いて、新会員校の千里金蘭大学から挨拶が行われた。

## 8. その他

特になし

最後に、山田事務局長から閉会の挨拶があり、総会は終了した。

## 【資料】

# 2013年度 活動方針および事業計画

### 活動方針

- 1 高等教育および初等・中等教育政策に関連させながら、教師教育政策・行政の動向に対処し、教職志望者に対して保障すべき諸条件の明確化とその実現にとりくむ。
- 2 教職志望者の資質・能力を高めるための研究交流をすすめ、大学における教職課程教育の自律的な改革改善にとりくむ。
- 3 教師教育に関する諸問題について関係諸団体機関と交流・協議する。特に教育実習や介護等体験等の円滑な実施にむけての研究協議をおこなう。
- 4 その他、協議会の趣旨にそくして必要な活動をおこなう。

### 事業計画

- 1 課題研究の推進
  - (1) 教育政策や教育行政の動向とその対処について
  - (2) 教職課程教育の内容と方法の改善・開発、授業実践報告の収集について
  - (3) 教育実習のありかたについて
  - (4) 介護等体験のありかたについて
  - (5) 教職事務の改善について
  - (6) 教員採用問題について
  - (7) 海外の教師教育の動向について
  - (8) 教員養成制度改革について
- 2 「教員の資質向上連絡協議会」の活用と改善
- 3 国公立大学、文部科学省、教育委員会その他の教師教育に関わる人々との交流促進
- 4 教師教育情報データベースづくり、および地域共同的な教師教育体制づくりの準備促進
- 5 全私教協の計画する事業への参加
- 6 阪神教協リポートの発行
- 7 阪神教協ホームページの運営
- 8 課題研究成果報告・普及のための出版企画の立案・実行
- 9 その他、活動方針に関して必要な事業

## 2012年度 阪神教協一般会計収支決算書

(2012年4月1日～2013年3月31日)

### 【支出の部】

	予算額	決算額	増 減
事務局費	1,594,000	1,024,427	569,573
人件費	724,000	561,500	162,500
通勤費	100,000	44,980	55,020
消耗品費	300,000	234,967	65,033
通信費	300,000	148,060	151,940
事務局交通費	50,000	15,000	35,000
会議費	120,000	19,920	100,080
印刷関係費	1,050,000	786,891	263,109
レポート印刷費	550,000	318,045	231,955
レポート編集費	130,000	146,677	▲16,677
外部委託費	300,000	322,169	▲22,169
資料印刷費	70,000	0	70,000
ホームページ等関係費	240,000	225,012	14,988
人件費	100,000	0	100,000
ホームページ等運営費	140,000	225,012	▲85,012
幹事校会費	400,000	340,301	59,699
会合費	350,000	330,096	19,904
印刷費	50,000	10,205	39,795
研究協議会費	1,850,000	1,051,585	798,415
人件費	100,000	10,800	89,200
会合費	1,500,000	1,040,785	459,215
講師用旅費	250,000	0	250,000
全国協議会費	2,790,000	2,304,630	485,370
会費	2,290,000	2,285,210	4,790
旅費	300,000	0	300,000
研究大会補助	200,000	19,420	180,580
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	5,543,815	0	5,543,815
支出合計	13,467,815	5,732,846	7,734,969

### 【収入の部】

	予算額	決算額	増 減
会費	4,570,000	4,559,000	▲11,000
受取利息	3,000	1,786	▲1,214
情報交換会参加費	300,000	330,000	30,000
幹事校交流会参加費	90,000	80,000	▲10,000
雑収入	1,500	0	▲1,500
前年度繰越金	7,718,963	7,718,963	0
全私第31回研究大会余剰金	784,352	784,352	0
収入合計	13,467,815	13,474,101	6,286

次年度繰越金	7,741,255
--------	-----------

2012年度会計帳簿および収支決算書につきまして、帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2013年4月23日

会計監査委員：神戸女子大学

多 畑 寿 成 (印)

会計監査委員：相 愛 大 学

長谷川 精一 (印)

## 2012年度 阪神教協特別会計収支決算書

(2012年4月1日～2013年3月31日)

### 【支出の部】

	予算額	決算額	増 減
海外渡航助成・補助金	200,000	0	200,000
出版費	0	0	0
予備費	1,157,023	0	1,157,023
支出合計	1,357,023	0	1,357,023

### 【収入の部】

	予算額	決算額	増 減
前年度繰越金	1,357,023	1,357,023	0
書籍代	0	2,000	2,000
収入合計	1,357,023	1,359,023	2,000

次年度繰越金	1,359,023
--------	-----------

2012年度会計帳簿および収支決算書につきまして、  
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2013年4月23日

会計監査委員：神戸女子大学

多 畑 寿 成 多畑

会計監査委員：相 愛 大 学

長谷川 精一 長谷川

## 2013年度 阪神教協一般会計予算

(2013年4月1日～2014年3月31日)

### 【支出】

(円)

	2012年度予算額	2013年度予算額	増 減
事務局費	1,594,000	1,464,000	▲130,000
人件費	724,000	744,000	20,000
通勤費	100,000	100,000	0
消耗品費	300,000	150,000	▲150,000
通信費	300,000	300,000	0
事務局交通費	50,000	50,000	0
会議費	120,000	120,000	0
印刷関係費	1,050,000	1,060,000	10,000
レポート印刷費	550,000	550,000	0
レポート編集費	130,000	140,000	10,000
外部委託費	300,000	300,000	0
資料印刷費	70,000	70,000	0
ホームページ等関係費	240,000	240,000	0
人件費	100,000	100,000	0
ホームページ等運営費	140,000	140,000	0
幹事校会費	400,000	400,000	0
会合費	350,000	350,000	0
印刷費	50,000	50,000	0
研究協議会費	1,850,000	1,850,000	0
人件費	100,000	100,000	0
会合費	1,500,000	1,500,000	0
講師用旅費	250,000	250,000	0
全国協議会費	2,790,000	2,825,000	35,000
会費	2,290,000	2,325,000	35,000
旅費	300,000	300,000	0
研究大会補助	200,000	200,000	0
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	5,543,815	4,935,755	▲608,060
支出合計	13,467,815	12,774,755	▲693,060

### 【収入】

(円)

	2012年度予算額	2013年度予算額	増 減
会費	4,570,000	4,640,000	70,000
受取利息	3,000	2,000	▲1,000
情報交換会参加費	300,000	300,000	0
幹事校交流会参加費	90,000	90,000	0
雑収入	1,500	1,500	0
前年度繰越金	7,718,963	7,741,255	22,292
全私研究大会余剰金	784,352	0	▲784,352
収入合計	13,467,815	12,774,755	▲693,060



## 2013年度 阪神教協特別会計予算

(2013年4月1日～2014年3月31日)

### 【支出】

(円)

	2012年度予算額	2013年度予算額	増 減
海外渡航助成・補助金	200,000	200,000	0
出版費	0	0	0
予備費	1,157,023	1,159,023	2,000
<b>支出合計</b>	<b>1,357,023</b>	<b>1,359,023</b>	<b>2,000</b>

### 【収入】

(円)

	2012年度予算額	2013年度予算額	増 減
前年度繰越金	1,357,023	1,359,023	2,000
<b>収入合計</b>	<b>1,357,023</b>	<b>1,359,023</b>	<b>2,000</b>

## 【資料】

# 2013 年度幹事校会の記録

## 2012 年度第 6 回（通算第 243 回）幹事校会記録

日時：2013 年（平成 25 年）4 月 17 日（水）15 時 00 分～17 時 20 分

場所：大阪産業大学梅田サテライトキャンパス（大阪駅前第 3 ビル 19 階）

出席（10 校 18 名）：

追手門学院大学	（田中耕二郎）
大阪音楽大学	（大前哲彦）
大阪工業大学	（酒井恵子、疋田祥人）
大阪産業大学	（山田全紀、瀬島順一郎、谷田信一、西口利文）
大阪電気通信大学	（森石峰一）
関西大学	（広瀬義徳、若槻健、原徹）
関西学院大学	（富江英俊）
四天王寺大学	（八木成和、植田義幸）
摂南大学	（朝日素明、吉田佐治子）
桃山学院大学	（島田勝正）

司会：山田全紀

記録：谷田信一

議事：開会にあたって本日の幹事校会の記録担当について協議され、事務局校の大阪産業大学が担当することになり、山田全紀事務局長の司会のもとで、以下のとおり議事が進められた。

### （1）2012 年度第 5 回幹事校会の記録確認

資料に基づいて記録の確認が行われ、「(2)全私教協理事会報告」の中に「田中耕二郎理事（四天王寺大学）」とあるのを「田中耕二郎理事（追手門学院大学）」に訂正したうえで承認された。

### （2）全私教協理事会および委員会報告

疋田祥人全私教協理事から、配布資料に基づいて、2013 年 3 月 17 日（日）に開催された 2012 年度全私教協第 6 回理事会の内容についての概略報告があった。なお、谷田信一全私教協教員養成制度検討委員会委員より、同検討委員会が全私教協加盟大学を対象とするアンケート「大学院教職課程を中心とした私立大学教職課程の充実に関する調査」を 3 月末締切で実施したことも報告された。

### （3）2013 年度全私教協大会における分科会の運営について

疋田祥人全私教協理事から、配布資料に基づいて、2013 年 5 月 25 日（土）～26 日（日）の 2 日間にわたって愛知大学名古屋キャンパスで開催される全私教協第 33 回研究大会について、とりわけ 2 日目午後に行われる阪神教協の企画による第 10 分科会「教師教育実践交流Ⅳ—「教職の意義等に関する科目」について」の概要が説明された。なお、同分科会の資料は、阪神教協事務局があらかじめ必要部数をコピーして用意しなければならないことが伝えられた。

#### (4) 全私教協理事および委員の候補選出について

山田全紀事務局長から、阪神教協から派遣される 2013 年度の全私教協理事に関して、前事務局校である大阪工業大学から疋田祥人氏、および現事務局校である大阪産業大学から西口利文氏を全私教協理事に派遣したい旨の提案があり、それを受けて疋田祥人全私教協理事から、2012 年度は全私教協理事会内での混乱などがあったので、例外的にあえて追手門学院大学の田中耕二郎氏に理事に就任していただいたが、2013 年度は従来どおり前事務局校と現事務局校から 1 名ずつの 2 名を理事とする環境が整った旨の説明があった。田中耕二郎氏も、このことについて合意され、提案は了承された。

なお、その他の全私教協への派遣委員は 2012 年度と変わらないことが山田全紀事務局長から説明された。配布資料に教員養成制度検討委員会委員として藤本敦夫氏（大阪音楽大学）の名前が脱落していることを訂正・追加したうえで、その提案は了承された。

また、全私教協に関連することとして、山田全紀事務局長より、新規に阪神教協に加盟することになった千里金蘭大学を、すでに全私教協にも会員校として届け出たことが報告された。

#### (5) 2013 年度総会および第 1 回課題研究会の運営について

2013 年 5 月 15 日（水）に大阪産業大学で開催される 2013 年度阪神教協定期総会および第 1 回課題研究会について、資料に基づいて事務局から説明があり、以下の検討がなされた。

##### ・2012 年度決算書（案）について

事務局の西口利文会計担当より、2012 年度の阪神教協決算書（案）について説明が行われ、一般会計では、「印刷関係費（レポート編集費）」「印刷関係費（外部委託費）」「ホームページ等関係費（ホームページ等運営費）」の 3 費目で、決算額が当初の予算額を上回り、以下のような執行内容だったとの説明があった。

①「印刷関係費（レポート編集費）」の 146,677 円の内訳は、35 号執筆謝礼がのべ 17 名（1 名あたり 5,000 円）で、85,000 円、36 号編集費が 60,000 円（30,000 円×2 名）、残りは振込手数料だった。

②「印刷関係費（外部委託費）」の 322,169 円の内訳は、定期総会の資料印刷費が 32,739 円、課題研究会 3 回分のテープ起こしが 102,380 円、阪神教協教職課程データベース（平成 23 年度版）印刷費が 186,000 円、残りは振込手数料だった。

③「ホームページ等関係費（ホームページ等運営費）」の 225,012 円の内訳は、出欠フォーム作成費が 83,790 円、旧サーバ（ニフティ）の管理費が 88,824 円（7,402 円×12 ヶ月）、新サーバ（彩楽）の管理費が 52,188 円（5,736 円×6 ヶ月、8,886 円×2 ヶ月）、残りは振込手数料だった。また、特別会計における書籍代の収入（2,000 円）は、阪神教協発行の書籍 1 冊の売上金によるものとの説明があった。決算書（案）については、上記の説明を含め、資料のとおりで了承された。

##### ・2013 年度予算（案）について

事務局の西口利文会計担当より、2013 年度の阪神教協予算（案）について説明が行われた。このうち、一般会計の予算書（案）の収入には新規加入の千里金蘭大学の会費も含まれていることが述べられた。また、資料の「2013 年度 阪神教協一般会計予算（案）」の表において、「2013 年度予算額」とすべきところが誤って「2012 年度予算額」と記載されているので訂正する旨が

述べられた。

そのあと、一般会計予算（案）説明書の「事務局費（人件費）」のうちの事務局員活動費に関して、「2013 年度 阪神教協一般会計予算案説明書」において2名分 72,000 円しか計上されていないことについて、事務局の4名分 144,000 円を計上すべきではないかとの意見が出て、そのように修正することとなった。

また、その他の修正すべき点などについて気付かれた場合は、総会までに、メール等で連絡をしてほしいとの依頼があった。

・第1回課題研究会について

山田全紀事務局長より、資料の「2013 年度阪神教協第1回課題研究会（案）」に基づいて、第Ⅰ部は大前哲彦氏（大阪音楽大学）の司会のもとで植田義幸氏（四天王寺大学）、田中保和氏（近畿大学）、西口利文氏（大阪産業大学）、藤本敦夫氏（大阪音楽大学）の4件の提題から構成され、第Ⅱ部は朝日素明氏（摂南大学）の司会のもとでシンポジウムとする予定であること、など概略が説明された。

なお、資料において藤本敦夫氏の名前が「藤本敦史」と誤って記載されていることが指摘され、修正された。また、この第1回課題研究会に関して、第Ⅱ部の司会を担当する朝日素明氏から「事前に提題内容を知っておきたい」という要望が出されたので、事務局から事前に関係資料を朝日氏にメールで送付することとした。さらに、第Ⅰ部と第Ⅱ部の具体的な時間配分などについては、幹事校会のメーリングリストを通じて詰めていきたい旨が山田全紀事務局長より表明された。

(6) 阪神教協リポート編集について

阪神教協リポート編集担当の八木成和氏（四天王寺大学）より、「阪神教協リポート No.36」の原稿を4月8日にすでに印刷所に渡し、現在は校正中であり、4月末までには印刷が完成する予定であるとの説明があった。

(7) 阪神教協教職課程データベース（平成24年度版）について

山田全紀事務局長より、本年度24年版のデータベースについては、印刷に回す段階まで来ていたとの編集経過説明があった。大前哲彦氏（大阪音楽大学）より、同データベースの介護等体験に関する部分を、早めにメールで送ってほしいとの要望があり、山田全紀事務局長より要望に沿えるよう努力するとの返答があった。

(8) メーリングリストおよびホームページ管理運営等について

事務局の西口利文氏より、「幹事校会担当者・メーリングリスト登録者（2013/04/17 現在）」の一覧表が示され、修正や変更があれば申し出てほしい旨が述べられた。それについて、同一一覧表の神戸国際大学・山本克典氏の行を一段下の欄にずらすべきとの指摘があり、そのように修正された。また、「幹事校会案内状送付者」の欄の大阪電気通信大学・森石峰一氏の表記が誤って「森石峯一氏」と記載されているとの指摘があり、修正された。また「幹事校会案内状送付者」の一覧について、桃山学院大学に島田勝正氏を加えてほしいという要望があり、修正追加された。

(9) 海外渡航助成金制度の運用について

山田全紀事務局長より、海外渡航助成金について、1件の申請の希望があったが、その後、詳

しい申請書類を送ってくれるよう依頼したところ、まだそれが提出されずペンディング状態となっている旨が報告された。この件については、森石峰一氏（大阪電気通信大学）より、もともと「外国視察団派遣のための助成金制度」は事務職員を対象として想定し、「教師教育研究のための海外渡航への助成金制度」は教員を対象として想定されていた、という過去の経緯が述べられた。さらに、この件については、海外渡航助成金をもらった場合の義務を阪神教協リポートへの寄稿だけにすべきだという意見、この助成金の申請書の様式を作っておくべきだという意見、他の補助金との二重取りになる可能性があるので運用は慎重に行わねばならないという意見、当該海外渡航に関して他の補助金を受けていないことを条件とすべきだという意見、等々が出たが、結論は出ず、今後なお継続して検討していくことになった。

#### (10) 教員免許事務セミナーの開催について

原徹氏（関西大学）より、資料に基づいて、7月6日（土）に学校法人常翔学園大阪センターで2013年度第1回の阪神教協教員免許事務セミナーを開催すること、また、1年目であった2012年度と同様に2013年度も3回のセミナー開催を予定していること、などが報告された。

#### (11) 今後の記録担当について

一覧表が示され、今後の担当希望を随時受け入れることで合意された。

#### (12) その他

- ・事務局から幹事校会資料の送付について確認があり、酒井恵子前事務局長より、幹事校会に欠席した大学にのみ幹事校会資料を送るのが慣例になっている旨が述べられた。
- ・富江英俊氏（関西学院大学）より、幹事校会ないし会計監査を引き受ける可能性のある大学があることが述べられたので、より具体的に富江氏に打診してもらうことになった。
- ・大前哲彦氏（大阪音楽大学）より、介護等体験について、女子学生へのセクシャルハラスメント疑惑があったり、労働力として学生を不当に利用する例があったなど、福祉施設の問題点が指摘された。介護等体験と実習とを区別できない施設については、大阪音楽大学としては体験先を変えることにしたとの報告があった。

### 2012年度第7回（通算244回）幹事校会記録

日時：2013年5月15日（水） 10：30～11：45

場所：大阪産業大学中央キャンパス 本館9階 第2会議室A

出席：12大学（20名）

追手門学院大学	（井ノ口淳三）
大阪経済大学	（樋口太郎）
大阪工業大学	（酒井恵子，疋田祥人）
大阪産業大学	（山田全紀，瀬島順一郎，谷田信一，西口利文）
大阪電気通信大学	（森石峰一，村木有也）
関西大学	（広瀬義徳，原 徹）
関西学院大学	（岡本哲雄）
神戸国際大学	（山本克典）
神戸女子短期大学	（庄司圭子）

四天王寺大学 (八木成和, 植田義幸)  
摂南大学 (朝日素明, 吉田佐知子)  
桃山学院大学 (島田勝正)

司会：山田全紀

記録：山本克典

議事：開会にあたって本日の幹事校会の記録担当について協議され、神戸国際大学が担当することになり、山田全紀事務局長の司会のもとで、以下のとおり議事が進められた。

(1) 2012 年度第 6 回幹事校会記録の確認について

資料に基づいて記録の確認が行われ、つぎの訂正がなされたのち、承認された。

p. 3 (4) 全私理事および委員の候補選出について、・5 行目：「継続して」を削除

(2) 全私教協研究大会阪神地区分科会の運営について

疋田祥人全私教協理事から、分科会会場にプロジェクターとノートパソコンの貸し出しを希望しておいたとの報告があった。

西口利文全私教協理事から、分科会関係者の打ち合わせ (6 名) が 12 時 30 分より行われるとの報告があった。なお、打ち合わせ会場は、当日に会場校から連絡があるとのことであった。また、5 月 10 日が申し込み期限であり、申し込み者数は後日全私教協から連絡がある。資料は、その数より若干多めに用意してほしいとの要請があった。

なお、分科会は阪神教協事務局で録音してテープ起こしを行い、八木成和氏 (四天王寺大学) が記録を作成して全私教協に提出することが確認された。

(3) 2013 年度定期総会および第 1 回課題研究会の運営について

本日の午後に開催される 2013 年度阪神教協定期総会および第 1 回課題研究会について、資料に基づいて事務局から説明があり、以下の点について確認および検討がなされた。

・定期総会について

山田全紀事務局長から、定期総会の議長選出についての確認があり、例年通り幹事校から 1 名と幹事校以外から 1 名の方に要請することとした。なお、幹事校からの議長として井ノ口淳三氏 (追手門学院大学) にお願することとし、幹事校以外の議長は来場者に適宜要請することとした。

また、千里金蘭大学の入会が既に幹事校で承認されているので、総会成立要件に係わる全会員校数は 64 校であることが確認された。

・定期総会資料について

山田全紀事務局長から、活動方針は変更していないという説明があった。

西口利文会計担当から、前回の幹事校会で議論された事務局員活動費に関して、前回幹事校会記録の通り修正したことが報告された。

森石峰一氏 (大阪電気通信大学) より、「2013 年度阪神教協一般会計予算案説明書」における「研究協議会費 (会合費)」の根拠・内訳等において、誤解を生じる恐れがあるとの指摘があった。議論の結果、以下の通り修正して総会で報告することとした。

p. 14 「研究協議会費 (会合費)」の根拠・内訳等

懇情報交換会参加費補助 (50名規模×3回×5,000円補助)

↓

懇情報交換会参加費 (25名規模×3回×5,000円)

懇教員免許事務セミナー情報交換会参加費補助 (50名規模×3回×5,000円補助)

↓

懇教員免許事務セミナー情報交換会参加費 (25名規模×3回×5,000円)

・第1回課題研究会について

朝日素明氏(摂南大学)から、課題研究会の時間配分について質問があった。西口利文会計担当から、以下の原案が示された。

あいさつ	5分
各発表者	20分×4
休憩	10分
討論	55分

討議の結果、原案通り課題研究会を進めることとした。

(4) 阪神教協リポートについて

八木成和氏(四天王寺大学)から、「阪神教協リポート第36号」の完成の報告があった。ページ数が増えてきたので、書評は割愛したと抜き刷りを希望する人も増えてきたので、印刷費が増えたことが報告された。今後、ページ数増加に対処するため、A4判への変更についての提案があり、幹事校会で引き続き検討することとした。

(5) 阪神教協教職課程データベース(平成24年度版)について

山田全紀事務局長から、現在印刷に回している状態で、完成次第送付するとの報告があり、了承された。

(6) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について

山田全紀事務局長から、前回の幹事校会で示した通りメーリングリストの名簿を修正したとの報告があった。

森石峰一氏(大阪電気通信大学)から、リストに村木有也氏を付け加えてほしいとの申し出があり、了承された。

なお、山田全紀事務局長から、名簿の修正や追加について、後日事務局へ連絡してほしいとの申し出があった。

(7) 海外渡航助成制度の運用について

山田全紀事務局長から、この件について議題にあがっているが継続審議にしたいとの申し出があり、了承された。さらに、本制度を規定している内規修正の原案を、後日幹事校会メーリングリストにて配布するとの申し出があり了承された。

(8) 今後の記録担当について

総会の記録は関西大学、課題研究会の記録は追手門学院大学が担当することとなった。また、以降の幹事校会等の記録は、記録担当表を参考にしつつ適宜決定することとした。

(9) その他

山田全紀事務局長から、課題研究会の会場である 16 号館の案内があった。

## 2013 年度第 1 回（通算第 245 回）幹事校会記録

日時：2013 年（平成 25 年）7 月 17 日（水）15 時 00 分～17 時 30 分

場所：大阪産業大学梅田サテライトキャンパス（大阪駅前第 3 ビル 19 階）

出席（12 校 19 名）：

追手門学院大学	（田中耕二郎）
大阪音楽大学	（大前哲彦）
大阪工業大学	（酒井恵子、疋田祥人）
大阪産業大学	（山田全紀、谷田信一、西口利文、栄元利文）
関西大学	（若槻健、原徹）
関西学院大学	（富江英俊）
近畿大学	（杉浦健）
神戸女子大学	（多畑寿城）
神戸女子短期大学	（山村美穂）
神戸国際大学	（山本克典）
四天王寺大学	（八木成和、植田義幸）
摂南大学	（朝日素明、吉田佐治子）

司会：山田全紀

記録：谷田信一

議事：

開会にあたって本日の幹事校会の記録をどの大学が担当するかが協議され、事務局校の大阪産業大学が担当することになり、山田全紀事務局長の司会のもとで、以下のような順序で議事が進められた。

### （1）2012 年度第 7 回幹事校会の記録確認

資料に基づいて記録の確認が行われ、その中の「(3) 2013 年度定期総会および第 1 回課題研究会の運営について」に関して、2013 年度阪神教協定期総会資料 p. 14 の「2013 年度 阪神教協一般会計予算案説明書」の「研究協議会費（会合費）」根拠・内訳等についての修正（支出の部の「情報交換会参加費」および「教員免許事務セミナー情報交換会参加費」の参加者想定人数の修正）に伴って、同ページの収入の部の記載も修正する必要がある、との指摘がなされた。

また、「(8) 今後の記録担当について」の中の「追手門大学」は「追手門学院大学」に修正すること、「全私教協の研究大会第 10 分科会の記録は四天王寺大学が担当することになった」という文言は「(2) 全私教協研究大会阪神地区分科会の運営について」に書かれている内容と重複するので削除すべきであること、が指摘された。それらの指摘に基づいて修正を行うことで、2012 年度第 7 回幹事校会の記録は承認された。

### （2）2013 年度定期総会の記録確認

事務局長等の姓名の記載についてつねにフルネームで記載の方がよいのではないかという意見も出たが、慣例に基づき、最初のみフルネームでそのあとは姓だけ記載することでよい、



という結論になった。また、「7. 会員校の異動」については、「山田事務局長より、2013年度の新会員校として千里金蘭大学の紹介があり、これを承認した。」となっているが、たんに「山田事務局長より、2013年度の新会員校として千里金蘭大学の紹介があった。」と修正することになった。

### (3) 全私教協理事会、教員養成制度検討委員会報告および研究交流集会について

正田祥人全私教協理事から資料に基づいて、全私教協のこれまで及び今後の「定期総会・研究大会会場校」、「研究交流集會会場校」、「会長校」、「副会長校」、「事務局校」のローテーションについて説明があった。すなわち、2013年度の「研究交流集會会場校」が関西大学ということはすでに決まっており、2014～2015年度は「副会長校」を阪神地区から、そして、2016～2017年度には「会長校」と「事務局校」との両方を阪神地区から出すことになる、とのことである。これに関して、「会長校」と「事務局校」との両方を兼ねることは決してそれほど無理なことではない、という意見が出た。とりあえず、近畿大学には2014～2015年度の「副会長校」となるような方向で努力してもらうことになった。

続いて、谷田信一教員養成制度検討委員会委員より、7月14日に名古屋（名城大学・名駅サテライト）で行われた「2013年度第2回教員養成制度検討委員会」の内容の概略が説明された。とくに、2013年度においては、すでに今年3月に行なった大学院教職課程についてのアンケートの集計・分析報告書を研究交流集會までに作成すること、および、「私立大学の特色ある教職課程事例集」の冊子を来年の全私教協研究大会までに作成すること、が田子委員長から提案され、後者のまとめ役として、京都地区の中村博幸委員（京都文教大学）と阪神地区の正田委員・谷田委員の3名が指名された。しかし、この「私立大学の特色ある教職課程事例集」については、各私立大学が文部科学省の顔色を伺う競争のようなものにならないかが心配だ、という意見が出た。阪神教協としては、そうではないような方向の事例集を提案していけないか、という意見も出た。いずれにせよ、そのうち田子委員長からその事例集の「公募要領」の原案が3人のまとめ役のところへ送られてくるので、それが送られてきたら阪神教協のメーリングリストで幹事校会の方々に見ていただき、意見をいただく、ということになった。阪神地区の教員養成制度検討委員会委員である池上氏、藤本氏も交えての意見交換も必要だ、という意見も出た。

次に、今年11月30日（土）に関西大学で開催される全私教協研究交流集會のテーマについて、議論が行われた。阪神教協事務局からは、とりあえず、「いま問われる教師像——教員養成における教科専門と教職専門の関係から——」という仮題を提案しているが、それに関して、以下のようなさまざまな意見が活発に出された。

- ・昨年度の広島での研究交流集會のときも急遽プログラムが追加されたが、今年も民主党から自民党への政権交代の影響を気にしている人が多いようなので、政策動向についての文部科学省の役人の講演などをプログラムに入れる必要があるのではないか。
- ・教員の資質において、教科専門と教職専門とはどういう関係になるのか、を改めて考察する必要があるのではないか。
- ・民主党主導の「修士化」という教員養成の方向性が自民党政権になってどう変わるのか、というのは、やはり大きな関心事である。もちろん、文部科学省からたんに来て話をしてもら

うだけでなく、阪神教協からそれに対して意見や議論をぶつける、という形にするのがよいのではないか。

- ・文部科学省の役人より中教審の委員か政治家を呼ぶほうがよいのではないか。
- ・「いま問われる教師像——教員養成はどうなるか」というようなテーマはどうか。
- ・現職教員が大学でもっと学んでおきたかったことというような意見聴取を背景に議論することも可能ではないか。
- ・教育に関しては、やはり学校現場でしか学べないことも多いのだ、ということ認識すべきだ。
- ・やはり一般大学（とくに私立大学）の教職課程の特色は教科専門の重視ということではないか。

(4) 2013年度第2回および第3回課題研究会の運営について

(5) 阪神教協リポート編集について

(6) 『阪神教協教職課程データベースについて（平成25年度版）』について

(7) 事務局報告、会費納入状況およびホームページ管理運営等

(8) 今後の記録担当について

以上、(4)～(8)の議題については、時間の関係で、今回の幹事校会では省略し、次回の幹事校会に持ち越すことになった。

(9) その他

- ・大前哲彦氏（大阪音楽大学）より、ここ数年は大阪府では介護等体験連絡協議会が開かれていないが、このところいくつか問題が出てきているので、また、大阪府に介護等体験連絡協議会を開くように阪神教協から要請してほしい。とくに、事前オリエンテーションに学生を呼びつける施設があるのは問題ではないか、と考えている、という意見が表明された。とりあえず、大前氏が案文を作ってメーリングリストで幹事校会の方々に見てもらう、ということになった。
- ・なお、次回の阪神教協幹事校会の日程については、まず今年度第2回の幹事校会を9月18日（水）に行い、さらに10月23日（水）に今年度第3回の幹事校会を行うという予定が決定された。

## 2013年度 第2回（通算 第246回）幹事校会記録

日時：2013年（平成25年）9月18日（水）15：00～17：25

場所：大阪産業大学梅田サテライトキャンパス（大阪駅前第3ビル19階）

出席（13校19名）：

追手門学院大学	（田中耕二郎）
大阪音楽大学	（大前哲彦）
大阪工業大学	（疋田祥人）
大阪産業大学	（山田全紀、谷田信一、西口利文）
関西大学	（若槻健、広瀬義徳、原徹）
関西学院大学	（岡本哲雄）
近畿大学	（田中保和）
神戸国際大学	（山本克典）

神戸女子大学 (多畑寿城)  
神戸女子短期大学 (山村美穂)  
四天王寺大学 (八木成和、植田義幸)  
摂南大学 (朝日素明、吉田佐治子)  
桃山学院大学 (島田勝正)

議長：山田全紀

記録：多畑寿城

議事：

議事に入る前に、議長の山田全紀事務局長より今回の幹事校会については臨時として案内をしたが、通算第 246 回、2013 年度第 2 回としたい旨提案があり承認された。

本日の記録について、議長より神戸女子大学の担当としたい旨提案があり承認された。

また、本日の議題として扱いたいとして、会長である大阪産業大学の学長交代に伴い現会長代行である瀬島順一郎氏が学長に就任したことにより同氏を会長としたい旨提案があり、異議なく承認された。次回総会において報告することとした。

#### (1) 2013 年度第 1 回幹事校会の記録確認

資料に基づき前回の記録の確認が行われ、これを承認した。なお、次回幹事校会の日程については、記録にかかわらず 10 月 30 日開催に変更した。

#### (2) 全私教協理事会および各種委員会報告

西口利文理事より 7 月 21 日に開催された理事会についての報告が資料に基づいて行われた。配布の報告資料 2. の表中 7. 予備費の備考欄「監視」を「関私」と修正する旨説明があった。

理事会から研究交流集会のテーマについて、記載される文言の検討を求められた旨報告があり、この件については本日の議題としている。

次に報告資料 5. 「次期 (2014・15 年度) 担当会長校・副会長校・事務局校について」の協議を行った。

近畿大学の田中保和氏より学内での検討状況について、副会長校については受ける方向で話が進んでいるが、その先 (2016・17 年度) の会長校と事務局校の両方を受けることは学内承認が得にくい状況であるとの報告があった。

報告を受けて議論が行われた。阪神教協としては会長校と事務局校を一緒にしたいとの話でもあり、近畿大学内では会長代行を置くことも検討したが、会長校は引き受けにくいとのことであった。

結論として、2014・15 年度の副会長校及び 2016・17 年度の事務局校を近畿大学とする旨承認し、2014・15 年度の副会長校就任について理事会へ報告することとした。

またその他として、谷田信一教員養成制度検討委員より、前回の幹事校会で議論した「私立大学の特色ある教職課程事例集 (仮題)」の刊行について、教員養成制度検討委員会での議論の経過などの報告があり、その後 2013 年 9 月 17 日に開催された教員養成制度検討委員会田子委員長作成資料を基に議論が行われた。次の様な意見が出された。

- ・単なる大学 PR や自己紹介的なものでは意味がない。
- ・阪神教協での意見を吸い上げて委員会で検討されるのか。→ 検討はされるはずである。

- ・理事会では田子委員長作成の配布資料は承認されているのか。→ 委員会で承認はされると理事会で報告があった。理事会では10月5日開催予定の理事会で具体案を出すのでそこで審議してほしいとのことであった。
- ・教員養成制度検討委員会の「仕事」としてこの事例集を出す意味は何なのか。
- ・事例集を出さないという選択肢はあるのか。等々

議長よりこの議論は次の議題にもつながるとして、次の議題へつなげて議論することとした。

### (3) 全私教協研究交流集会の企画運営について

前回幹事校会とその後のメーリングリストでの意見交換を踏まえて7月の全私教協理事会へ報告したことに基づいて作成した企画案について、事務局の西口利文理事より配布資料に基づいて説明があった。

企画趣旨は理事会で承認の方向で受け止められているが、サブテーマの文言が文科省関係者を招いての会なので、文科省に対立するようなテーマを掲げることになるのではないかとの懸念の声があり、再検討の要請があったので本日配布案を提案することとした旨の説明があった。

基調講演講師及びシンポジウム提題者について、研究交流集会のテーマ、講演のテーマ、シンポジウムのテーマを見据えたうえで、種々意見交換、議論、提案が行われ、第1部講演：土屋基規氏（宝塚医療大学）、第2部シンポジウム提題者：文部科学省関係者、岩田康之氏（東京学芸大学）、蔵原清人氏（工学院大学）を阪神教協原案とすることを承認した。意見があれば10月5日の理事会までにメーリングリストで連絡することとし、本日の議論を踏まえた企画原案を事務局において作成しメーリングリストで連絡することとした。

テーマについては議論の結果、サブテーマの文言について提示の原案から変更し、研究交流集会のテーマ案として、『開放制教師教育の方向を見定めようー私学における教員養成の特色とは何かー』とし、講演、シンポジウムのテーマについては削除しテーマを一本化することを承認した。

司会者については、メーリングリストを通じて意見を募ることとした。

### (4) 2013年度第2回および第3回課題研究会の運営について

議長より第2回課題研究会については、研究交流集会と同テーマで前もって行っておきたい旨の提案があり、議論の結果、テーマを『私立大学における教員養成の特色とは何か』とすることが承認された。

さらに事例報告については5～6校、各30分程度とすれば、教員養成制度検討委員会の事例集の出版にもつながるのではないかとの提案があった。

事例報告する大学の候補について議論された結果、大阪音楽大学、武庫川女子大学、関西大学が候補に挙がり、他の候補について教員免許事務セミナーからの推薦も含め、10月2日までに事務局へ連絡することとした。

第3回課題研究会について原氏（関西大学）より、現地視察を受けた大学からの報告及び課程認定申請を行った大学からの報告を中心に検討しており、次回の幹事校会で原案を提案する旨の説明があった。日程は12月18日（水）が候補日とされた。

### (5) 阪神教協リポート編集について

特になし

(6) 阪神教協教職課程データベース（平成 25 年度版）について

参考資料として昨年度のアンケートについて配布され、議長より原案については次回の幹事校会で諮る旨報告があった。

また、原氏（関西大学）よりこのアンケートについて、加盟大学の負担が大きい等の声も多く、基本的事項（設問）については3年ごとの設問とし、数値データなど毎年変わるものについては毎年の設問としたい旨の考え方が示された。次回幹事校会で設問項目も含め正式に提案したい旨の発言があり、了承された。

(7) 事務局報告、会費納入状況及びホームページ管理運営等

特になし

(8) 今後の記録担当について

次回以降の担当については、本日欠席の大学もあることから会の都度決めることとした。

(9) その他

田中保和氏（近畿大学）より次期全私教協副会長校について10月5日の理事会に諮るということであるが、学内決裁手続きの時期との関係から、さらに先の理事会でお願いできないかとの依頼があり、了承した。

さらに、田中耕二郎氏（追手門学院大学）より、課程認定申請において「教科に関する科目」として開設する科目を学科の卒業必修としなければ認めないということになっているとの情報の真意について質問があり、原氏（関西大学）より、そのようである旨回答があった。

### 2013 年度阪神教協幹事校会第 3 回（通算第 247 回）記録

日時：2013 年 10 月 30 日（水）11 時 00 分～13 時 00 分

場所：大阪産業大学東部キャンパス AMC4F 406 室

出席（13 校 17 名）

追手門学院大学	（井ノ口 淳三）
大阪音楽大学	（大前 哲彦）
大阪経済大学	（樋口 太郎）
大阪工業大学	（疋田 祥人）
大阪産業大学	（谷田 信一）（西口 利文）（山田 全紀）
関西大学	（原 徹）
関西学院大学	（南本 長穂）
近畿大学	（境 健太）
神戸女子大学	（多畑 寿城）（山田 史子）
神戸女子短期大学	（塚田 みちる）
四天王寺大学	（植田 義幸）（八木 成和）
摂南大学	（朝日 素明）
桃山学院大学	（島田 勝正）

議長 山田全紀

記録 樋口太郎

## 議題

### (1) 2013年度第2回幹事校会の記録確認

#### ・修正

- p.1 (1) 次回幹事校会の日程については → 次回幹事校会の日程については
- p.2 (2) 「時期(2014・15年度)担当会長校 → 「次期(2014・15年度)担当会長校
- p.2 (2) 西口利文 → 西口利文氏
- p.3 (4) 第3回課題研究会について → 第3回課題研究会について
- p.4 (9) 学内決済手続き → 学内決裁手続き

### (2) 全私教協理事会および各種委員会報告

全私教協第3回理事会について、西口利文理事より説明がなされた。(番号は配布資料の番号)

- 3. おおむね阪神教協の企画が受け入れられたが、文科省関係者の話を聞きたい大学が多いのではないかとこの要望を受けて、文科省関係者に特別報告として60分お話しいただくことになった。
- 4. 次期会長校は北翔大学。2014年度研究交流集會会場は北海学園大学。
- 5. 会長校・副会長校・事務局長校についてはローテーションを維持することを確認した。
- 6. 専門委員会運営規程を明文化する必要性が提案され、検討することとなった。(修正:規定 → 規程)
- 10. 『私立大学の特色ある教職課程事例集』刊行のスケジュールについて、総会に間に合うようにすることを確認した。

### (3) 全私教協研究交流集會の企画運営について

西口利文理事より説明がなされた。(番号は配布資料の番号)

- 1. 運営寄付金について、阪神教協から会場校・関西大学に10万円を拠出することを確認した。
- 2. 集會当日の受付補助担当者の人選について、阪神教協から3名を拠出すべきかどうか。議論の結果、当面、西口氏と大阪産業大学の事務局の方の2名にご担当いただくこととなった。
- 3. 情報交換会の司会者の人選について、各地区から出すのが慣例とされている。  
→ 田中耕二郎氏(追手門学院大学)に決定した。
- 6. 3以外の情報交換会に関わる人選について、以下のように決定した。
  - ・開会の挨拶: 関西大学の関係者に依頼することに決定した。
  - ・乾杯の挨拶: 全私教協の事務局長に依頼することに決定した。
  - ・閉会の挨拶: 阪神教協の事務局校から → 山田全紀事務局長に決定した。
- 4. 会計監査の人選(2名)
  - ・幹事校会以外から客観的に見てもらえる人をお願いするのがよい。本日の課題研究会の出席者をお願いするという方向で確認した。あとは、事務局に一任することとなった。
- 6. 集會の開始時の司会 → 若槻健氏(会場校: 関西大学)に決定した。

### (4) 2013年度第2回課題研究会の運営について

山田全紀事務局長より依頼がなされ、以下のように決定した。司会: 全体および第1部・山田全紀事務局長(大阪産業大学)、第2部・大前哲彦氏(大阪音楽大学) 第3部・谷田信一氏(大

阪産業大学)、記録：吉田佐治子氏(摂南大学)

(5) 2013年度第3回課題研究会の運営について

原徹氏(関西大学)より、「教職課程研究に係る事例報告」について説明がなされた。

- ・実地視察大学、課程認定申請大学から報告をしていただくことになった。
- ・12月18日に開催され、会場は未定であるとのことであった。

(6) 阪神教協リポート編集について

植田義幸氏(四天王寺大学)より説明がなされた。

- ・方針は昨年度と同じであることを確認した。ただし、昨年度の反省から、ページ数が増えすぎることには注意が必要である。
- ・昨年度は掲載しなかったが、書評についてはどうか。『教育概論』という教職のテキストを取り上げることが提案された。書評にするか、図書紹介にするか。田中耕二郎氏(追手門学院大学)より『教職実践演習ワークブック』もよいのではという提案がなされた。書評だと批判も入れるべきだと考えれば、図書紹介にするべきということもありうる。

(7) 2013年度アンケート調査の実施について

原徹氏(関西大学)より説明がなされた。

- ・設問に関する変更点
- ・毎年確認する設問：6、7を毎年確認する設問に入れた。介護等体験のトラブル事例が報告されているため。13はもともと2つあった設問を一つに統一。あまり回答がなされていないためである。
- ・介護等体験・教職実践演習に関する設問：21～24の教職実践演習に関する設問をすでに実施されていることを踏まえた書き方に変更する。
- ・p.10：「昨年度との変更点について」という説明を加えた。
- ・p.11：「回答にあたってのお願い」という文章を加えた。
- ・設問項目そのものに関する議論として、6、7で介護等体験にしばってトラブル事例を質問するのはやや目立つ印象があるという意見が提出された。その結果、6：「介護等体験の実施にあたって」→「教育実習や介護等体験などに関連して」に変更。7：「介護等体験」→「教育実習や介護等体験など」に変更する。
- ・3月締め切りで、5月の幹事校会で配布できるようにする。

(8) 事務局報告、幹事校会メーリングリストその他について

事務局の西口利文氏より、p.15のメーリングリスト名簿について確認がなされた。

山田全紀事務局長より、会員校名簿があればよいのではという提案がなされた。しかし、議論の結果、難しい問題を含むので作らないということが確認された。

(9) 今後の記録担当について

(10) その他

幹事校に新たに加入してもらうための手続きを確認した。

新設大学に会員校になってもらうためのアプローチを行う。

日時：2013年12月18日（水）11時00分～13時00分

場所：大阪産業大学東部キャンパスAMC4F406室

出席（13校17名）

追手門学院大学	（井ノ口 淳三）
大阪音楽大学	（大前 哲彦）
大阪経済大学	（樋口 太郎）
大阪工業大学	（疋田 祥人）
大阪産業大学	（谷田 信一）（西口 利文）（山田 全紀）
関西大学	（原 徹）
関西学院大学	（南本 長穂）
近畿大学	（境 健太）
神戸女子大学	（多畑 寿城）（山田 史子）
神戸女子短期大学	（塚田 みちる）
四天王寺大学	（植田 義幸）（八木 成和）
摂南大学	（朝日 素明）
桃山学院大学	（島田 勝正）

議長 山田全紀

記録 島田勝正

議事

議事に入る前に、議長の山田全紀事務局長より、議事次第の出席者名に大前哲彦氏（大阪音楽大学）の追加（訂正）があった。また、初めて参加された塚田みちる氏（神戸女子短期大学）の紹介がなされた。

（1）2013年度第3回幹事校会の記録確認

2013年度第2回課題研究会の第2部・第3部の司会をいずれも大前哲彦氏（大阪音楽大学）・谷田信一氏（大阪産業大学）と修正した。

（2）全私教協理事会、教員養成制度検討委員会等報告

西口利文理事より12月1日に開催された第4回理事会の報告が、資料に基づいて行われた。2014年度研究大会準備に関すること（全体テーマ、基調講演テーマ・講師およびシンポジウムテーマ、分科会・ラウンドテーブル等）、「私立大学の特色ある教職課程事例集（仮題）」公募要領が承認され、既に加盟大学宛に送付したこと、教員免許事務検討委員会作成のQ&A資料を公益財団法人文教協会が発行する手引書に掲載することを承認したこと、次年度の研究交流集会の担当校は北海学園大学および北海商科大学の両加盟校であることの周知要請があったことが報告された。

研究大会全体テーマについては、「魅力ある開放制教師教育の充実をめざして」という全私教協事務局案に対して、キーワードとして、開放制の歴史、多様な教員の養成、開放制教師教育の優位性等の意見が出された。これを1月26日開催の全私教協理事会に提示する。

阪神地区担当分科会の大テーマは、昨年度に引き続き「教師教育実践交流Ⅶ」とし、具体的なテーマとしては、事務局より提案された3案のうち、第1案を文言修正して、「教職課程教育における学内連携および学外連携」とすることを決めた。学内連携には教科科目との連携、学外連携には教育現場、教育委員会、他大学、介護等体験先等を含む。なお、当分科会の時間配置として2日目の午前中を希望する旨、事務局に伝える。また、記録者は八木成和氏（四天王寺大学）に依頼した。

「私立大学の特色ある教職課程事例集（仮題）」の刊行について、谷田信一教員養成制度検討委



員より、審議の経緯と資料に基づいた内容の説明が行われた。各大学の事例の交換が目的であるので450部作成して会員校および文科省に配布し、出版（販売）はしないとのことであった。なお、採用については理事会が選考にあたる。本日午後開催の課題研究会で参加者に積極的な応募を呼びかけることにした。

(3) 2013年度第3回課題研究会の運営について

司会を高倉健氏（大阪経済法科大学）と内藤裕子氏（大阪学院大学）に依頼したことを確認した。「その他の参考事例報告・コメント」発表者の根来美穂氏（摂南大学）および多畑寿城氏（神戸女子大学）に資料作成費として5,000円を支払うことを承認した。また、プログラムの構成を当初予定の2部制から、「その他の参考事例報告・コメント」を第Ⅲ部とする3部制に変更した。記録は八木成和氏（四天王寺大学）に依頼した。

(4) 今後の課題研究会の企画について

特になし

(5) 阪神教協教職課程データベース（平成25年度版）について

「教職課程に関するデータベース作成のためのアンケート調査のお願い」に関して、原徹氏（関西大学）により、資料に基づき説明があった。次年度の分科会のテーマと関連して、「教職課程教育における連携（学内および学外）についての現状を具体的にお知らせください」という項目を追加することを承認した。また、設問項目7番の「関係諸機関への申し入れ」に関連して、大阪府介護等体験実施連絡協議会の開催を申し入れる旨の意見が出された。

(6) 阪神教協リポート編集について

八木成和氏（四天王寺大学）より資料に基づいて説明があり、課題研究会の3回分の記録者を確認した。また、教員免許事務セミナー報告として、根来美穂氏（摂南大学）に依頼したことを確認した。

(7) 新規幹事校の承認について

新規幹事校として、大阪人間科学大学、神戸学院大学、関西福祉科学大学、奈良大学に依頼することを承認した。5月の総会で報告する。

(8) 今後の記録担当について

特になし

(9) その他

- ・事務局から提案があり、11月30日開催の全私教協研究交流集会の会計監査として、水谷勇氏（神戸学院大学）と佐野秀行氏（大阪人間科学大学）に依頼することを承認した。
- ・資料に基づき、原徹氏（関西大学）より「第3回阪神教協教員免許事務セミナー」を2月22日に開催する旨の連絡があった。
- ・境健太氏（近畿大学）より、2014-2015年度の全私教協副会長を近畿大学が受諾するとの報告があった。
- ・「阪神教協リポート」のバックナンバーを、阪神教協のホームページに本人の許可なしに掲載していることには、著作権上、問題があるとの意見が出された。

## [会則]

# 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会会則

### 第1条（名称）

本会は、「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」と称する。

2 本会の略称を、「阪神教協」とする。

### 第2条（目的）

本会は、私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実・発展をはかることを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教職課程についての情報交換・連絡協議
- 二 教育実習その他の教職課程の適正かつ円滑な実施やその充実のための関係諸機関・諸団体との連絡協議
- 三 教員養成一般についての調査・研究
- 四 私立大学における開放制教員養成の重要性について認識を深めるための活動
- 五 その他本会の目的達成のために必要な事業

### 第4条（会員校）

本会は、大阪地区、兵庫地区、奈良地区、および和歌山地区において教職課程を設置している私立大学（短期大学、短期大学部を含む）をもって会員校とする。

2 阪神教協の地区に所在する、教職課程をもつ短期大学（短期大学部を含む）は、会員校として、もしくは準会員校として、阪神教協の事業（活動）に参加することができる。

### 第5条（機関および役員）

本会に次の機関および役員をおく。

- 一 総会
- 二 幹事校会
- 三 会長校および会長
- 四 事務局および事務局長
- 五 会計監査委員

### 第6条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であって、全会員校をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 定期総会は毎年1回開催する。
- 3 幹事校が必要と認めたとき、または会員校の1 / 3以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、全会員校の1 / 2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する。

#### 第7条（幹事校会）

幹事校会は、総会において選出された幹事校をもって構成する。

- 2 幹事校会は、会長を補佐し総会において決定された事項の執行に当たる。
- 3 幹事校の任期は2年とする。

#### 第8条（会長校および会長）

会長校は、幹事校会の互選によって選出する。

- 2 会長は幹事校において選出し、総会で承認する。
- 3 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長校の任期は2年とする。

#### 第9条（事務局および事務局長）

事務局および事務局長は、会長校におき、本会の事務を処理する。

- 2 事務局に事務局次長、会計、その他必要な事務局員を置くことができる。

#### 第10条（会計監査委員）

会計監査委員は、総会で選出された2名とし、本会の会計を監査する。

- 2 会計監査委員の任期は2年とする。

#### 第11条（会費）

阪神教協の会員校は、1校につき年額7万円を会費として納入する。そのうちの3万5千円は、全私教協への会員参加費となる。

- 2 阪神教協の準会員校は、1校につき年額2万円を連絡費として納入する。そのうちの1万円は、全私教協への準会員参加費（連絡費）となる。

#### 第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第13条（会則改正）

本会の会則改正は総会において、出席会員校数の過半数の同意によって行う。

#### 付則1

1979年7月11日制定

1981年3月17日一部改正

1981年7月15日一部改正

1986年5月28日一部改正

1988年5月18日一部改正

1990年5月30日一部改正

1991年5月15日一部改正

1999年5月13日一部改正

2008年5月28日一部改正

2010年5月26日一部改正

2011年5月11日一部改正

この会則（改正）は2011年4月1日から施行する。

## ＜外国視察団派遣のための補助金制度＞の内規

### 1. 目的

外国の教師教育を視察する外国視察団を派遣し、教師教育の発展に寄与すること。

### 2. 補助内容

外国視察団参加者1 人につき3 万円以内で補助する。

### 3. 応募資格

会員校に勤務する者。

### 4. 補助金交付の手続き

外国視察団への参加とあわせて事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、視察団の出発以降に交付を受ける。

## ＜教師教育研究のための海外渡航への助成金制度＞の内規

### 1. 目的

教師教育研究を目的とする海外渡航を支援し、その成果を阪神教協で活用すること。

### 2. 助成内容

1 人1 件につき10 万円以内で助成する。

### 3. 応募資格

会員校に勤務する者。

### 4. 助成金交付の条件

成果を課題研究会で発表し、阪神教協レポートに投稿すること。

### 5. 助成金交付の手続き

事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、事務局より助成金を受けとる。

以上

## 『阪神教協リポート』編集規程

1. 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、本会という）は、会則第3条に規定される事業の一環として、『阪神教協リポート』（以下、本誌という）を年1回発行する。
2. 本誌には、「私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実発展をはかる」という本会の目的にかなう資料・研究論文・実践報告等（以下、論文等という）を掲載する。
3. 本誌に掲載する論文等は、幹事校会からの依頼によるもののほか、投稿によるものも受け付ける。本誌に投稿できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。
  - 1) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員
  - 2) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員からの推薦がある者
4. 本誌に掲載する論文等は、他の刊行物に未発表で、未投稿のものに限る。ただし、すでに発表したものであっても、本会の目的にかなない、本誌のために書き改めたものは、出典を明記したうえで、投稿することができる。
5. 本誌の発行予定日は、毎年4月1日とし、論文等の投稿は、発行日の前年の12月31日を締切とする。
6. 論文等を執筆・投稿しようとする者は、所定の執筆要領に従って原稿を作成し、本誌編集長に原稿ファイルを郵送または電子メールにより送付する。本会会員校または準会員校に勤務する教職員でない場合は、以下の内容を明記したものを添付するものとする。
  - 1) 氏名
  - 2) 所属
  - 3) 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
  - 4) 推薦者（本会会員校または準会員校に勤務する教職員）の氏名
7. 投稿された論文等の掲載の可否は、幹事校会の審議を経て決定される。幹事校会は、本誌の趣旨に基づいて、執筆者に原稿修正の要望を行うことがある。
8. 本誌に掲載された論文等の執筆者には、幹事校会で定める謝礼を支払うとともに、本誌2部および抜刷30部を献呈する。
9. 本誌に掲載された論文等は、原則として電子化し、本会ホームページに掲載する。

付則1

2012年5月16日制定

この規程は2012年4月1日にさかのぼって適用する。

## 『阪神教協リポート』執筆要領

『阪神教協リポート』に、論文等を執筆・投稿しようとする者は、以下の要領に従い、原稿を執筆するものとする。

1. 原稿は、パソコンやワープロ等で作成する。
2. 自由投稿論文等の長さは、幹事校会で承認を得たもの以外は、表題・図表・写真を含めて6ページ以内とする。
3. 1ページは、A4版の用紙、横書き44字×38行とし、1ページ目の最初の5行分に、タイトル・所属・氏名を明記し、本文を6行目から始める。
4. 注記、引用文献（または参考文献）は、本文原稿末尾に一括して記載する。

以上



## 編集後記

阪神教協リポートの編集を担当させていただき 2 年目となりました。当会も相互の交流・協力により、例年通りに年 3 回の課題研究会等が実施されました。近年の教員養成に関する課題に対して皆様の日々の取り組みについてご報告いただき、相互の連携・協力が深まったかと存じます。阪神教協の諸活動についてまとめることができ、ここにNo.37 のリポートをお届けすることができました。執筆者の方々をはじめ、ご協力をいただきました皆様方に深く御礼を申し上げます。

なお、本リポートでは、下記要領にて、論文・報告等を募集しております。実践報告等の寄稿報告も募集しております。今後も執筆要領に変更はございません。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

編集担当：四天王寺大学 八木 成和

## 連絡・問い合わせ先

〒583-8501 羽曳野市学園前 3 丁目 2-1

四天王寺大学 教育学部 八木 成和（阪神教協リポートNo.36-37 編集担当）宛

メールアドレス：yagi@shitennoji.ac.jp

「**阪神教協リポートNo.37**」 2014 年 4 月 1 日発行

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会

事務局 大阪産業大学 教養部 教職教室

〒574-8530 大東市中垣内 3-1-1

TEL：072-875-3001 FAX：072-870-8626

印刷 共同精版印刷株式会社

〒630-8013 奈良市三条大路 2 丁目 2-6

TEL：0742-33-1221 FAX：0742-33-7035



